

日の出町
高齢者保健福祉計画・
第8期介護保険事業計画

令和3年度～令和5年度
(2021年度～2023年度)



日の出町「ひのでちゃん」

令和3年3月

日の出町

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	3
4 他計画との関係	3
5 計画策定の体制	4
第2章 高齢者を取り巻く状況	5
1 人口と世帯の状況	5
2 被保険者・要介護認定者の状況	9
第3章 高齢者の将来推計	12
1 人口の将来推計	12
2 第1号被保険者数の見込み	13
3 要介護認定者総数の見込み	14
第4章 アンケート調査結果概要	15
1 調査概要	15
2 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果概要	16
3 在宅介護実態調査結果概要	27
第5章 高齢者保健福祉施策の将来ビジョン	32
1 基本理念	32
2 基本目標	33
3 高齢者保健福祉施策の体系図	34
第6章 高齢者保健福祉施策の推進	36
1 健康づくりと介護予防への支援	36
2 高齢者の生活支援	47
3 高齢者の生きがいづくりと社会参加活動の支援	55
4 高齢者を支えるまちづくり	58
5 高齢者を支える地域包括ケア体制の構築	62
第7章 介護保険サービスの充実	64
1 個別サービスに関する実績と今後の見込み	64
2 介護保険事業費用の見込み	76

第8章 計画推進のために	84
1 令和7（2025）年・令和22（2040）年の予測	84
2 計画の推進方策	86
3 計画の進行管理	87
4 介護保険事業の適正な運営	88
資料編	89
資料1 日の出町介護保険事業計画等運営協議会設置要綱	89
資料2 日の出町介護保険事業計画等運営協議会委員名簿	91
資料3 日の出町介護保険事業計画等運営協議会審議経過	92
資料4 パブリックコメント（意見公募）実施概要	93
資料5 地区別の人口・高齢化等の状況	94

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

介護保険法が平成9(1997)年12月に制定され、平成12(2000)年度に創設された介護保険制度により、高齢者又は病気により日常生活を送れない人に対して、できるだけ自立した生活を送れるよう社会全体で支援する仕組みがつくられました。開始から21年となる介護保険制度は、高齢化率の上昇や要介護高齢者の増加、介護保険サービスの利用状況、高齢者の生活を取り巻く様々な環境変化などの動向に合わせ、これまでに様々な対応が図られています。

第7期の介護保険事業計画は、第6期を踏まえた地域包括ケアシステムの推進と「地域共生社会」の実現へ向けた体制整備を進めるための期間であるとともに、介護保険制度の持続可能性の確保に取り組むものとされました。

地域包括ケアシステムは、限りある社会資源を効率的・効果的に活用しながら、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を包括的に確保するもので、国では、令和7(2025)年までに、各地域の実情に応じて構築するよう自治体等に求めています。

令和7(2025)年とは、わが国において、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、4人に1人が75歳以上という超高齢社会が到来するとされている年です。さらに、令和22(2040)年には、わが国の人口は約1億1,000万人になり、1.5人の現役世代(生産年齢人口)が1人の高齢世代を支えるかたちになると予測¹されています。第7期までの高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は令和7年を見据えての対応が図られてきましたが、第8期では令和22年までを見据えた計画の策定が求められることとなります。

日の出町においては、「日の出町高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」において、「日本一お年寄りにやさしいまちづくり」を基本理念として掲げ、「元氣なくらしの実現」、「生きがいのあるくらしの実現」、「安全安心なくらしの実現」の3つの基本目標のもと、介護保険制度を含めた高齢者施策の体系的な推進と円滑な実施を目指した数々の取組を進めてきました。

今回の「日の出町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」(以下、「本計画」といいます)は、上記のような国の状況・方針を踏まえつつ、第7期までの町の取組を継承し、全ての高齢者が地域社会において自分らしく健やかに、安心して日常生活を送ることができるよう、引き続き地域包括ケアシステムを深化・推進するための計画とし、町における持続可能な介護保険制度や高齢者福祉施策の確立、地域共生社会の実現を目指して策定します。

1 国立社会保障・人口問題研究所、平成29(2017)年推計、出生率・死亡率中位仮定によります。

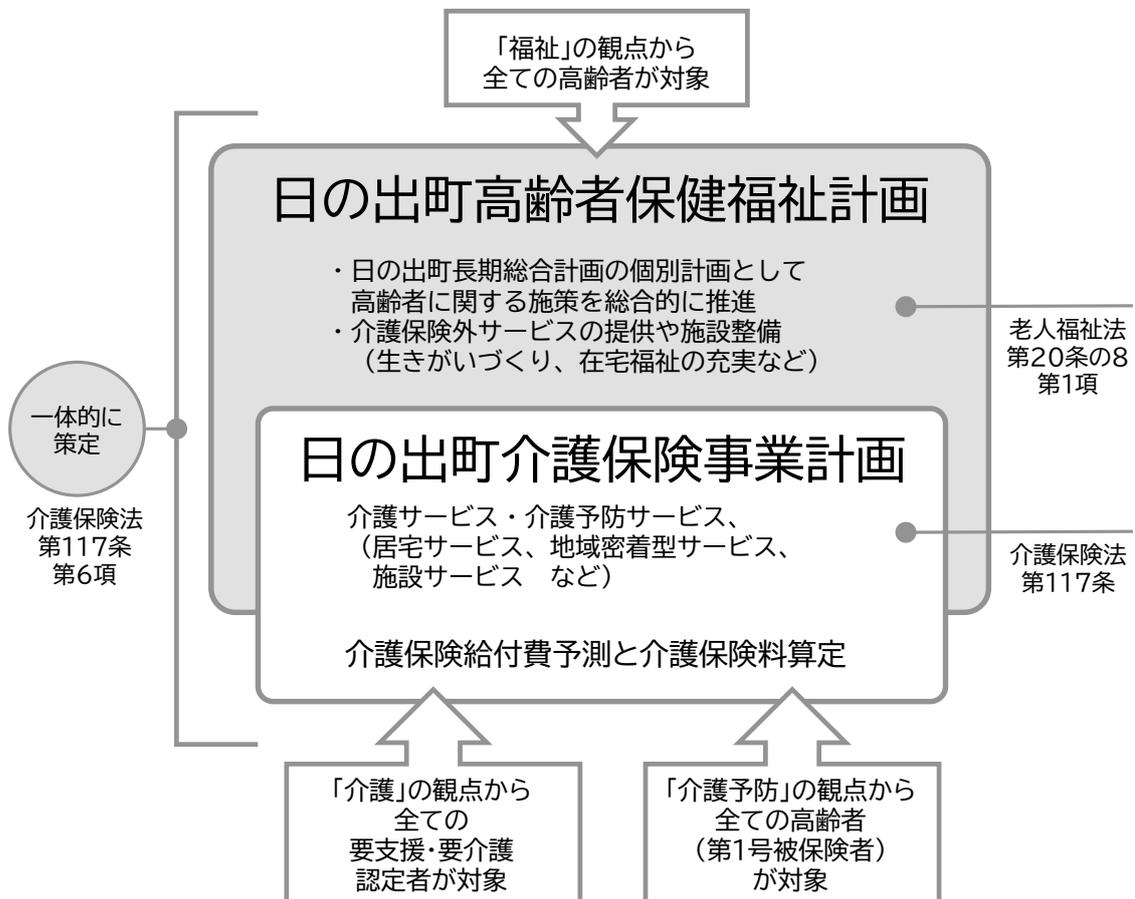
2 計画の位置づけ

本計画は、高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、日の出町における「市町村老人福祉計画」と「市町村介護保険事業計画」を、介護保険法第117条第6項の規定により一体のものとして策定するものです。

市町村老人福祉計画に当たる「日の出町高齢者保健福祉計画」は、老人福祉法第20条の8第1項に基づき、介護保険とそれ以外のサービスを組み合わせ、健康づくり、介護予防をはじめ、高齢者に関する日の出町の福祉の向上を目指すものです。

市町村介護保険事業計画に当たる「日の出町介護保険事業計画」は、介護保険法第117条に基づき、介護保険給付サービス量の見込みとその確保策、制度の円滑な実施に向けた取組の内容を定める計画です。

▼老人福祉計画と介護保険事業計画の一体的策定



3 計画期間

本計画は、令和3(2021)年度を初年度とし、令和5(2023)年度を目標年度とする3か年の計画です。令和7(2025)年に向けて、令和22(2040)年までを見据えつつ、引き続き町の実情に合わせた地域包括ケアシステムを進化・推進させるための計画と位置づけ、最終年度にあたる令和5年度には本計画を見直して第9期計画の策定を行います。

▼計画期間

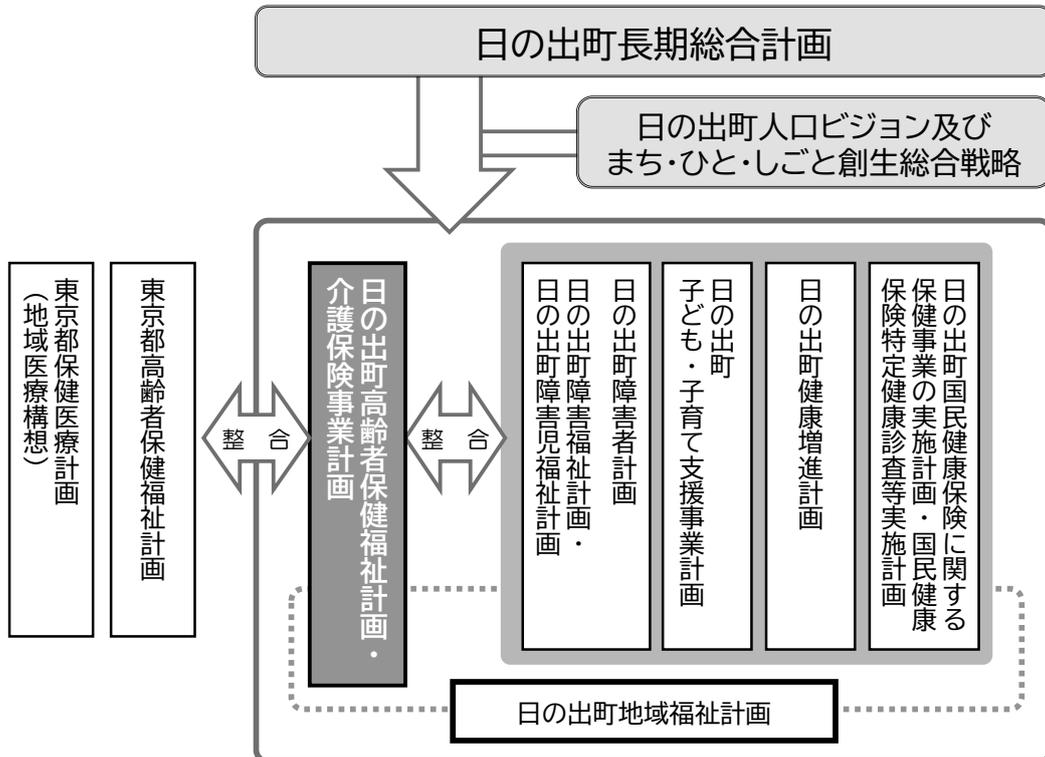


4 他計画との関係

本計画は、日の出町長期総合計画の個別計画として位置づけられるものです。

また、介護保険制度や高齢者保健福祉施策を円滑に実施するとともに、地域共生社会の実現に向けた取組を行う計画であることから、日の出町の福祉関連計画、東京都の関連する計画との整合性を図り策定します。

▼他計画との関係



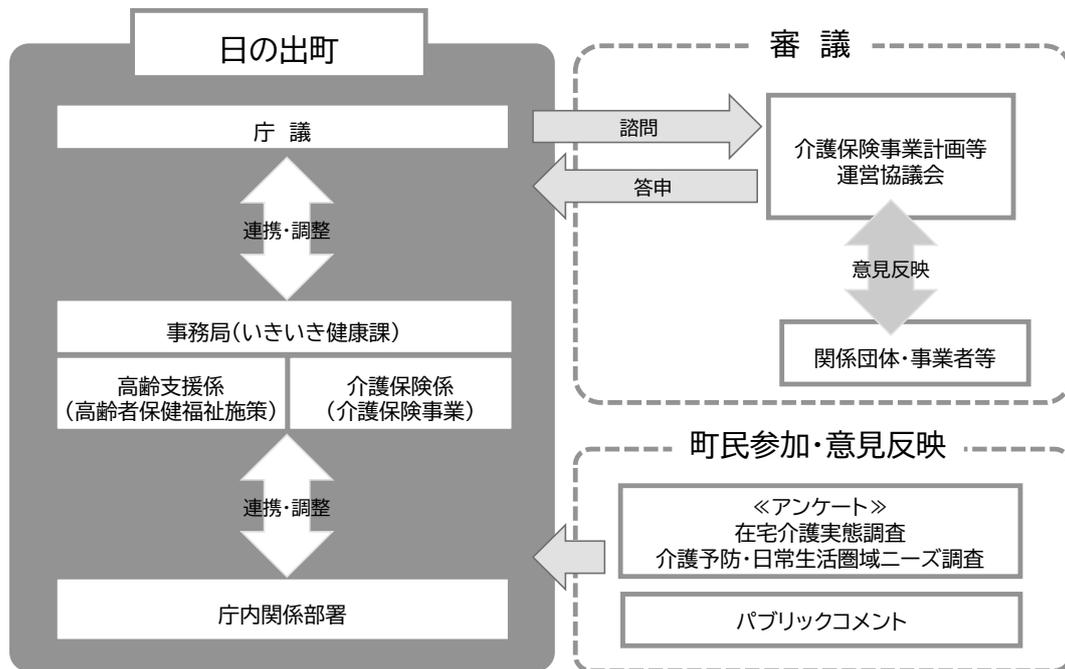
5 計画策定の体制

町は、介護保険事業計画等運営協議会の意見を踏まえた上で、計画を決定します。

運営協議会は、町の諮問を受けて計画の策定(改定)をするとともに、計画の推進に係る調査及び審議を行い、運営は各担当課が実施します。

本計画は、事前に実施した町民アンケート結果、前計画の実施状況確認・評価を踏まえ、介護保険事業計画等運営協議会における協議と、町民の意見を求めるパブリックコメントを経て策定(改定)しています。

▼計画策定の体制



第2章 高齢者を取り巻く状況

1 人口と世帯の状況

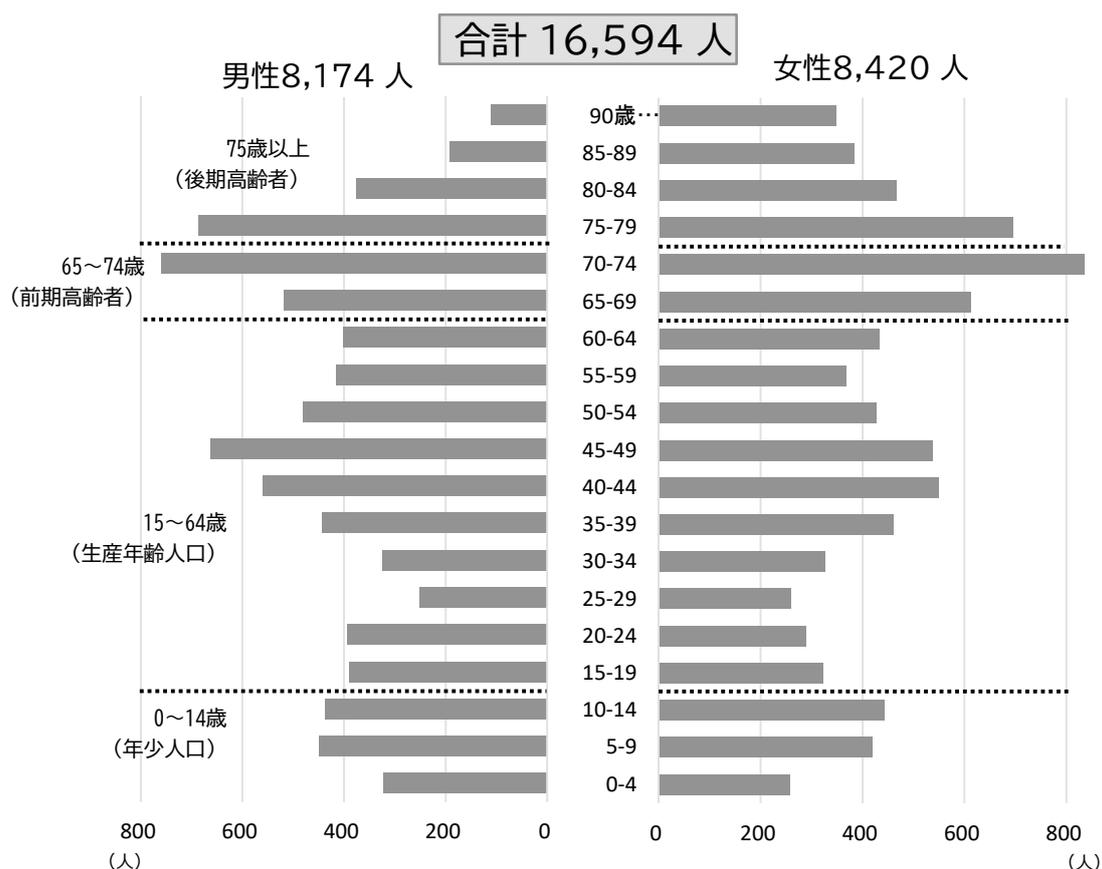
(1) 人口構造

日の出町の令和2(2020)年10月1日現在の総人口は16,594人となっています。人口構造をみると、70～74歳が最大のコーホート²を占めており、5年後の令和7(2025)年にはこの集団が全て後期高齢者へ移行することになります。

また、生産年齢人口の中では45～49歳が多く、この集団は20年後の令和22(2040)年には65歳以上の高齢者となります。

性別では、男性が8,174人、女性が8,420人で、女性が男性より246人多くなっています。

▼人口構造



資料:住民基本台帳(令和2年10月1日現在)

² コーホート:統計上の概念で、ある一定期間内に生まれた人の集団のことです。上記グラフでは、年齢5歳階級別人口の1つの階級に属する人口を、1つのコーホートとしています。

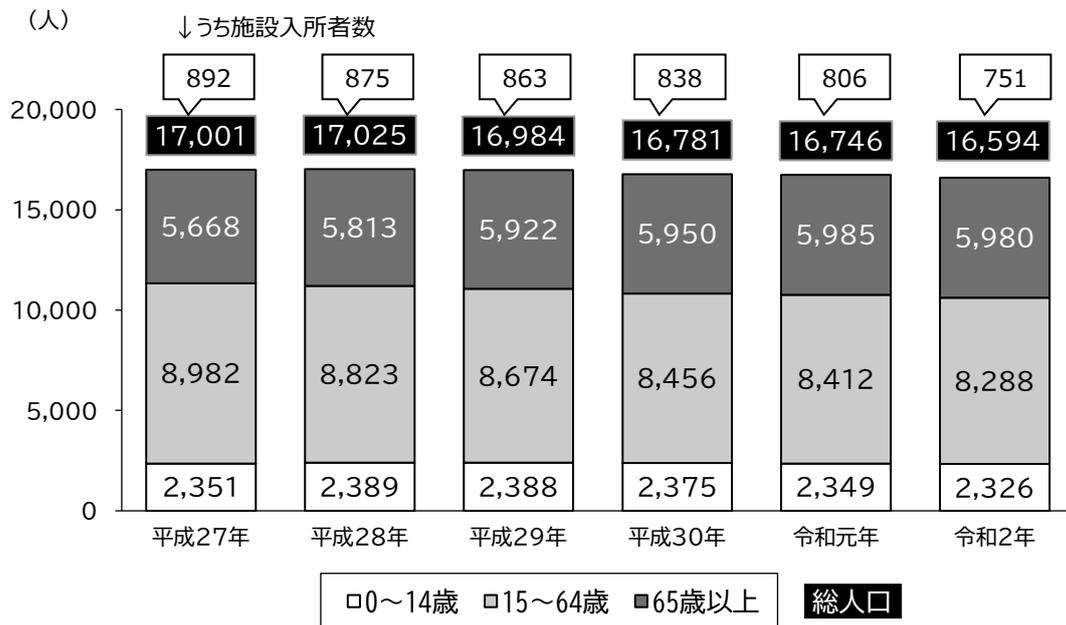
(2) 年齢3区分別人口の推移

総人口は平成28(2016)年の17,025人をピークとして減少傾向に転じています。

年齢区分別にみると、年少人口(0～14歳)及び生産年齢人口(15～64歳)が平成28年以降は継続的に減少している一方で、高齢者人口(65歳以上)は令和元(2019)年まで継続的に増加し、令和元年の5,985人をピークに減少に転じています。

住民基本台帳には、町内の施設入所者数が含まれており、各年度の施設入所者数は下記グラフの「うち施設入所者数」とおりです。施設入所者数は減少の傾向にあります。

▼年齢3区分別人口の推移



資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)

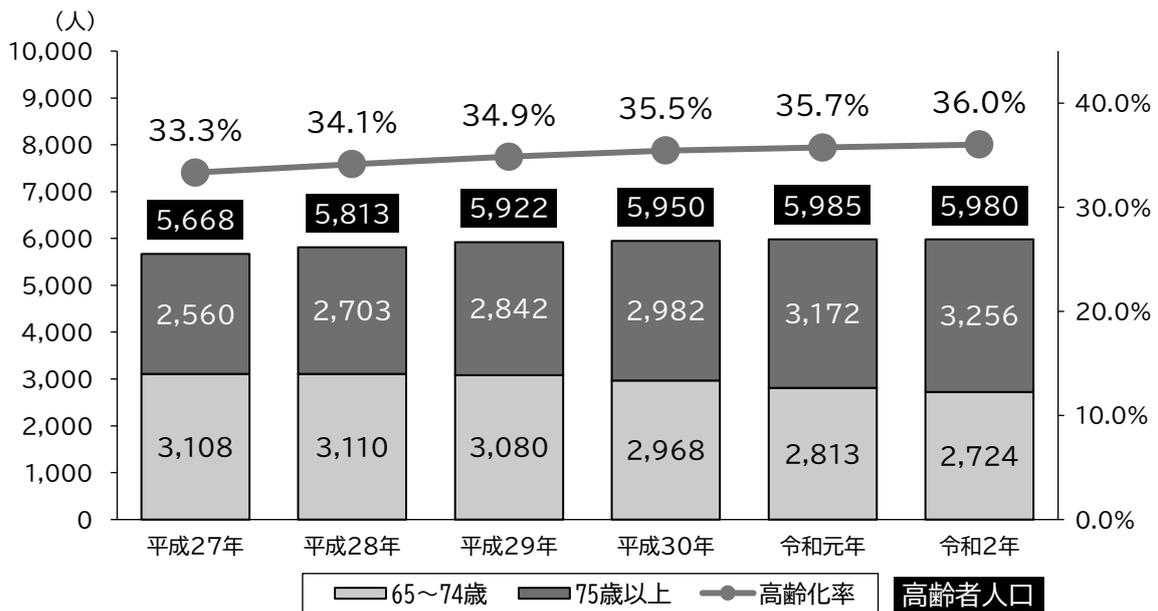
(3) 高齢者人口・高齢化率の推移

高齢者人口の内訳についてみると、平成30(2018)年に、それまでは前期高齢者よりも少なかった後期高齢者の人口が、前期高齢者を上回ることとなりました。

人口構造から考えても、後期高齢者人口が前期高齢者人口を上回る状況は今後も続くと考えられます。

高齢化率は継続的に上昇しており、令和2(2020)年で36.0%となっています。

▼高齢者人口と高齢化率の推移



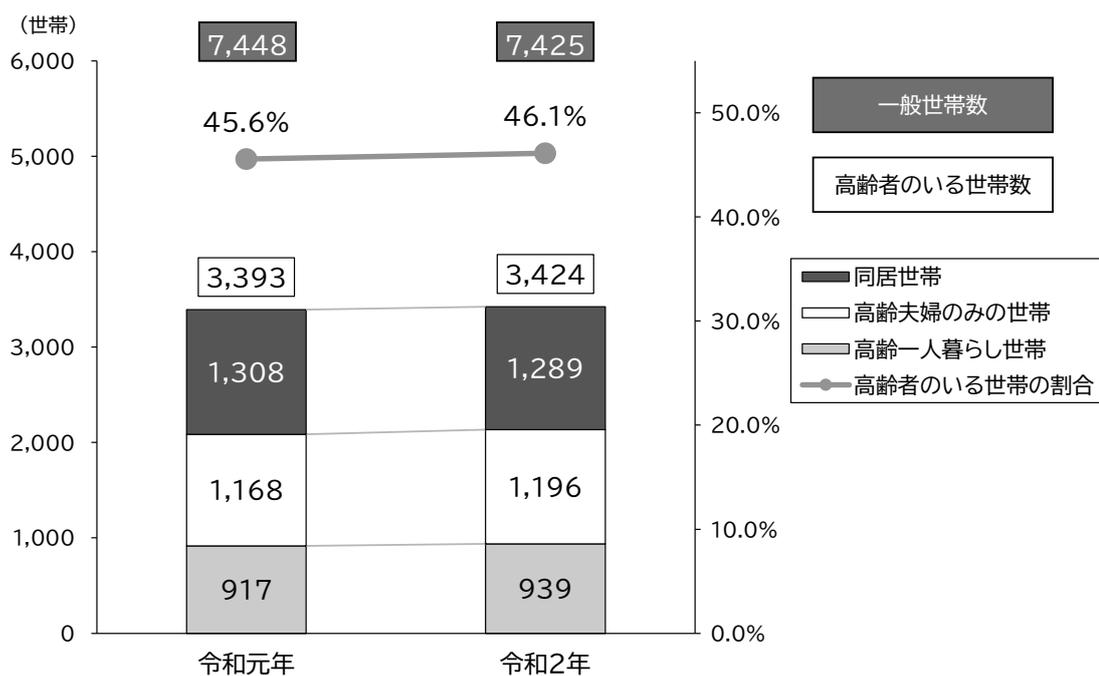
資料：住民基本台帳(各年10月1日現在)

(4) 高齢者のいる世帯の推移

日の出町の一般世帯数は直近の状況で減少しており、高齢者のいる世帯数は増加しています。このため、一般世帯のうち高齢者のいる世帯の割合は上昇しています。

高齢者のいる世帯の類型別にみると、同居世帯は減少し、高齢夫婦のみの世帯と高齢一人暮らし世帯は増加しています。

▼高齢者のいる世帯の推移



資料：住民基本台帳からの町データ

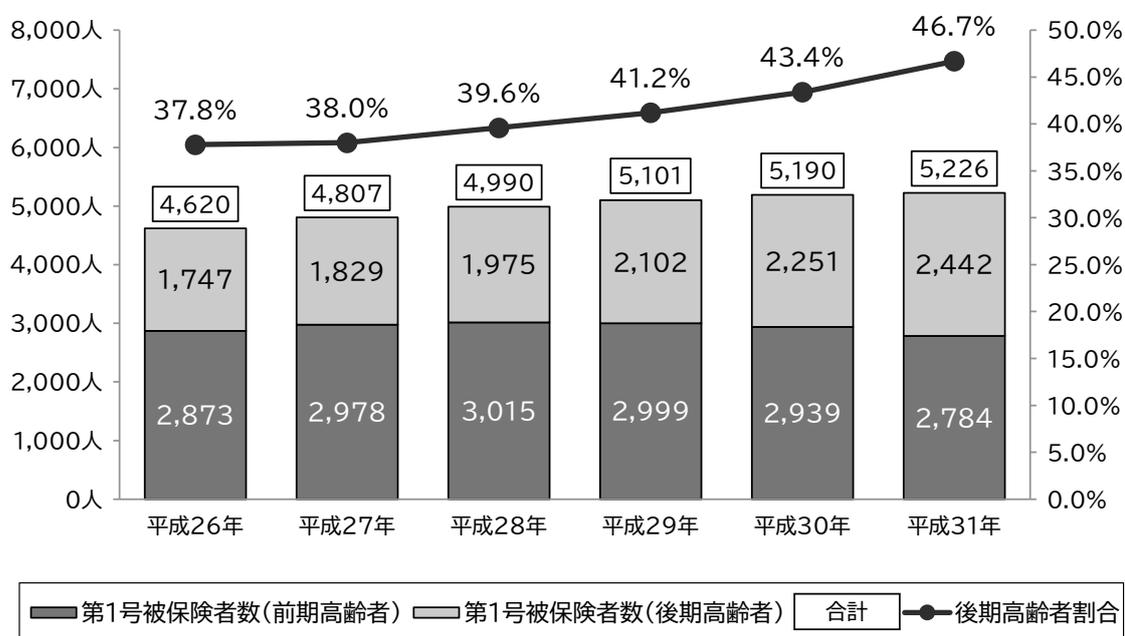
2 被保険者・要介護認定者の状況

(1) 第1号被保険者数の推移

第1号被保険者数は増加傾向で推移しています。そのうち前期高齢者は平成 28 (2016)年の 3,015 人をピークに減少し、後期高齢者は平成 26(2014)年の 1,747 人から平成 31(2019)年の 2,442 人へ継続的に増加しています。

第1号被保険者に占める後期高齢者割合は、平成 26 年の 37.8%以降、継続的に上昇傾向にあります。人口構造から考えると、第1号被保険者に占める後期高齢者割合の増加は少なくとも今後 10 年ほどの間は続く³と考えられます。

▼第1号被保険者数の推移



※各年 3 月末

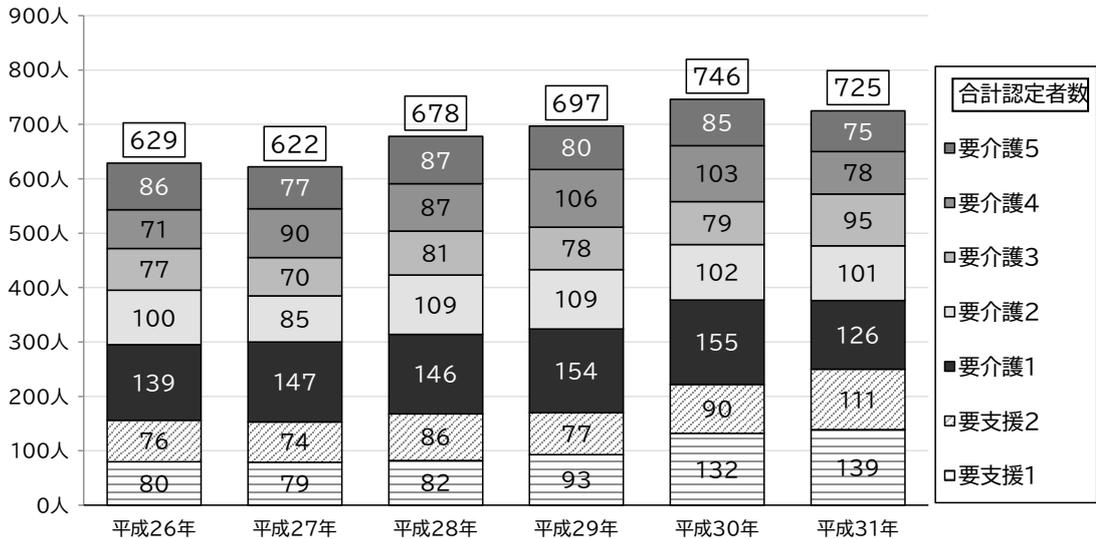
資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(平成 31 年は月報)(「見える化」システムより取得)

3 「第2章1 人口と世帯の状況 (1)人口構造」参照。現在の日の出町では、最も人口の多い 70～74 歳を含む 65～74 歳の人口に比べると、55～64 歳の人口は少なくなっています。

(2) 要支援・要介護者数の推移

認定者数の合計はおおむね増加傾向で推移してきましたが、平成 30(2018)年から平成 31(2019)年にかけては減少しました。要介護度別にみると、要支援1、要支援2ともに増加が続いています。

▼要支援・要介護者数の推移



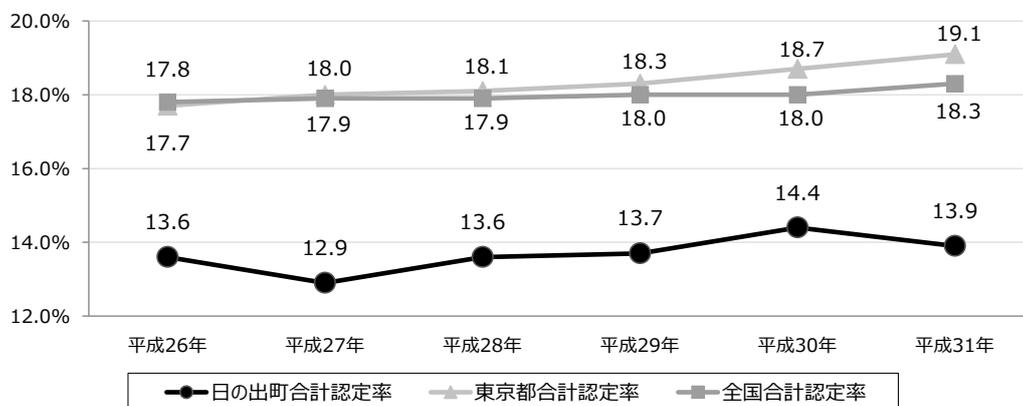
※各年3月末

資料:厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(平成31年は月報)、「見える化」システムより取得

(3) 合計認定率の全国・東京都との比較

全国、東京都では合計認定率(要支援1～要介護5までの認定率の合計)が継続的に増加しています。日の出町の合計認定率は、年による上下動がありますが、全国、東京都と比べて低く抑えられており、平成30(2018)年から平成31(2019)年にかけては下降しています。

▼合計認定率の全国・東京都との比較



資料:厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(平成31年は月報)(地域包括ケア「見える化」システムより)

(4) 要介護者の有病状況

要介護者の有病状況では、糖尿病、心臓病、脳疾患、筋・骨疾患、精神のいずれの疾病においても全国、東京都と比べて割合が低くなっており、現状では、病気のある高齢者は町独自の補助もある医療サービスの利用でとどまっております、介護サービスへの移行者が少なくなっていると考えられます。

▼要介護者の有病割合の全国・東京都との比較

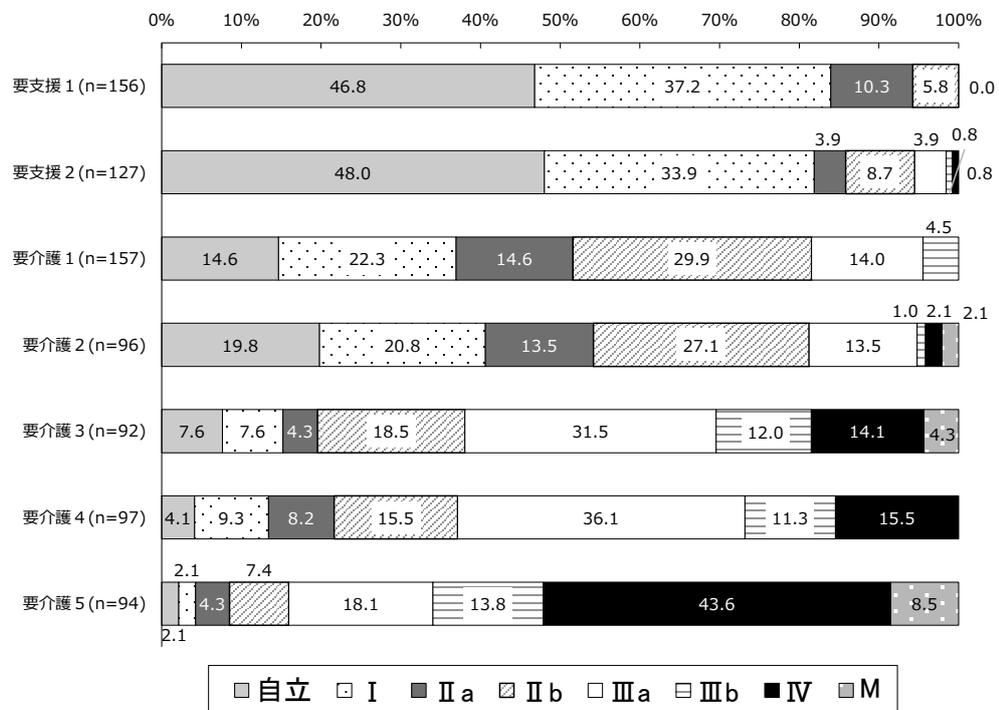
	日の出町	東京都	全国
糖尿病	19.9%	21.9%	22.5%
心臓病	49.7%	54.2%	57.9%
脳疾患	19.4%	21.9%	24.4%
筋・骨疾患	41.9%	48.3%	50.7%
精神	29.3%	34.5%	35.8%

資料：日の出町医療費分析資料

(5) 介護度別認知症日常生活自立度の割合

要介護認定を受けた高齢者のうち、日常生活で何らかの支援が必要とされる認知症日常生活自立度Ⅱ以上の方は、要介護1以上になると半数を超えています。

▼介護度別認知症日常生活自立度の割合



資料：日の出町

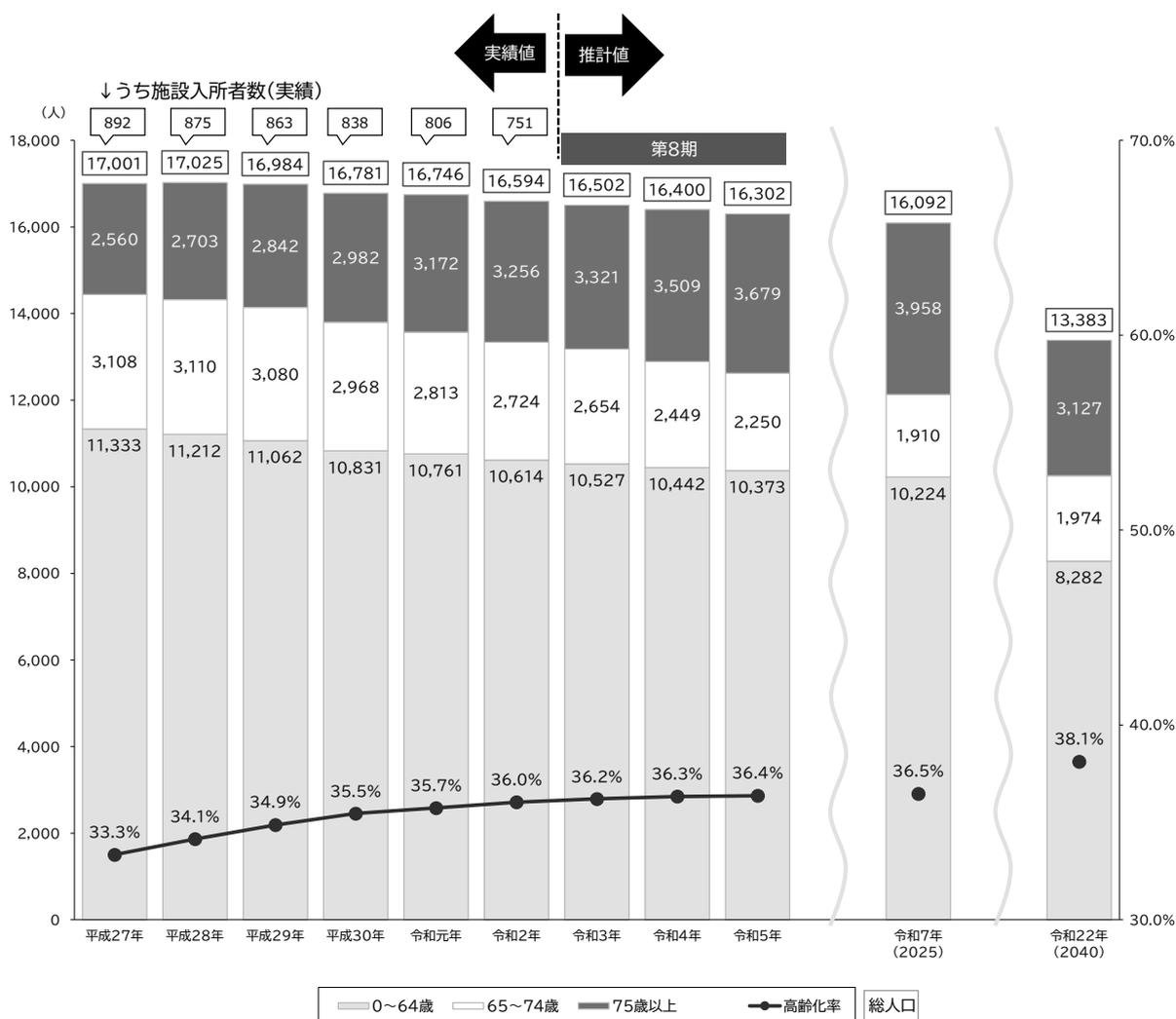
第3章 高齢者の将来推計

1 人口の将来推計

人口減少と高齢化率上昇の傾向は今後も続くと考えられます。本計画の最終年度である令和5(2023)年には、総人口が16,302人、高齢化率が36.4%になると予測されます。

本推計は、住民基本台帳(町内の施設入所者数を含む)からのコーホート変化率法⁴によるため、将来の人口にも過去実績の変化傾向を反映した施設入所者の人数が含まれていることとなります。

▼人口と高齢化率の推移と推計



資料:住民基本台帳(各年10月1日)、平成27~令和2年の実績値よりコーホート変化率法で推計

4 コーホート変化率法:あるコーホートの一定期間における人口の変化率をその地域の年齢別人口変化の特徴と捉え、その変化率が将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法です。

2 第1号被保険者数の見込み

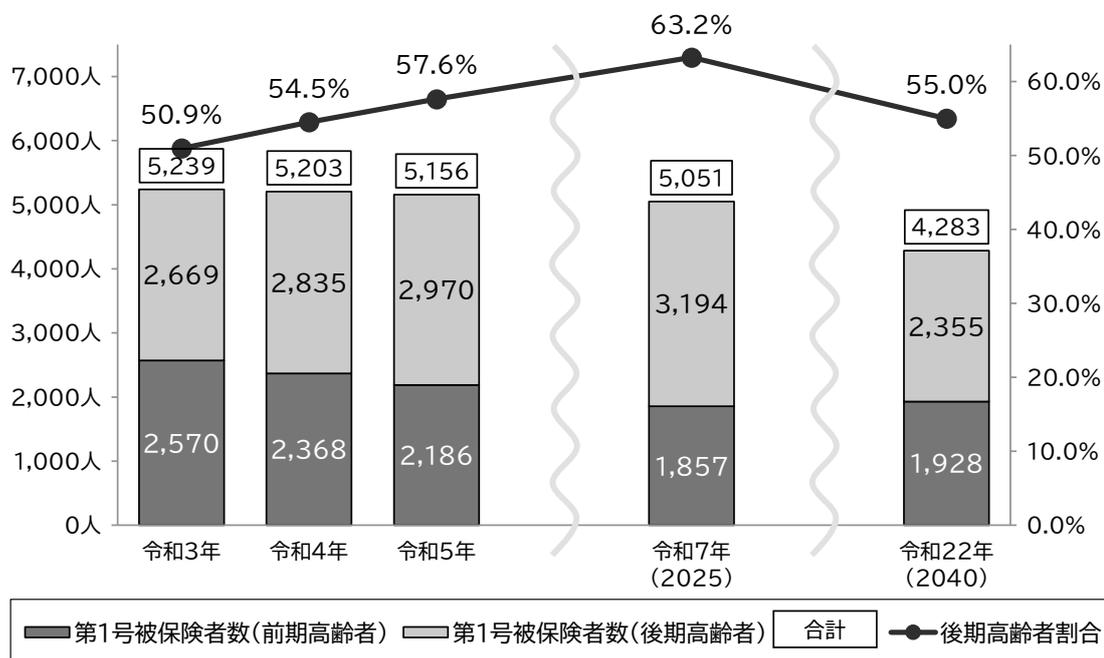
介護保険料の算定には、今後の第1号被保険者数の推計が必要となります。被保険者数は住民基本台帳や国勢調査による人口とは定義上も異なり、両者には差異が生じるため、国では、各保険者において令和元(2019)年度の人口と第1号被保険者数が一致するように補正係数を算出し、これを各年の国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来推計人口に乗じることにより算出したデータを提供しています。

今回の介護保険料算定に使用する第1号被保険者数の推計は、この国提供データによる補正係数を、日の出町における各年齢層の人口割合に応じて案分し算定しました。

それによると、本計画期間中の第1号被保険者数は令和3(2021)年の5,239人から年々減少していく予測となります。

65歳～74歳までの前期高齢者と、75歳以上の後期高齢者別にみると、前期高齢者は令和7(2025)年まで減少が続き、その後、令和22(2040)年にかけては増加する予測となっています。後期高齢者は令和7年まで増加が続き、その後令和22年にかけては減少する予測となっています。

▼第1号被保険者数の推計

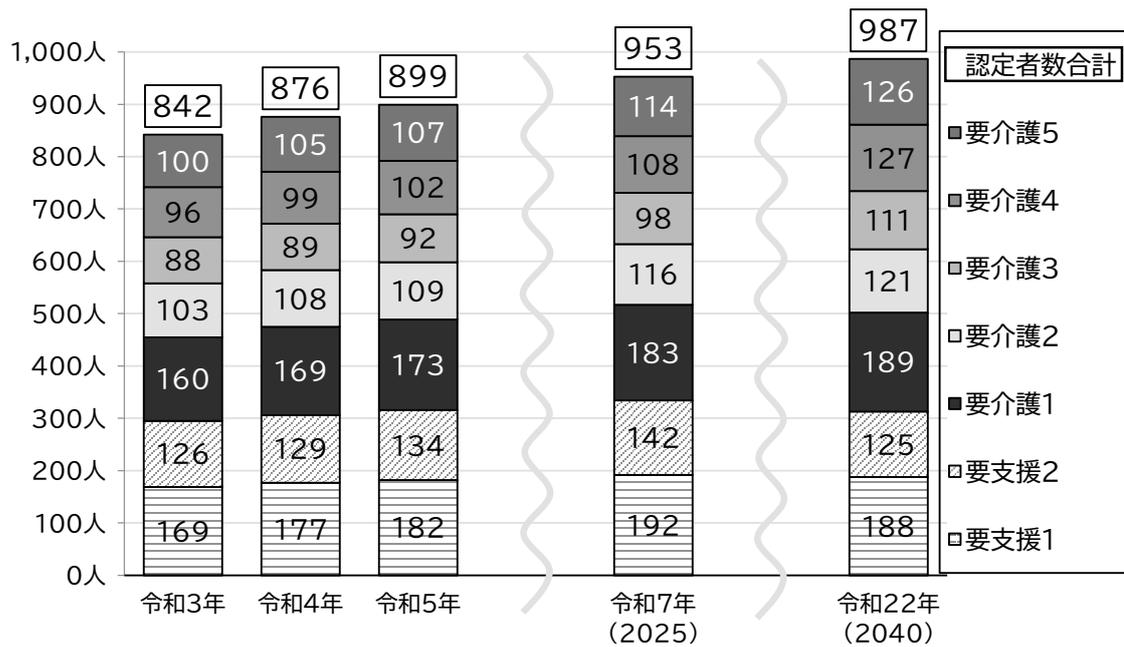


資料:厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システムによる推計

3 要介護認定者総数の見込み

本計画期間中、認定者数の合計は継続的に増加し、最終年度の令和5(2023)年には899人になると予測されます。推計はこれまでの傾向を参考に行われており、要介護度別にみると、重度者よりも要介護1の軽度者や要支援1の増加の傾向が大きくなる見込みです。

▼要支援・要介護認定者数(第1号被保険者)の推計



資料:厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システムによる推計

第4章 アンケート調査結果概要

1 調査概要

調査の目的

本計画の策定にあたり、町内の高齢者の生活や健康などの状況を把握し、計画を策定する上での基礎資料として活用するとともに、今後の介護や高齢者福祉、生活支援などの施策に反映させていくために実施したものです。

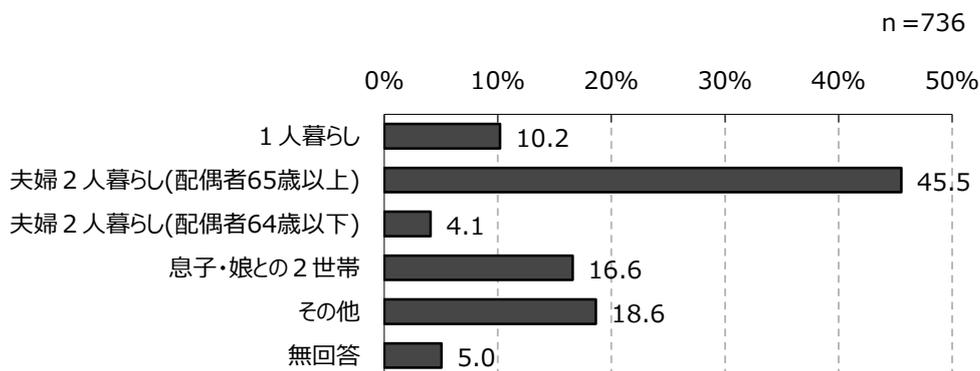
項目	区分	内容		
対象	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	町内にお住まい(令和2年1月23日現在)の、65歳以上で「要介護認定を受けていない方」又は「要支援1・2認定を受けている方」		
	在宅介護実態調査	町内にお住まいで、要介護認定を受けて在宅で生活をしている方		
期間	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	令和2年2月21日～3月16日		
	在宅介護実態調査	令和元年10月1日～令和2年2月28日		
方法	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	郵送配布・郵送回収		
	在宅介護実態調査	認定調査員による聞き取り調査		
回収状況	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	配布数	回収数	回収率
		1,000票	736票	73.6%
	在宅介護実態調査	配布数	回収数	回収率
		100票	100票	100.0%

2 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果概要

(1) 家族構成、介護・介助の状況

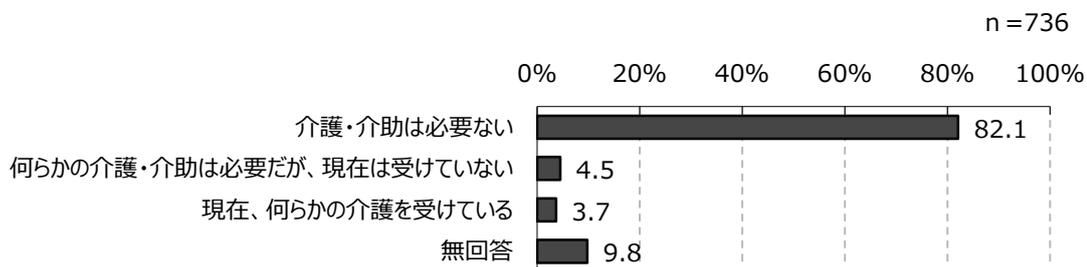
家族構成は、「夫婦2人暮らし(配偶者 65 歳以上)」が 45.5%と最も多く、「息子・娘との2世帯」が 16.6%、「1人暮らし」が 10.2%、「夫婦2人暮らし(配偶者 64 歳以下)」が 4.1%となっています。「その他」は 18.6%となっています。

▼家族構成



普段の生活での介護・介助の必要性は、「介護・介助は必要ない」が 82.1%と最も多く、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」が 4.5%、「現在、何らかの介護を受けている」が 3.7%となっています。

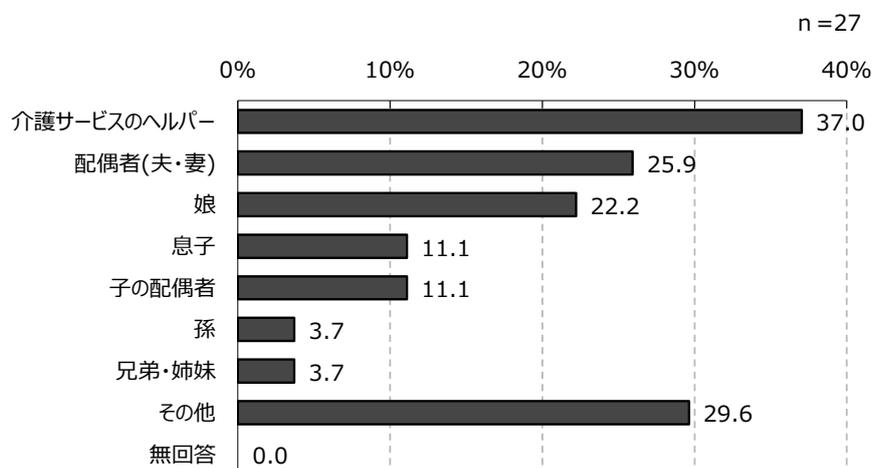
▼介護・介助の必要性



※「一人暮らし」「二人暮らし」は、アンケート内では国の調査票設定に合わせて「1人暮らし」「2人暮らし」と表記しています。(以下同)

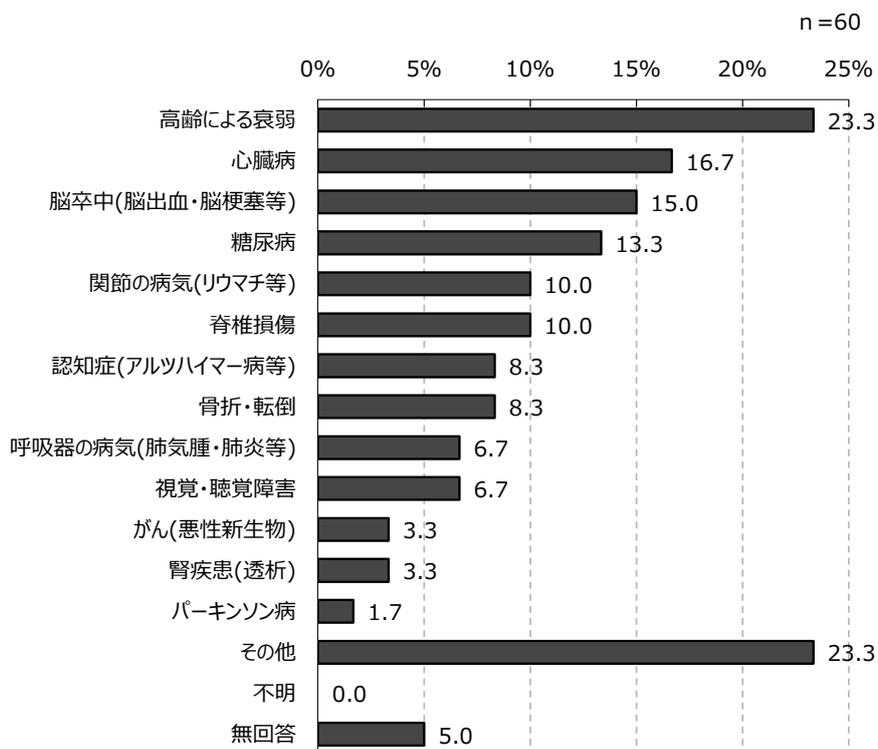
現在、何らかの介護・介助を受けているとした方の主な介護・介助者は、「介護サービスのヘルパー」が37.0%と最も多く、「配偶者(夫・妻)」が25.9%、「娘」が22.2%、「息子」及び「子の配偶者」が11.1%となっています。「その他」は29.6%となっています。

▼介護・介助を受けている人の主な介護・介助者（複数回答）



介護・介助が必要になった主な原因は、「高齢による衰弱」が23.3%と最も多く、「心臓病」が16.7%、「脳卒中(脳出血・脳梗塞等)」が15.0%、「糖尿病」が13.3%となっています。「その他」は23.3%となっています。

▼介護・介助が必要になった主な原因（複数回答）



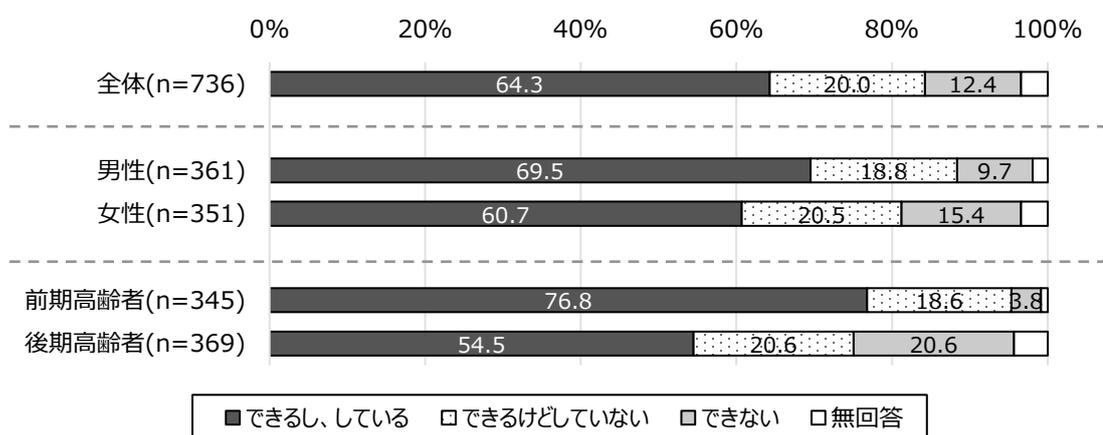
老老介護・1人暮らしの動向を注視

現在は介護・介助を必要としない人が 82.1%で多数を占めていますが、何らかの介護・介助が必要になった場合、45.5%(夫婦2人暮らしで配偶者 65 歳以上)の人はいわゆる老老介護の状況になる可能性が高いと考えられます。また、介護が必要になった主な原因で 8.3%となる「骨折・転倒」は、誰にでも予期せず起こる可能性があり、介護予防の一環としての転倒リスクの軽減は重要です。特に、全体で 10.2%となる「1人暮らし」高齢者において、同居者がいない中で転倒した際の対応について配慮が求められます。

(2) 介護予防の観点

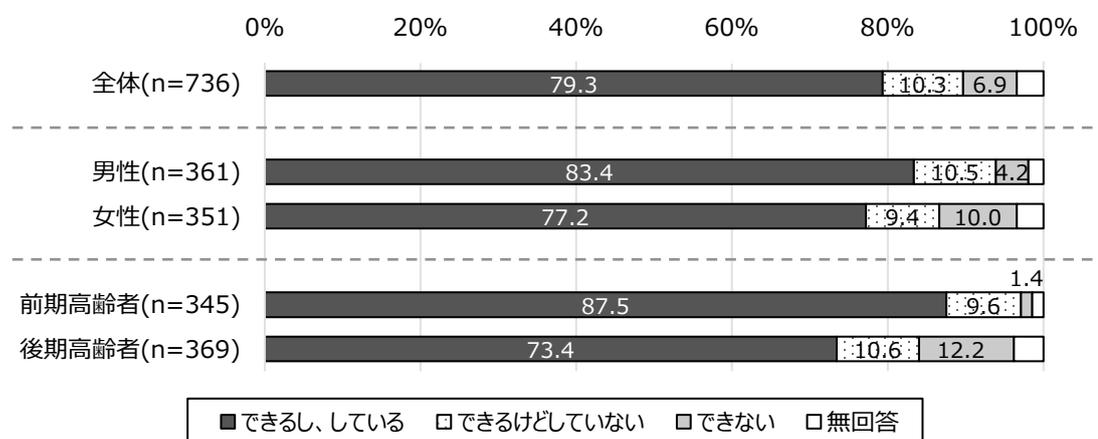
運動器機能の低下に関する代表的な設問では、後期高齢者になると「できるし、している」が減り、「できない」が増えていきます。

▼階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか×属性



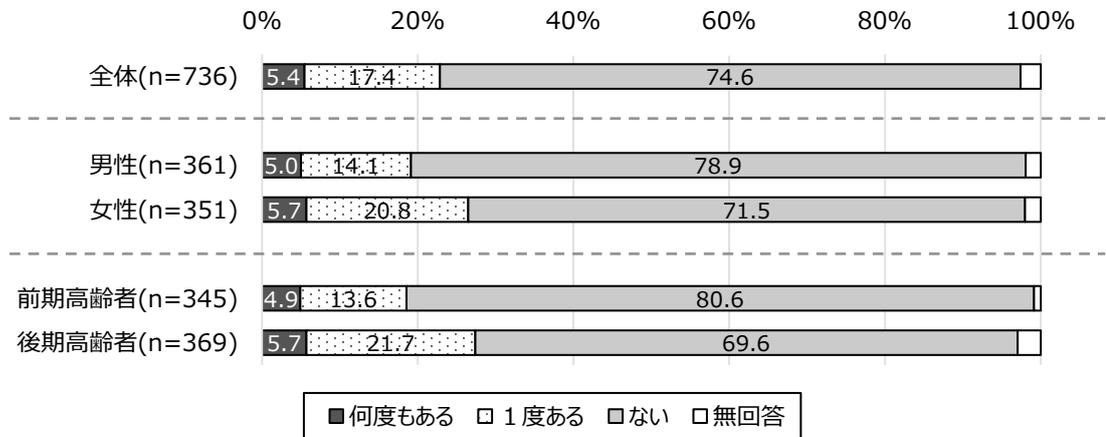
※クロス集計グラフでは無回答の数値を省略(以下同)

▼椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか×属性

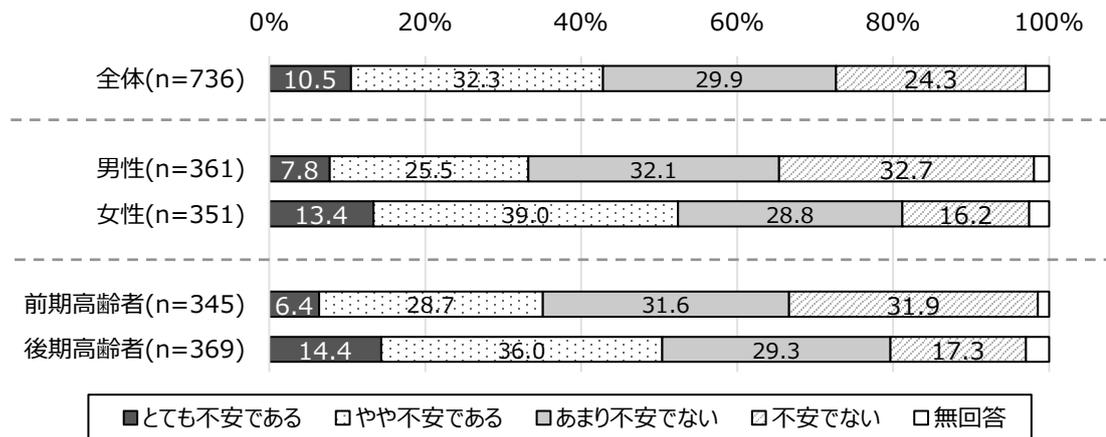


転んだ経験、転倒に対する不安、ともに後期高齢者になると増加しています。

▼過去 1 年間に転んだ経験がありますか×属性



▼転倒に対する不安は大きいですか×属性



介護予防の取組は少しでも早期に

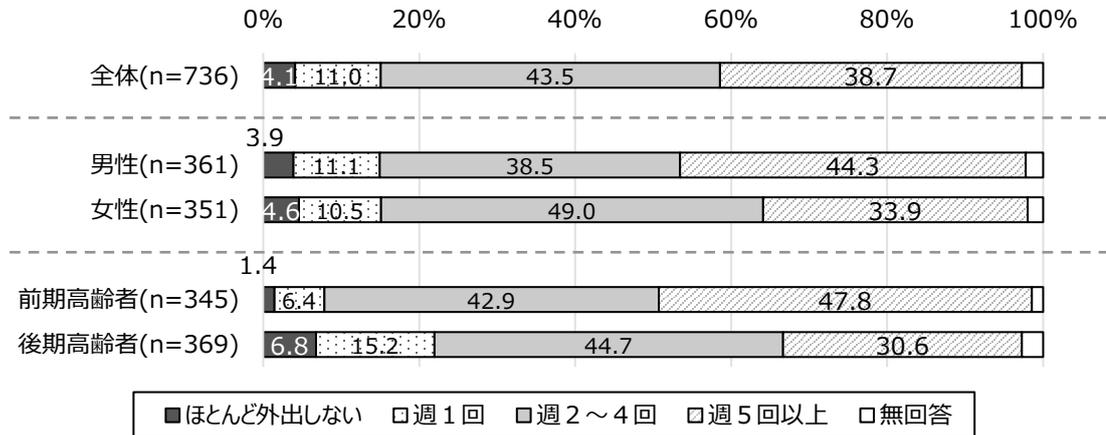
運動器機能の維持や転倒予防につながる、介護予防のための取組は前期高齢者のうちなど早い時期から始めることが重要です。

本計画では「元気なくらしの実現」を基本目標の一つに掲げ、健康づくりと介護予防への様々な支援を進めます。特に介護予防を目的とした「介護予防教室」や「転倒骨折予防体操教室」などを一層活用していくことが大事で、より効果的な案内、開催日程の工夫などを検討していく必要があります。

(3) 外出と移動手段

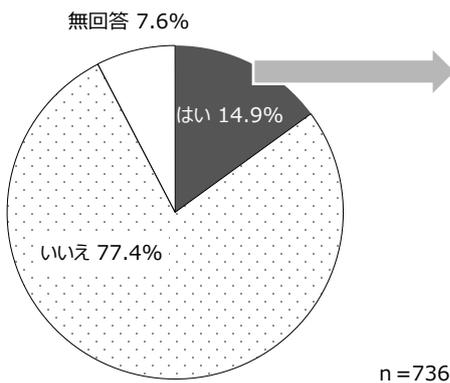
外出の頻度では、後期高齢者になると「ほとんど外出しない」が増え、「週5回以上」が減っています。

▼週に1回以上は外出していますか×属性

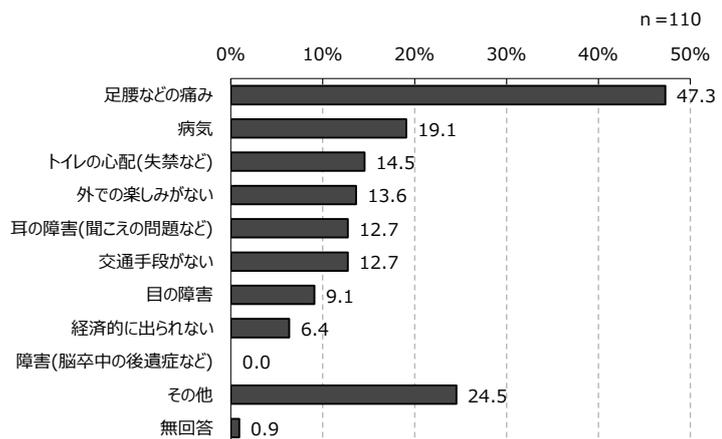


外出を控えているかどうかでは、「はい」が14.9%、「いいえ」が77.4%となっています。外出を控えている理由は、「足腰などの痛み」が47.3%と最も多く、「病気」が19.1%、「トイレの心配(失禁など)」が14.5%、「外での楽しみがない」が13.6%となっています。「その他」は24.5%となっています。

▼外出を控えているか

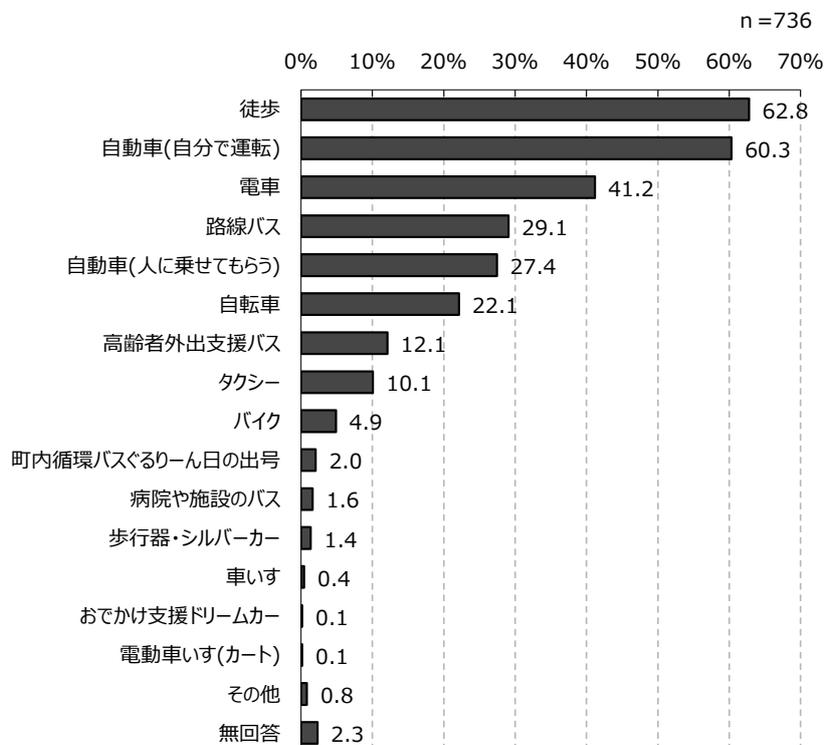


▼外出を控えている理由（複数回答）



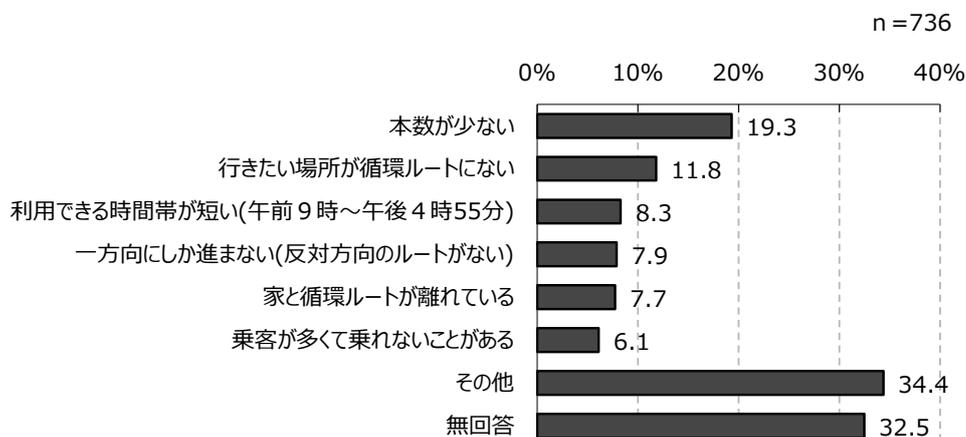
外出する際の移動手段は、「徒歩」が 62.8%と最も多く、「自動車(自分で運転)」が 60.3%、「電車」が 41.2%、「路線バス」が 29.1%、「自動車(人に乗せてもらう)」が 27.4% となっています。

▼外出する際の移動手段（複数回答）



「高齢者外出支援バス」を利用するに当たり不便だと思うことや改善してほしいと思うことは、「本数が少ない」が 19.3%、「行きたい場所が循環ルートにない」が 11.8%、「利用できる時間帯が短い(午前9時～午後4時55分)」が 8.3%、「一方向にしか進まない(反対方向のルートがない)」が 7.9%、「家と循環ルートが離れている」が 7.7%となっています。

▼「高齢者外出支援バス」利用時の不便や改善点（複数回答）



移動支援、機会創出など多方面からの配慮が必要

外出の頻度は後期高齢者になると少なくなる傾向にあります。外出を控えている人の理由で10%以上のものをみると、「足腰などの痛み」「病気」「トイレの心配」「耳の障害」という身体的要因の他に、環境的な要因である「外での楽しみがない」が第4位、「交通手段がない」が第5位(同率)となっています。

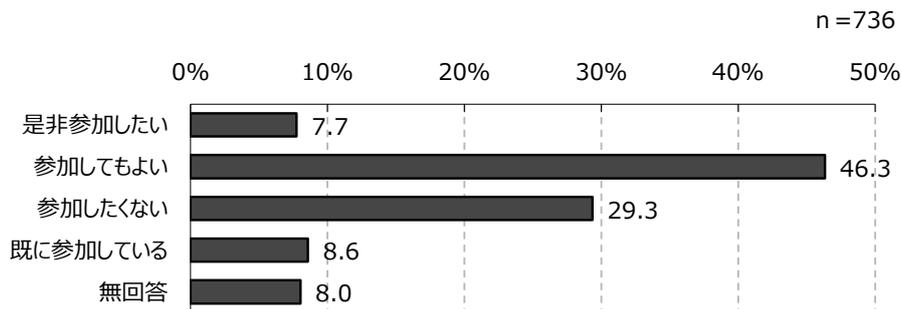
移動手段で車を運転する人は多く、高齢化に伴い運転が難しくなった場合に外出機会が減少してしまうことが懸念されます。

社会的な孤立を防ぎ、他者との交流の起点ともいえる外出については、居場所づくり、楽しみづくり、移動支援など多方面からの検討が必要です。日の出町が実施している高齢者の外出支援、「高齢者外出支援バス」については、利用者ニーズから改善に向けての検討も必要です。

(4) 社会参加

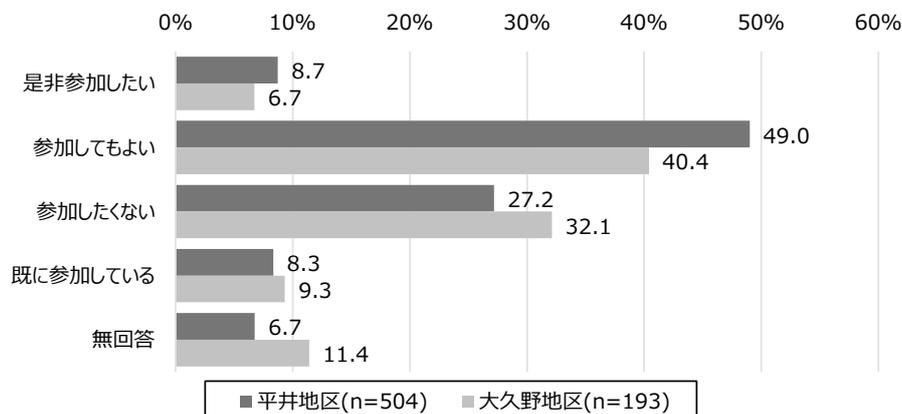
地域住民主体の健康づくりや趣味等のグループ活動への、参加者としての参加意向は、「参加してもよい」が46.3%と最も多く、次いで「参加したくない」が29.3%、「既に参加している」が8.6%、「是非参加したい」が7.7%となっています。

▼住民主体の地域づくり活動への(参加者としての)参加意向



地区別にみると、「是非参加したい」、「参加してもよい」ともに平井地区の方が高くなっています。「既に参加している」は大久野地区の方が高くなっています。

▼住民主体の地域づくり活動への(参加者としての)参加意向×地区別



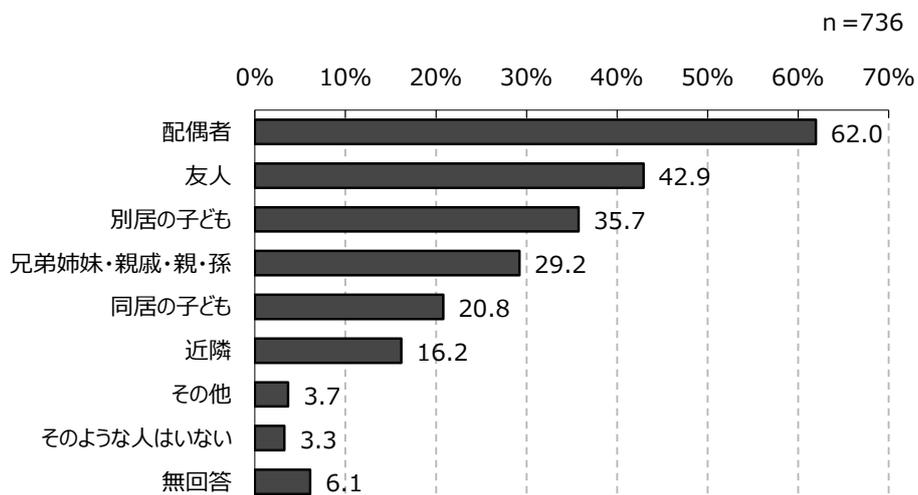
社会参加の意向は過半数、潜在的なポテンシャルは高い

参加者としての参加意向は「是非参加したい」「参加してもよい」を合わせると半数を超えています。一方、第8期アンケートで追加された選択肢「既に参加している」は、8.6%と少なくなっています。参加の意向は高いのに実際の参加が少なくなる要因について、前述の「外出を控えている理由」や「外出する際の移動手段」なども見ながら検討していく必要があります。特に平井地区は、大久野地区に比べてその傾向が大きくなっています。

(5) 地域での相談先や支え合い

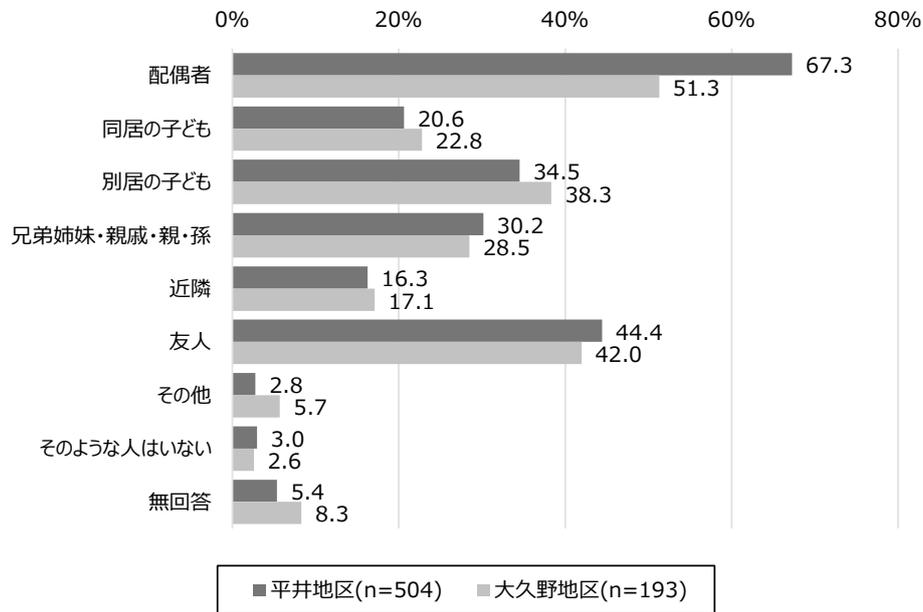
心配事や愚痴を聞いてくれる人は、「配偶者」が62.0%と最も多く、「友人」が42.9%、「別居の子ども」が35.7%、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が29.2%、「同居の子ども」が20.8%となっています。

▼心配事や愚痴を聞いてくれる人（複数回答）



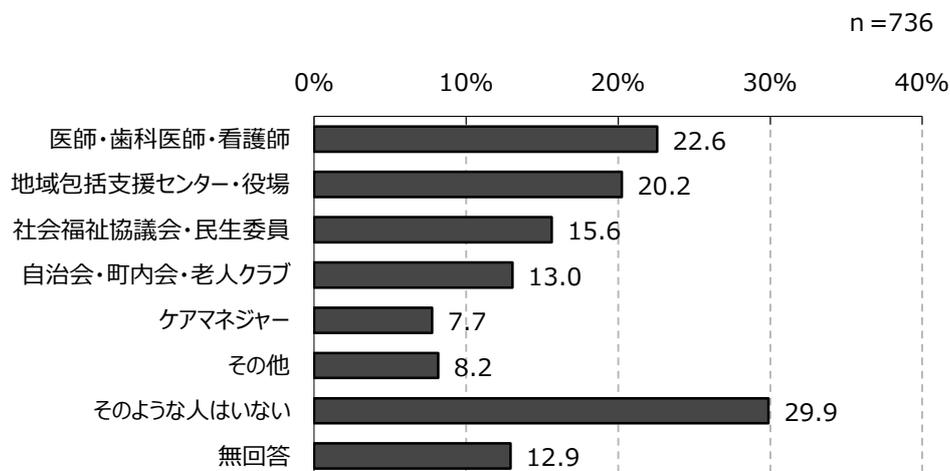
地区別にみると、「近隣」は大久野地区の方が高く、「友人」は平井地区の方が高くなっています。

▼心配事や愚痴を聞いてくれる人×地区別



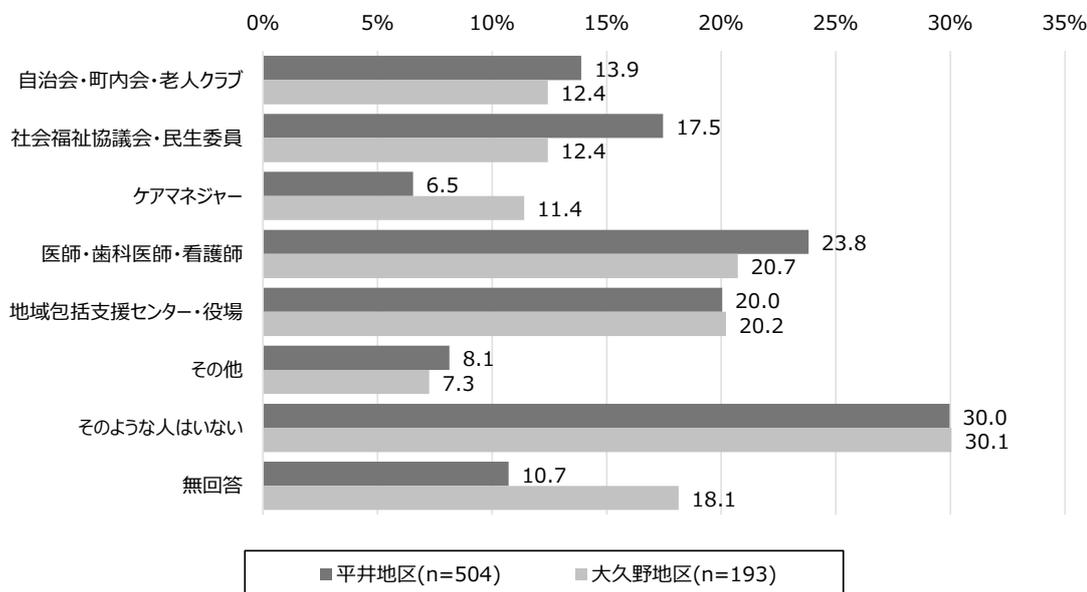
地域での相談経路について、家族や友人・知人以外の相談相手は、「医師・歯科医師・看護師」が 22.6%、「地域包括支援センター・役場」が 20.2%、「社会福祉協議会・民生委員」が 15.6%、「自治会・町内会・老人クラブ」が 13.0%となっています。「そのような人はいない」は 29.9%で最も多くなっています。

▼家族や友人・知人以外の相談先（複数回答）



地区別にみると、「社会福祉協議会・民生委員」は平井地区の方が割合が高く、「ケアマネジャー」は大久野地区の方が割合が高くなっています。

▼家族や友人・知人以外の相談先×地区別



公助と互助の相互補完が大切

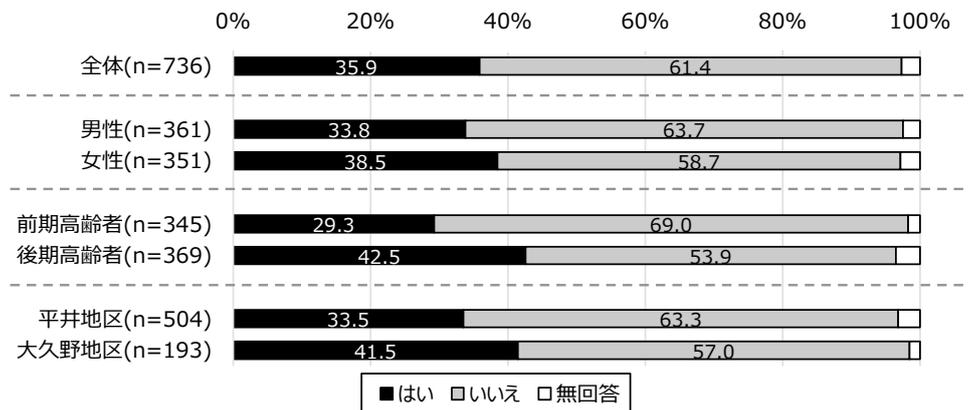
心配事などの相談先は「配偶者」が62.0%で最も多く、第2位は「友人」、続く第5位までが親族です。家族や友人・知人以外の相談相手では「医師・歯科医師・看護師」「地域包括支援センター・役場」「社会福祉協議会・民生委員」「自治会・町内会・老人クラブ」の順となっていますが、「そのような人はいない」との回答が29.9%で最多となっています。

注目すべき点として、心配事や愚痴を聞いてくれる「友人」、地域での相談先「自治会・町内会・老人クラブ」の割合の高さがあります。これら地域の力と、公的サービス・窓口が連携し、補完し合える状況を作り出すことが、「地域共生社会」につながると考えられます。

(6) 認知症への対応

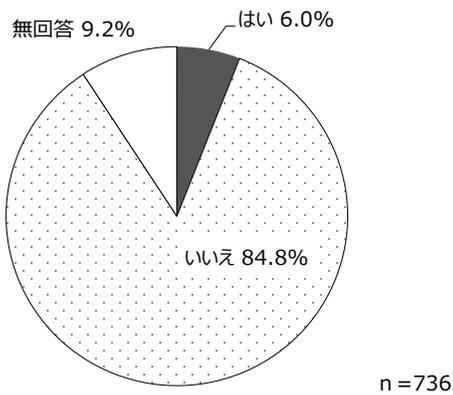
認知機能に関する設問、「物忘れが多いと感じますか」では、「はい」が 35.9%、「いいえ」が 61.4%となっています。属性別にみると、「はい」女性の方が高く、後期高齢者の方が高くなっています。地区別では大久野地区の方が高くなっています。

▼物忘れが多いと感じますか×属性

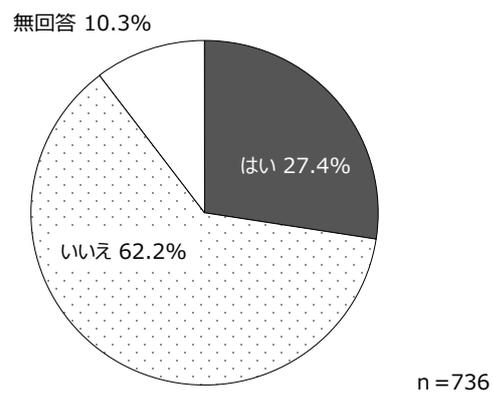


自身や家族に認知症の症状がある人がいるかどうかでは、「はい」が 6.0%、「いいえ」が 84.8%となっており、認知症に関する相談窓口を知っているかどうかでは、「はい」が 27.4%、「いいえ」が 62.2%となっています。

▼認知症の症状がある人がいるか



▼認知症に関する相談窓口を知っているか



リスクは存在し、認知症への理解、相談窓口の周知は重要

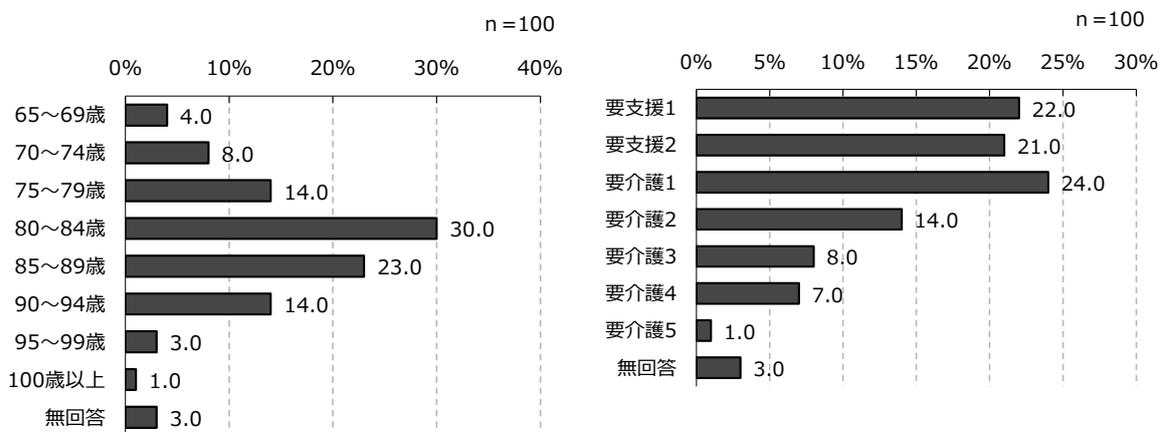
自身や家族の認知症の症状を感じている人は 6.0%と少なく、そのせいもあってか相談窓口の認知度は 27.4%であり高くありません。しかし、認知機能の低下状況を押し量る設問「物忘れが多いと感じますか」では、「はい」が 35.9%となっています。国では、認知症高齢者の数が今後増加すると見込んでいます。認知症への対応は早期の発見・対応が重要であり、相談窓口についての周知・理解は引き続き必要と考えられます。

3 在宅介護実態調査結果概要

(1) 在宅介護の介護者の状況

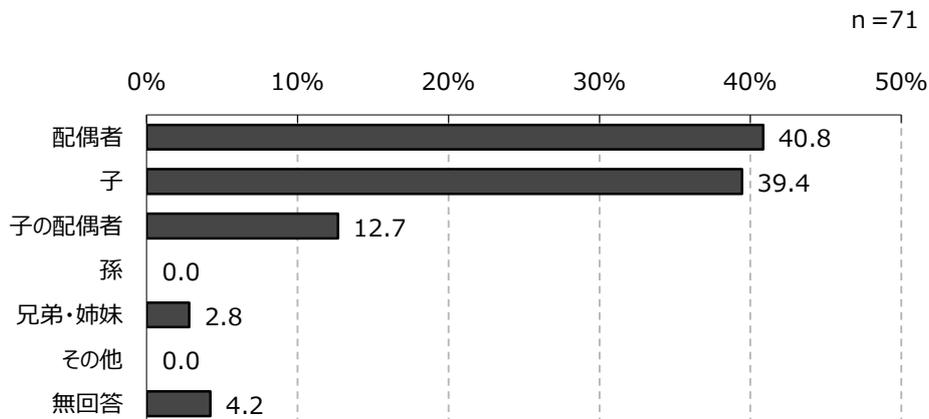
介護を受けている人の年齢は、「80～84 歳」が 30.0%で最も多く、「85～89 歳」が 23.0%で続いています。要介護状態区分では要支援1と2の合計が 43.0%、要介護1と2を合わせた軽度者が 38.0%となっています。

▼介護者を受けている人の年齢・要介護状態区分



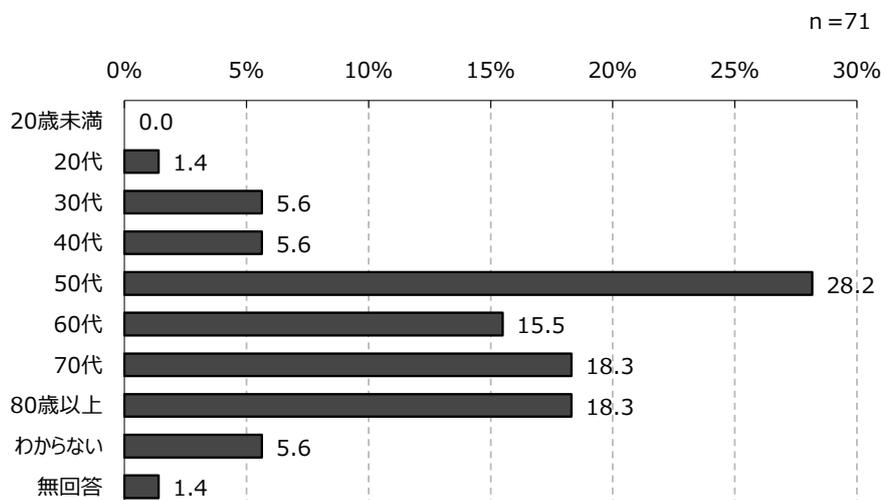
主な介護者は、「配偶者」が 40.8%と最も多く、「子」が 39.4%、「子の配偶者」が 12.7%となっています。

▼主な介護者の、本人との続柄



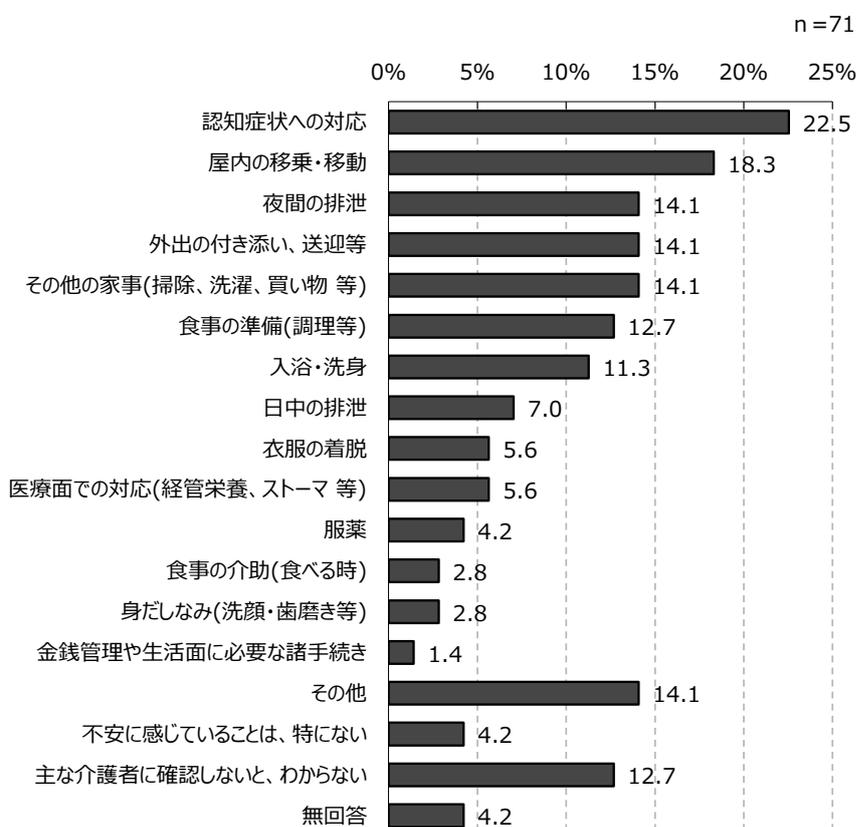
主な介護者の年齢は、「50代」が28.2%と最も多く、次いで「70代」及び「80歳以上」が18.3%、「60代」が15.5%となっています。

▼主な介護者の年齢



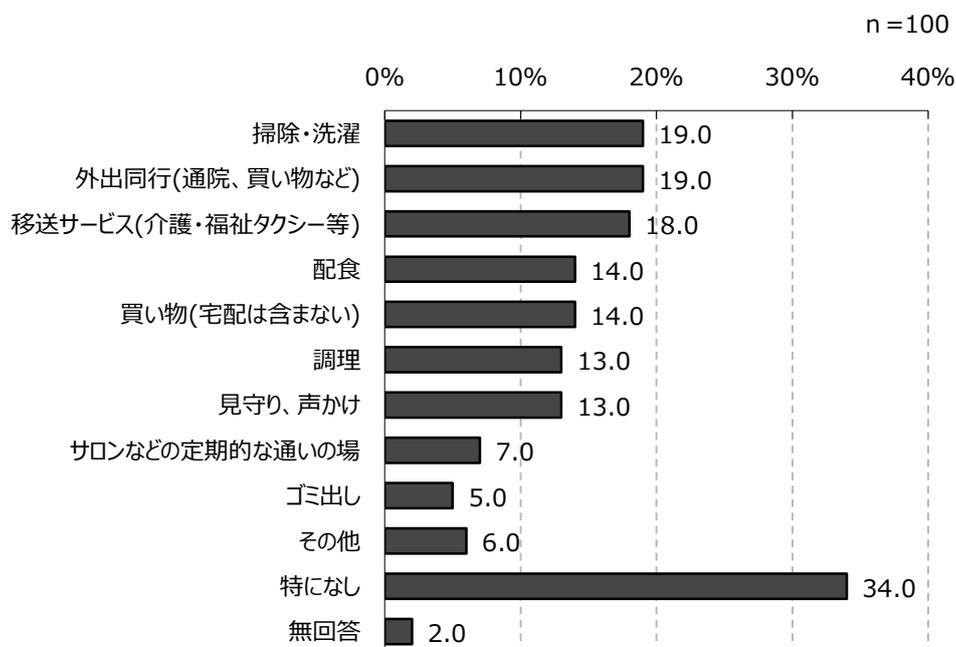
主な介護者が不安に感じる介護等は、「認知症状への対応」が22.5%と最も多く、「屋内の移乗・移動」が18.3%、「夜間の排泄」、「外出の付き添い、送迎等」、「その他の家事(掃除、洗濯、買い物等)」及び「その他」が14.1%となっています。

▼主な介護者が不安に感じる介護等（複数回答）



在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスは、「掃除・洗濯」及び「外出同行(通院、買い物など)」が 19.0%、「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」が 18.0%、「配食」及び「買い物(宅配は含まない)」が 14.0%となっています。「特になし」が 34.0%と最も多くなっています。

▼在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス (複数回答)



老老介護の進行も見越した介護者への支援が重要

要介護認定者の在宅介護において、主な介護者は「配偶者」と「子」が多く、主な介護者の年齢は 50 代が最多で、70 代及び 80 歳以上が続いています。介護を受けている人は 80～84 歳が最多で、介護者が子の世代であっても、今後、老老介護の状況が増加すると思われます。

現在は在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについて「特になし」が最も多くなっていますが、介護を受ける人や、介護をしている家族の状況変化で支援・サービスを受ける必要性が生じてくる可能性は十分に考えられます。介護を受けている人の重度化防止とともに、介護者の負担軽減は引き続き重要な課題です。

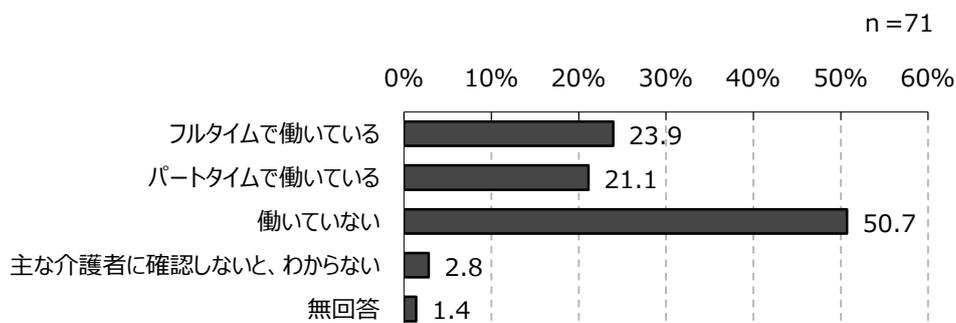
主な介護者が不安に感じる介護等は「認知症状への対応」が最も多くなっています。それに続く「屋内の移乗・移動」「夜間の排泄」「外出の付き添い、送迎等」「その他の家事」などは何をすればよいか明確であるのに対し、認知症に対しては「何をすればよいか」「どう対応すべきか」自体がよく分からない、あるいは、家族が認知症であることへのとまどいといった背景があることも考えられます。家族介護者に対し、認知症への理解や対応方法などを伝えていく取組も重要です。

(2) 介護者と就労

以降の回答は「家族や親族からの介護がある」と回答した方

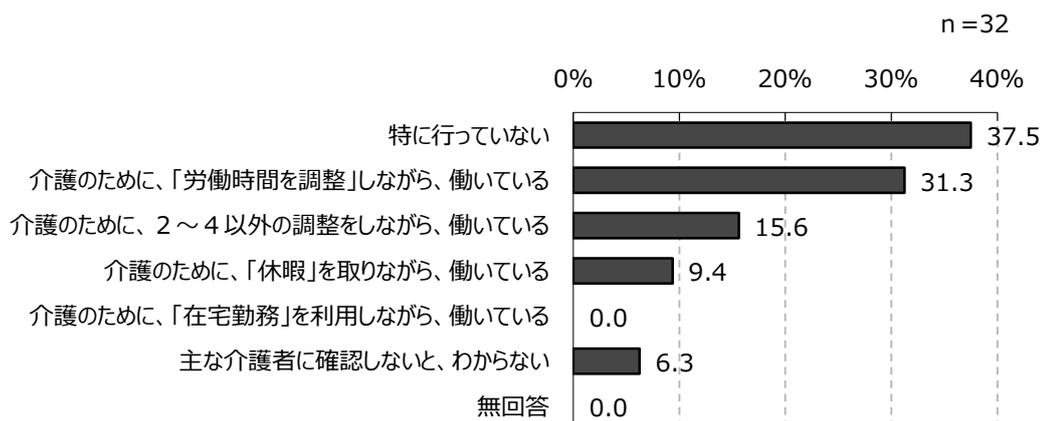
主な介護者の勤務形態は、「働いていない」が 50.7%と最も多く、次いで「フルタイムで働いている」が 23.9%、「パートタイムで働いている」が 21.1%となっています。

▼主な介護者の現在の勤務形態



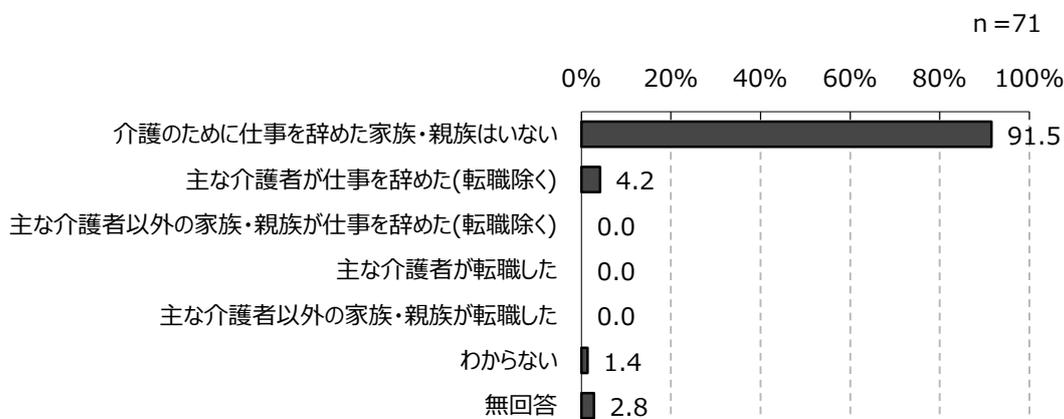
就労している主な介護者の、働き方の調整等は、「特に行っていない」が 37.5%と最も多く、「介護のために、「労働時間を調整(残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等)」しながら、働いている」が 31.3%、「介護のために、2～4(労働時間を調整、休暇、在宅勤務)以外の調整をしながら、働いている」が 15.6%、「介護のために、「休暇(年休や介護休暇等)」を取りながら、働いている」が 9.4%となっています。

▼就労している主な介護者の仕事の調整 (複数回答)



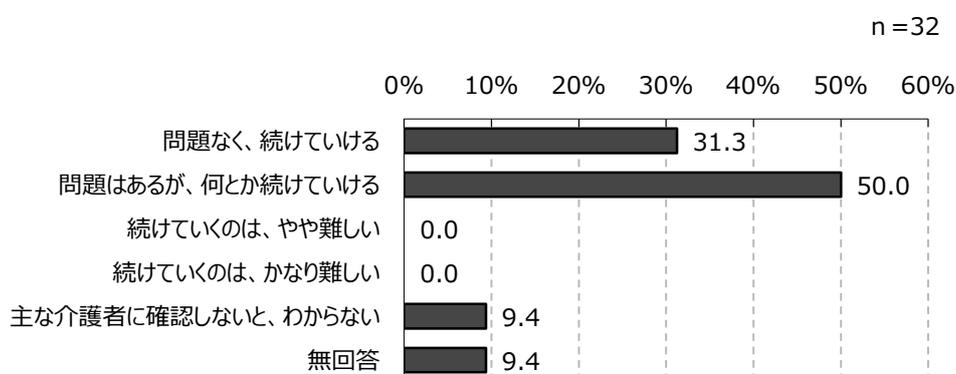
家族や親族の中で、介護のために過去1年間の間に仕事を辞めた人がいるかどうかでは、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が91.5%と多数を占めています。

▼介護のために仕事を辞めた家族・親族がいるか



就労している主な介護者の仕事と介護の両立は、「問題はあるが、何とか続けていける」が50.0%と最も多く、「問題なく、続けていける」が31.3%となっています。

▼今後も働きながら介護を続けていけそうか



在宅介護継続には、調整をしやすい「働き方」環境づくりが大切

主な介護者は50代以上が多いものの、フルタイムないしパートタイムで就労している人が合わせて45.0%となっています。就労している介護者は、働き方の調整を特に行っていない人が37.5%となりますが、そのほかの多くの方が何らかの調整を行っていることもあり、調整のしやすい「働き方」のできる環境づくりは今後重要性が増すと考えられます。

「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が91.5%となり、働いている介護者の仕事との両立では「問題なく、続けていける」と「問題はあるが、何とか続けていける」を合わせて81.3%が「続けていける」と回答しています。現在は配偶者や子という家族介護者が仕事との両立を行えている状況ですが、今後、要介護者の増加や介護者の高齢化が進むと考えられる中では、前出の、介護者が不安に思う介護を支援する方策などを整えていくことが大切です。

第5章 高齢者保健福祉施策の将来ビジョン

1 基本理念

日の出町では、平成3(1991)年6月に高齢者や障がい者にやさしいまちづくり「ひので福祉村構想」を発表し、『日本一お年寄りにやさしいまちづくり』を目指してきました。

また、第四次日の出町長期総合計画の基本構想では、基本目標1「生涯にわたって健康で安心して暮らせるまち ひので」の施策目標1として「安心できる健康・福祉のまちづくり」を設定し、「日本一お年寄りにやさしいまちづくりを今後とも推進していく」としてきました。

「お年寄りにやさしい」は、介護保険事業と高齢者保健福祉を切れ目なく総合的に提供していくことに通じ、「まちづくり」は、高齢者自身の社会参加を促し、地域の様々な主体が協力して高齢者を支え、自立支援を推進していこうという地域包括ケアシステムの考え方、さらには「地域共生社会」の実現にも通じます。

このことから、本計画でも、高齢者が、在宅で介護が必要になっても可能な限りこれまでの生活を続けられ、また、自らが社会の担い手としていきいきとした生活を送れるよう、『お年寄りにやさしいまちづくり』を基本理念として設定することとします。

基本理念

お年寄りにやさしいまちづくり

2 基本目標

基本理念を実現するため、本計画では以下の 3 つの基本目標を設定し、施策・事業の推進の総合的な展開を図ります。

基本目標1

元気なくらしの実現

高齢者一人ひとりが、健康でかつ尊厳を保ちながら、その人らしく元気でいきいきとした生活が送れるよう、健康づくりと介護予防、認知症ケア等が連携した総合的な介護予防施策に取り組み、「元気なくらし」の実現を目指します。

基本目標2

生きがいのあるくらしの実現

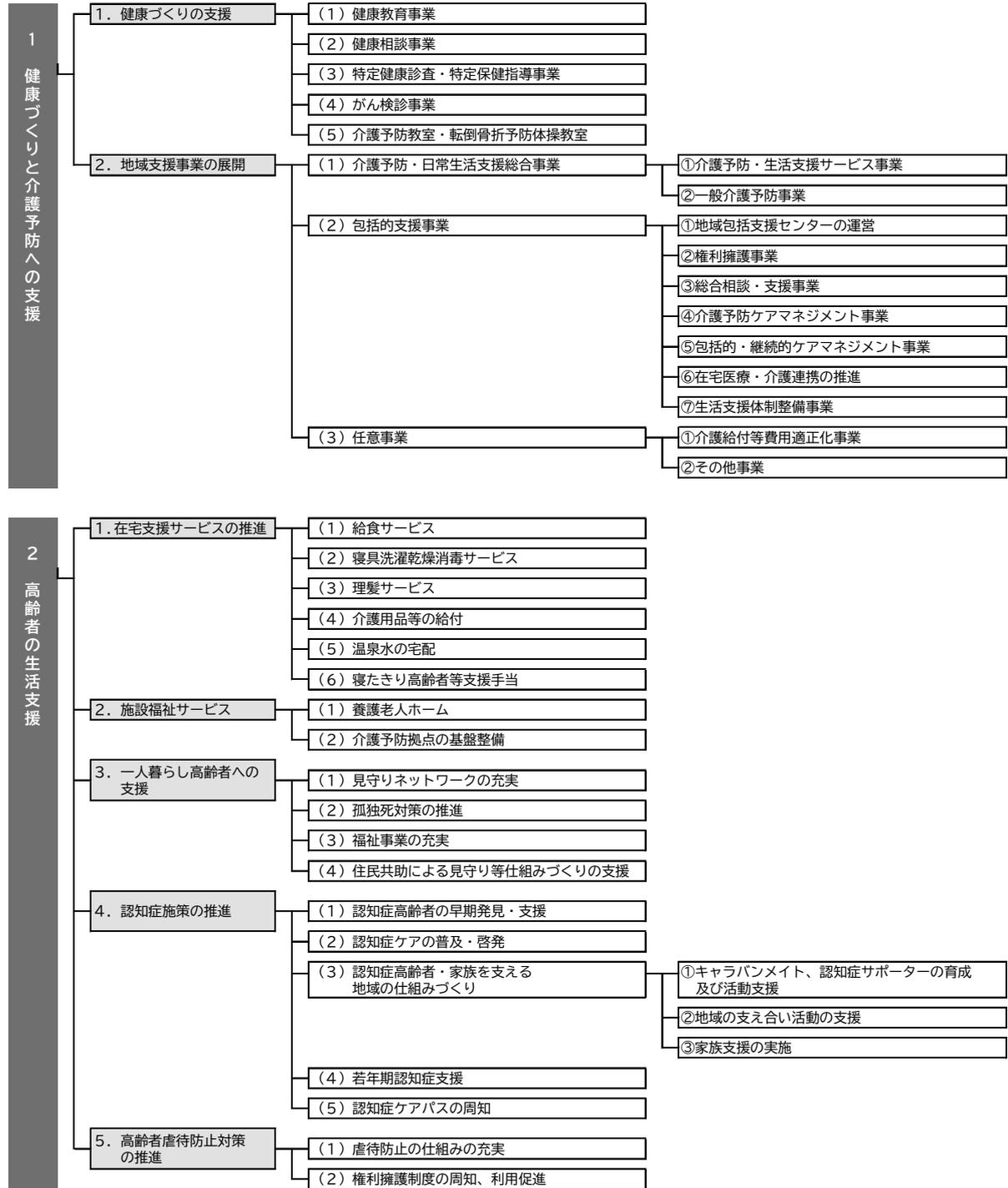
高齢者が、長年培ってきた技術・知識、経験を生かしながら、就業、健康・福祉、スポーツ、学習等の分野で生涯現役として活躍するとともに、自分らしく自由に働き、学び、憩い、豊かに交流することを通して、お互いに協力しながら社会的な役割を担い貢献していく、「生きがいのあるくらし」の実現を目指します。

基本目標3

安全安心なくらしの実現

高齢者一人ひとりの身体状況や、一人暮らし高齢者・高齢者世帯などの生活環境に応じた、きめ細かなサービスを提供していくとともに、高齢者が住み慣れた住まい、地域で暮らし続けられるよう、住まい、まちづくりにおいて安全・快適さを確保し、「安全安心なくらし」の実現を目指します。

3 高齢者保健福祉施策の体系図



3 高齢者の生きがいづくりと
社会参加活動の支援

- 1. 生きがいづくりの推進
 - (1) 老人福祉センター
 - (2) 老人クラブ等への支援
 - (3) 敬老福祉大会の開催
 - (4) 元気に長生き奨励金の支給
 - (5) 生涯学習の推進
 - (6) 文化活動の振興
 - (7) スポーツ・レクリエーションの振興
- 2. 社会参加活動の支援
 - (1) 高齢者のボランティア活動の促進
 - (2) シルバー人材センターの拡充支援
 - (3) 高齢者の生きがい農業の振興
 - (4) 活動拠点の整備・活用

4 高齢者を支えるまちづくり

- 1. 安心して暮らせる
コミュニティづくり
 - (1) 地域の人材の発掘・育成支援
 - ①福祉人材の発掘
 - ②ボランティアの育成支援
 - ③動機付けとスキルアップ
 - (2) 交通安全対策の推進
 - (3) 防犯対策の推進
 - (4) 防災対策の推進
 - ①自主防災組織の充実・支援
 - ②緊急通報システム機器の設置
 - ③火災警報器の設置
 - (5) 緊急事態における救命体制の整備
 - (6) 避難行動要支援者マップの管理・活用
 - (7) 避難行動における要支援者への
救急医療情報キットの配布
 - (8) 災害や感染症対策に係る体制整備
- 2. 高齢者にやさしい居住
環境・生活環境の確保
 - (1) 外出支援の充実
 - (2) 住宅対策の推進
 - (3) 公共施設等のバリアフリー化
 - (4) 高齢者の住まいの安定的な確保

第6章 高齢者保健福祉施策の推進

1 健康づくりと介護予防への支援

1. 健康づくりの支援

高齢者がいきいきとした生活を送れるよう、生活習慣病について、健康診査や健康教育、保健指導等によりその予防及び疾病の早期発見・早期治療をすることで健康の保持増進と介護予防を推進し、町民の生活の質の向上を目指していきます。

日の出町国民健康保険では、平成 20(2008)年度から始まった特定健康診査・特定保健指導について、医療保険者として特定健康診査受診率と、特定保健指導利用率の向上及びメタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少に取り組んでいきます。

さらに、がんその他の疾病の早期発見・早期治療のための検診を行うことにより、健康づくりを進めていきます。

(1) 健康教育事業

いきいき健康課 健康推進係

- 生活習慣病の予防、ひいては要介護状態になることの予防のため、医師・保健師・管理栄養士・歯科衛生士・運動指導員等を講師として健康教育を実施しています。
- 継続的な事業参加から、60 歳以上の方の生活習慣病予防の意識付けは着実に定着してきています。引き続き、健康づくりに関する正しい知識の普及と適切な自己管理の定着を図ります。
- 働き盛りの 40 歳代や若い世代からの生活習慣病予防の重要性をさらに普及・啓発していきます。

指標	実績			計画		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度見込	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
参加者数 (人)	560	396	145	330	330	330

(2) 健康相談事業

いきいき健康課 健康推進係

- 心身の健康について、町民一人ひとりの相談に応じ、個人の健康状態に応じた適切な指導や助言が行えるよう、保健師、看護師及び管理栄養士等による健康相談事業の充実に努めます。数値で評価しやすい体重体脂肪測定を取り入れていくことも検討していきます。

指標	実績			計画		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度見込	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
相談者延べ人数 (人)	298	259	271	284	298	312

(3) 特定健康診査・特定保健指導事業

いきいき健康課 健康推進係

- 疾病の予防、心身の健康の保持増進を図るため、集団及び個別の方式により特定健康診査を実施してメタボリックシンドローム該当者を中心に積極的支援・動機付け支援などの特定保健指導を実施します。
- 特定健診の受診率の増加に向けて、広報・ホームページ等による情報配信を行います。
- 他市町村の実施方法等も参考に、効果的な受診勧奨と保健指導の検討を行います。

指標	実績			計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定健康診査対象者数 (人)	3,406	3,202	3,362	3,530	3,706	3,891
特定健康診査受診者数 (人)	2,085	2,002	2,102	2,207	2,217	2,432
特定保健指導対象者数 (人)	244	223	234	245	257	269
特定保健指導受診者数 (人)	53	57	59	61	64	67

対象：日の出町国民健康保険被保険者

(4) がん検診事業

いきいき健康課 健康推進係

- 広報・ホームページでの掲載で周知するとともに、健康教育等で受診の呼びかけを行います。また、受診時間や受診期間を見直し拡大、イベントでの普及・啓発活動等、受診率向上に向けた取組を進めていきます。今後も、なお一層、受診しやすい体制づくりに努め、受診率向上を図っていきます。

指標	実績			計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
平均受診率 (%)	26.7	33.7	38.0	43.0	48.0	50.0

注：受診率は5がん(胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がん)の受診率の平均値

(5) 介護予防教室・転倒骨折予防体操教室

いきいき健康課 高齢支援係

- 高齢者が要介護状態等となることを予防するためには、フレイル⁵への対応が大切です。全ての第1号被保険者を対象として、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組及び機能を強化する観点から事業を実施します。
- 主な事業として大久野地区と平井地区で「介護予防教室」と「転倒骨折予防体操教室」を2部制で実施しています。今後も安全で安心な事業を実施していきます。
- また、「介護予防まるごと講座」に加え、「いきいきサポート出張講座」や「介護予防ボランティア研修、介護予防リーダー養成研修」も実施し、ボランティア活動に加えてご自身の「生きがいくりの場」として展開していきます。

指標	実績			計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防教室実施回数（回）	27	25	36	48	48	48
介護予防教室参加延べ人数：40～64歳（人）	15	12	6	8	8	8
介護予防教室参加延べ人数：65歳～（人）	710	563	300	400	400	400
介護予防教室参加延べ人数：合計（人）	725	575	306	408	408	408
転倒骨折予防体操教室実施回数（回）	188	172	180	180	180	180
転倒骨折予防体操教室参加延べ人数（人）	1,442	1,383	1,452	1,524	1,600	1,680

5 フレイル：健常から要介護へ移行する中間で、年齢とともに心身の活力が低下し、要介護状態となるリスクが高くなった状態のことです。

2. 地域支援事業の展開

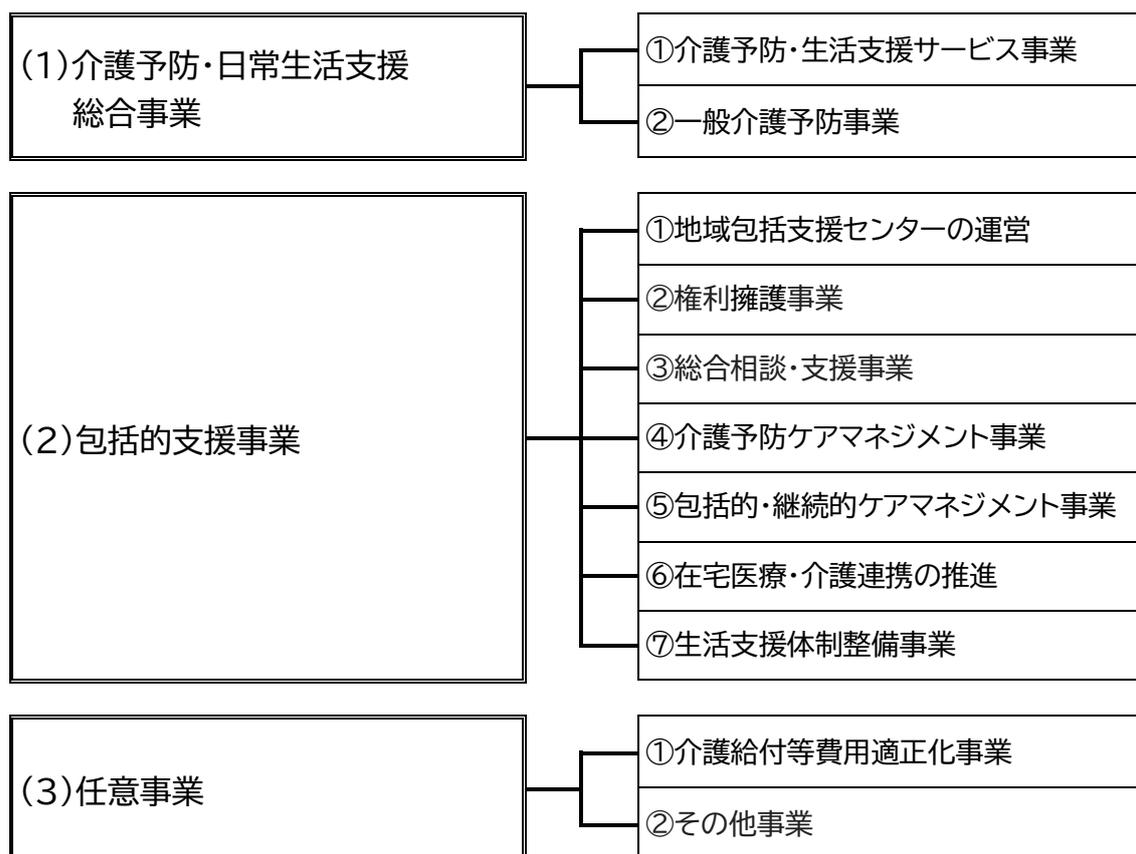
地域支援事業は、「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」で構成されます。

日の出町においては平成 29(2017)年 4 月より介護予防・日常生活支援総合事業を開始しました。総合事業では、要支援者等(要介護も含みます)に対し、既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用した支援及びそのマネジメントを行います。また、一般介護予防事業として、年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。

包括的支援事業では、地域包括支援センターを中心に、高齢者の権利擁護や総合相談・支援、在宅医療・介護連携の推進などに取り組みます。

任意事業では、介護給付が適正に行われているかどうかのチェック、要介護高齢者を介護する家族などへの支援、成年後見制度の周知や利用に資する補助などを行います。

▼地域支援事業の展開



(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

①介護予防・生活支援サービス事業

●介護予防・生活支援サービス事業

いきいき健康課 高齢支援係

- 訪問型サービスでは、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供します。平成 28(2016)年度までの訪問型介護予防事業に相当するものと、住民主体による支援(訪問型サービスA)からなります。
- 通所型サービスでは、第7期には従来の通所型介護予防に相当するものについて実績があります。基準を緩和した通所型サービスA、住民主体によるサービスB, 短期集中予防サービスであるサービスCについては、引き続き実施を検討します。

指標	実績			計画		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度見込	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
訪問介護相当サービス利用者 (人/月)	339	318	208	340	340	350
訪問型サービスA利用者 (人/月)	117	160	166	140	140	150
通所介護相当サービス利用者 (人/月)	654	699	510	535	535	562

●介護予防ケアマネジメント事業

いきいき健康課 高齢支援係

- 要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを実施します。介護予防・生活支援を目的に、心身の状況等に応じた選択に基づき、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう、専門的視点から必要な援助を行います。

指標	実績			計画		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度見込	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施件数 (件)	100	120	130	130	140	140

②一般介護予防事業

●地域介護予防活動支援事業

いきいき健康課 高齢支援係

●地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行います。

指標	実績			計画		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度見込	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
介護予防を目的とした住民主体で行う団体やグループ（団体数）	1	1	1	1	1	1

●一般介護予防事業評価事業

いきいき健康課 高齢支援係

●介護保険事業計画に定める計画値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の事業評価を行います。

指標	実績			計画		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度見込	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
計画値の達成状況等の検証	1	1	1	1	1	1

(2) 包括的支援事業

① 地域包括支援センターの運営

いきいき健康課 高齢支援係

- 地域の高齢者及びその家族への総合的な支援を行う中核的機関として「日の出町包括支援センター」を運営し、「総合相談・支援」「権利擁護」「介護予防ケアマネジメント」「包括的継続的ケアマネジメント」等の支援を行います。
- 「主任ケアマネジャー」「保健師(又は経験のある看護師)」「社会福祉士」の3職種を配置し、専門的な支援を行います。
- 平成 27(2015)年度に設置した個別ケース会議に加え、地域包括ケアシステムの構築に向けた協議・検討の場となる地域ケア会議の設置を推進します。

② 権利擁護事業

● 虐待防止・権利擁護の周知浸透

いきいき健康課 高齢支援係/日の出町社会福祉協議会

- 高齢者への虐待を防止し人権を守るため、虐待防止・権利擁護の周知浸透を図ります。

● 権利擁護事業

いきいき健康課 高齢支援係/日の出町社会福祉協議会

- 高齢者などからの権利擁護にかかわる相談等に対応します。
- 成年後見制度を円滑に利用できるよう、制度に関する情報提供を行ったり、成年後見人となるべき人をすすめたりすることができる団体等の紹介等を行います。

指標	実績			計画		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度見込	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
相談件数 (件)	0	27	43	45	47	49

③ 総合相談・支援事業

日の出町包括支援センター

- 被保険者の心身の状況や、その居宅における生活の実態その他の必要な事情を把握して保健医療、公衆衛生、社会福祉、その他の関連施策に関する総合的な情報を提供します。また、関係機関との連携調整及び福祉の推進を図るため総合的な相談・支援を行います。

指標	実績			計画		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度見込	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
相談件数 (件)	50	70	60	60	70	70

④介護予防ケアマネジメント事業

●介護予防ケアマネジメントの実施

日の出町包括支援センター

- 保健師などが、本人の意向や生活環境等を踏まえ、利用者に適した目標を設定した上で、必要な場合には介護予防ケアプランを作成します。
- 栄養改善と口腔機能の向上など、複数の事業の利用が適当である場合や閉じこもり・うつ・認知症等の関係者などの連携が必要な場合などには、必要に応じてサービス担当者会議を行います。

●介護予防サービスの提供

日の出町包括支援センター

- 地域包括支援センターが作成したプランに基づき、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上等の介護予防サービスを提供します。
- サービス提供機関は、利用者の心身の状況をより正確に判断し、具体的にどのようなプログラムを実施すべきか等について、事前のアセスメント(二次アセスメント)を行います。
- 一定期間後に、介護予防事業の効果について、モニタリングを行うとともに、その結果を地域包括支援センターへ報告します。

⑤包括的・継続的ケアマネジメント事業

いきいき健康課 高齢支援係・介護保険係

- 高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する人が互いに連携し、高齢者の心身の状況、介護給付等対象サービスの利用状況、その他の状況に関する定期的な協議を行うなど、包括的継続的な支援を行います。
- ケアマネジャー支援としてケアマネジャー連絡会開催支援・民生委員・児童委員協議会との交流会調整、ケアマネジャー勉強会等を開催し、ケアマネジャーからの個別相談にも対応しています。医療機関との充実した連携を図るための支援や体制づくりを引き続き進めます。

指標	実績			計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ケアマネジャー勉強会実施回数(回)	2	2	2	2	2	2

⑥在宅医療・介護連携の推進

いきいき健康課 高齢支援係

- 住み慣れた地域で自分らしい生活を続けるために、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を推進し、看取りや認知症への対応も視野に、在宅医療と在宅介護が切れ目なく提供される体制の構築を目指した取組を行います。
- 町、医師会などの重要な医療側関係職種、地域包括支援センター、ケアマネジャーや介護事業者などの介護関係職種の参加する「在宅医療介護連携検討会」を設置しており、これによる検証を重ねます。

指標	実績			計画		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度見込	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
在宅医療介護連携検討会実施回数（回）	2	1	2	2	2	2

⑦生活支援体制整備事業

いきいき健康課 高齢支援係

- 高齢者の生活支援サービスの体制整備推進のため、生活支援コーディネーター事業を実施しています。生活支援コーディネーターは、地域の高齢者支援のニーズと高齢者向けサービスなど地域資源の状況を把握し、地域における高齢者に関する取組を総合的に支援・推進しています。
- 生活支援コーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体、医療関係者など多様な主体が参画し、情報共有及び連携強化を図るためのネットワークとして協議体による定期的な協議を行っています。

指標	実績			計画		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度見込	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
生活支援コーディネーター（人）	1	1	1	1	1	1
生活支援体制整備協議体による協議実施回数（回）	12	12	6	12	12	12

(3) 任意事業

①介護給付等費用適正化事業

いきいき健康課 介護保険係

- 介護給付費が適正に支給されているか、効果のある介護サービスが行われているか等の状況を正確に把握し、透明性が高く公正で効率の良い制度の運用を図るものです。
- 第8期からの調整交付金の算定にあたっては、本事業の取組状況が勘案されることとなっています。

●要介護認定の適正化

いきいき健康課 介護保険係

- 介護認定調査の中立・公平性確保のため、要介護認定調査の結果について、認定審査会用資料としての整合性の確認を図るべく、調査項目の内容を入念に点検し、チェック項目や記載内容に不備や誤り等がある場合には、必要に応じて修正や調査員に対する指導を行います。⁶

●ケアプランの点検

いきいき健康課 介護保険係

- ケアプランがケアマネジメントのプロセスを踏まえ「自立支援」に資する適切なものになっているかを介護支援専門員とともに検証確認し、健全な給付の実施を図ります。

指標	実績			計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ケアプラン点検実施件数（件）	1	1	1	2	2	2

●住宅改修等の点検

いきいき健康課 介護保険係

- 利用者の身体的状況等を踏まえた適切な住宅改修や福祉用具の利用となるよう、事業者への普及啓発を図るとともに、必要に応じて訪問調査を行います。

●縦覧点検・医療情報との突合

いきいき健康課 介護保険係

- 複数月にまたがる介護報酬の支払い内容の確認と、東京都国民健康保険団体連合会からの医療給付情報と介護給付情報の突合を行い、不適切な給付がないか点検します。

●介護給付費通知

いきいき健康課 高齢支援係・介護保険係

- 介護保険サービス利用者に対して利用したサービス事業所、サービス種類、介護保険給付額及び利用者負担額を通知し、利用者に適切なサービス利用意識の醸成を図るとともに、過誤請求等の防止・抑止につなげます。

⁶ 令和3年度から、更新認定の二次判定において直前と同じ要介護度と判定された場合は有効期限の上限が36か月から48か月に延長されます。

②その他事業

●成年後見制度利用支援事業

いきいき健康課 高齢支援係

- 町長申立てに係る低所得の高齢者については、成年後見制度の周知を図り、支援します。

指標	実績			計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見開始審判の町長申立て件数〈件〉	2	0	2	1	1	1

●福祉用具・住宅改修支援事業

いきいき健康課 高齢支援係

- 福祉用具・住宅改修に関する相談・情報提供や、住宅改修費に関する助言・支援を行います。

2 高齢者の生活支援

1. 在宅支援サービスの推進

介護が必要になっても自宅や住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるよう、在宅での生活を支える支援サービスの充実を図っていきます。

(1) 給食サービス

いきいき健康課 高齢支援係

- 調理が困難な一人暮らし又は高齢者世帯等に定期的にバランスのとれた食事を配食するとともに利用者の安否確認を行います。

指標	実績			計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実人員(人)	32	33	35	35	35	35
延べ食数(食)	1,677	1,894	1,989	2,000	2,000	2,000

(2) 寝具洗濯乾燥消毒サービス

いきいき健康課 高齢支援係

- 一人暮らしや高齢者世帯等で、寝具の洗濯、自然乾燥作業が困難な状態にある高齢者を対象に、寝具の洗濯・乾燥消毒を行って衛生的で快適な生活を送れるように支援していきます。

指標	実績			計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実人員(人)	21	25	28	29	30	31
洗濯(枚)	43	45	47	49	51	52
乾燥(回)	99	109	93	97	101	106

(3) 理髪サービス

いきいき健康課 高齢支援係

- 要介護認定において「要介護3以上」と認定された高齢者を対象に、理容師が自宅に出張して理髪を行うことにより、衛生的でかつ快適な生活の増進を図ります。

指標	実績			計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実人員(人)	9	6	7	7	7	7
利用回数(回)	25	16	18	18	18	18

(4) 介護用品等の給付

いきいき健康課 高齢支援係

- 要介護認定において「要介護 4・5」と認定された高齢者又は寝たきり等の高齢者、失禁状態が認められた人を対象に、おむつ等の介護用品を給付することにより介護に係る経済的な負担の軽減と在宅生活の質の向上を図ります。

指標	実績			計画		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度見込	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
延べ件数 (件)	356	332	344	361	379	397

(5) 温泉水の宅配

いきいき健康課 高齢支援係

- 80 歳以上の高齢者がいる世帯等を対象に、温泉施設ではなく自宅で温泉気分が味わえるよう町資源である温泉水を宅配することにより、高齢者の在宅生活の質の向上を図ります。

指標	実績			計画		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度見込	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
高齢者世帯 (世帯)	23	18	20	21	22	23
一般世帯 (世帯)	0	0	0	0	0	0
費用徴収 (円)	0	0	0	0	0	0
施設数 (施設)	3	3	3	3	3	3

(6) 寝たきり高齢者等支援手当

いきいき健康課 高齢支援係

- 居宅で寝たきりでいる高齢者を介護している人に手当を支給することにより、介護の推進と経済的な負担を軽減します。

指標	実績			計画		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度見込	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
寝たきり高齢者等支援手当の給付件数 (件)	362	294	308	323	339	355

2. 施設福祉サービス

在宅での生活が困難な高齢者に対する養護老人ホームへの入所措置や介護予防拠点の基盤整備を行います。

(1) 養護老人ホーム

いきいき健康課 高齢支援係

- 環境上の理由及び経済的理由により、在宅での生活が困難な高齢者に対して、養護老人ホームへの入所措置を行います。

指標	実績			計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
養護老人ホームの利用者数(人)	4	4	4	5	5	5

(2) 介護予防拠点の基盤整備

いきいき健康課 高齢支援係

- 町内にある各老人福祉センター及び大久野健康いきいきセンターは、地域包括支援センターや在宅介護支援センターと連携を図りながら、地域住民の健康増進や高齢者の生活、身体的状況を考慮したきめ細かい効果的な介護予防に努めます。

指標	実績			計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防拠点の施設数(か所)	4	4	4	4	4	4

3. 一人暮らし高齢者への支援

孤独死ゼロ対策の一環として、一人暮らし高齢者や孤立しがちな高齢者等が安心して生活できるよう、支援を必要とする高齢者を把握し、各種サービスの利用など適切な支援につないで継続的な見守りを実施するネットワークシステムの充実を図ります。

より一層のセーフティーネット⁷の構築に取り組むと同時に、元気な高齢者を地域の担い手として位置づけ、住民同士が協力して地域を支えていくまちづくりを推進します。

(1) 見守りネットワークの充実

いきいき健康課 高齢支援係

- 一人暮らしや高齢者のみの世帯の高齢者に対して、自治会や老人クラブなどの地域住民や関係協力機関が声かけや見守り等を行い、町、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会や地域包括支援センターを軸として地域全体で見守り支え合う仕組み(見守りネットワーク)を強化、推進していきます。
- 新聞や郵便、牛乳等の配達、電気、水道の検針など、地域に密着して活動している事業者の協力を得て、異常発見時の通報等を行っていきます。

(2) 孤独死対策の推進

いきいき健康課 高齢支援係

- 孤独に陥らないような仕組みづくりと、孤独死防止のための周知、啓発など、地域の実情に応じたネットワークの構築を目指します。

(3) 福祉事業の充実

いきいき健康課 高齢支援係

- 電話や訪問、給食サービス、緊急通報システムなど既存の見守り等事業のさらなる充実を図ります。
- ライフ監視機器の設置(一人暮らし高齢者セーフティーネット)の活用による安否確認システムなどの普及に努めます。

(4) 住民共助による見守り等仕組みづくりの支援

いきいき健康課 高齢支援係

- 元気な高齢者を、地域社会の担い手として位置づけ、グループの育成を図り、社会福祉協議会のサロン活動事業や見守りサービスなど、地域で援護の必要な高齢者の見守り等の仕組みづくりを関係機関と連携しながら支援していきます。

7 セーフティーネット:安全網。生活上の危機に陥っても、最低限の安全を保障してくれる社会的な対策のことです。

4. 認知症施策の推進

認知症になっても住み慣れた地域で、穏やかに暮らし続けられるよう、認知症高齢者や家族への支援に取り組んでいきます。

(1) 認知症高齢者の早期発見・支援

いきいき健康課 高齢支援係

- かかりつけ医と連携し、認知症高齢者の早期発見及び支援に結び付けます。また、認知症の予防や早期発見、早期対応の必要性について普及・啓発を行います。
- 認知症カフェや地域の情報等から、認知症高齢者の早期発見及び認知症初期集中支援チームや認知症アウトリーチチーム等による支援に結び付けます。
- 認知症の予防や早期発見、早期対応の必要性について普及・啓発を行います。

指標	実績			計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症初期集中支援チームによる対応件数(件)	1	3	0	1	1	1

(2) 認知症ケアの普及・啓発

いきいき健康課 高齢支援係

- 認知症高齢者や家族、支援者に認知症ケアについての理解を促進することにより、認知症の早期対応や重度化の防止並びに介護負担の軽減等を図ります。
- 認知症に関する研修会等を行い、認知症ケアを普及・啓発するとともに認知症を理解する人材を育成していきます。

指標	実績			計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症に関する研修会実施回数(回)	6	4	4	6	6	6

(3) 認知症高齢者・家族を支える地域の仕組みづくり

①キャラバンメイト、認知症サポーターの育成及び活動支援

いきいき健康課 高齢支援係

- 認知症に対する正しい理解と接し方を学んだ「キャラバンメイト」⁸の資格を取得した人が「認知症サポーター」⁹を養成し、その活動を支援していきます。

指標	実績			計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症サポーター数(人)	491	182	191	200	210	220

②地域の支え合い活動の支援

いきいき健康課 高齢支援係

- 認知症高齢者の生活の場となる地域において、認知症サポーターや警察、消防などの関係機関と連携し、認知症高齢者とその家族を地域で支え合い、見守ることができる社会を支援していきます。

③家族支援の実施

いきいき健康課 高齢支援係

- 認知症高齢者を介護している家族が、介護方法や介護者の健康づくりなどについての知識や技術を習得できるように、家族介護者教室や、ピアカウンセリング¹⁰・リフレッシュを目的とした家族介護者交流会を社会福祉協議会などと連携を図りながら開催します。

(4) 若年期認知症支援

いきいき健康課 高齢支援係

- 働き盛りの若年期に、病気や事故などで認知症となる方は、地域になじみづらいなど、若年期固有の特性があります。こうした特性を踏まえつつ、かかりつけ医、地域等と連携し若年期認知症の支援について検討していきます。

(5) 認知症ケアパスの周知

いきいき健康課 高齢支援係

- 認知症が発症したとき、その進行状況に応じて、どのような医療・介護サービスを利用すればいいのかを標準的に示した「認知症ケアパス」¹¹の周知を進めます。

8 キャラバンメイト:認知症サポーター養成講座の講師役です。

9 認知症サポーター:認知症について正しく理解し、認知症の方々やその家族を見守り支援していく地域のボランティアです。

10 ピアカウンセリング:介護者同士が対等な立場で話を聞き合い、生活課題等の解決に向けて支え合っていく活動のことです。

11 認知症ケアパス:認知症の人の状況に応じた適切なサービスの流れのことをいいます。(次ページ参照)

▼日の出町における標準的な認知症ケアパス(日の出町 全地区)

<日の出町の高齢福祉の理念・目標>
『お年寄りにやさしいまちづくり』を目指し、住み慣れた地域で、
「元氣なくらし・生きがいのあるくらし・安全安心なくらし」の実現のため施策・事業の推進を図る。

認知症の生活機能障害	認知症の疑い	認知症を有するが日常生活は自立	誰かの見守りがあれば日常生活は自立	日常生活に手助け・介護が必要	常に介護が必要
支援の内容	物忘れはあるが金銭管理や買い物、書類作成等を含め、日常生活は自立している	買い物や事務、金銭管理等にミスがみられるが、日常生活はほぼ自立している	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者の対応などが一人では難しい	着替えや食事、トイレ等がうまくできない	ほぼ寝たきりで意思の疎通が困難である
介護予防・悪化予防	いきいきふれあいサロン、老人福祉センター、老人クラブ	いきいきふれあいサロン、老人福祉センター、老人クラブ	通所介護、訪問介護	通所介護、訪問介護	訪問介護
他者とのつながり支援	いきいきふれあいサロン、老人福祉センター、老人クラブ	いきいきふれあいサロン、老人福祉センター、老人クラブ	通所介護、ショートステイ	通所介護、ショートステイ	通所介護、ショートステイ
仕事・役割支援	いきいきふれあいサロン、老人福祉センター、老人クラブ	いきいきふれあいサロン、老人福祉センター、老人クラブ	通所介護、訪問介護	通所介護、訪問介護	通所介護、訪問介護
安否確認・見守り	民生委員・児童委員、自治会、福祉協力員、地域包括支援センター、一人暮らし高齢者セーフティーネット、緊急通報システム、給食サービス、認知症サポーター、ライフライン事業者、配達業者等	民生委員・児童委員、自治会、福祉協力員、地域包括支援センター、一人暮らし高齢者セーフティーネット、緊急通報システム、給食サービス、認知症サポーター、ライフライン事業者、配達業者等	民生委員・児童委員、自治会、福祉協力員、地域包括支援センター、一人暮らし高齢者セーフティーネット、緊急通報システム、給食サービス、認知症サポーター、ライフライン事業者、配達業者等	民生委員・児童委員、自治会、福祉協力員、地域包括支援センター、一人暮らし高齢者セーフティーネット、緊急通報システム、給食サービス、ライフライン事業者、配達業者等	地域包括支援センター、一人暮らし高齢者セーフティーネット、緊急通報システム、訪問介護
生活支援	まごころサービス、給食サービス、地域福祉権利擁護事業	まごころサービス、給食サービス、地域福祉権利擁護事業	まごころサービス、給食サービス、地域福祉権利擁護事業、通所介護、訪問介護	まごころサービス、地域福祉権利擁護事業、通所介護、訪問介護	通所介護、訪問介護
身体介護			通所介護、訪問介護、居宅療養管理指導、ショートステイ	通所介護、訪問介護、居宅療養管理指導、ショートステイ	通所介護、訪問介護、居宅療養管理指導、ショートステイ
医療	かかりつけ医、阿伎留医療センター、日の出ヶ丘病院、大久野病院	かかりつけ医、阿伎留医療センター、日の出ヶ丘病院、大久野病院、介護老人保健施設、青梅成木台病院	かかりつけ医、阿伎留医療センター、日の出ヶ丘病院、大久野病院、介護老人保健施設、青梅成木台病院	かかりつけ医、阿伎留医療センター、日の出ヶ丘病院、大久野病院、介護老人保健施設、青梅成木台病院、訪問看護、居宅療養管理指導	かかりつけ医、阿伎留医療センター、日の出ヶ丘病院、大久野病院、介護老人保健施設、青梅成木台病院、訪問看護、居宅療養管理指導
家族支援	地域包括支援センター、民生委員・児童委員、自治会、認知症カフェ、サロン、ショートステイ等	地域包括支援センター、民生委員・児童委員、自治会、認知症カフェ、サロン、ショートステイ等	地域包括支援センター、民生委員・児童委員、自治会、認知症カフェ、サロン、ショートステイ等	地域包括支援センター、民生委員・児童委員、自治会、認知症カフェ、サロン、ショートステイ等	地域包括支援センター、民生委員・児童委員、自治会、認知症カフェ、サロン、ショートステイ等
緊急時支援(精神症状がみられる等)	阿伎留医療センター、日の出ヶ丘病院、青梅成木台病院	阿伎留医療センター、日の出ヶ丘病院、青梅成木台病院、小規模多機能型居宅介護、ショートステイ	阿伎留医療センター、日の出ヶ丘病院、青梅成木台病院、小規模多機能型居宅介護、ショートステイ	阿伎留医療センター、日の出ヶ丘病院、青梅成木台病院、小規模多機能型居宅介護、ショートステイ	阿伎留医療センター、日の出ヶ丘病院、青梅成木台病院、小規模多機能型居宅介護、ショートステイ
住まい	サービス付き高齢者住宅、特定有料老人ホーム 等				
施設			グループホーム(認知症対応型)、介護老人福祉施設	グループホーム(認知症対応型)、介護老人福祉施設	グループホーム(認知症対応型)、介護老人福祉施設

5. 高齢者虐待防止対策の推進

高齢者に対する虐待予防、未然防止の仕組みづくりを推進していくとともに、高齢者の権利擁護への取組を充実していきます。

(1) 虐待防止の仕組みの充実

いきいき健康課 高齢支援係

-
- 身体虐待、財産・年金などの搾取、介護放棄など、高齢者に対する虐待予防を進めます。
 - 民生委員・児童委員、自治会、老人クラブ、地域包括支援センター、介護サービス事業者や医師・弁護士など専門家等との連携・協力のもとに、「早期発見」「サービス介入」「専門支援介入」からなる三層のネットワークを形成し、虐待防止対策の充実を図ります。
-

(2) 権利擁護制度の周知、利用促進

いきいき健康課 高齢支援係

-
- 成年後見制度及び日常生活自立支援事業等の普及・啓発や消費者被害防止・高齢者虐待の防止など、権利擁護に関する制度や諸施策の充実を図ります。
-

3 高齢者の生きがいくくりと社会参加活動の支援

1. 生きがいくくりの推進

高齢化が進む中で、活力ある社会を維持するために、高齢者の生きがいくくりを積極的に支援します。

(1) 老人福祉センター

いきいき健康課 高齢支援係

- 老人福祉センターは、おおむね 60 歳以上の高齢者が入浴や休憩ができ、囲碁、将棋やカラオケ等の娯楽を楽しみ、各種の教室に参加して教養を高めるなど、生きがいくくりや社会参加の促進を図るための施設です。施設の適切な維持管理と、魅力的なサービスの提供に努め、閉じこもりがちな高齢者をはじめ、より多くの高齢者の施設利用を促進していきます。

(2) 老人クラブ等への支援

いきいき健康課 高齢支援係

- 高齢者の多様性・自発性を十分尊重しながら、社会奉仕活動や自らが介護予防について考えるための各種研修や生きがい・健康づくり推進のための活動等が展開できるよう、老人クラブや高齢者団体への支援を行います。

指標	実績			計画		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度見込	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
クラブ数 (団体)	11	11	11	11	11	11
会員数 (人)	743	744	744	750	750	750

(3) 敬老福祉大会の開催

いきいき健康課 高齢支援係

- 高齢者福祉の増進に努めるため、長寿をお祝いする敬老福祉大会を開催し、高齢者を招待します。

指標	実績			計画		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度見込	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
敬老福祉大会の招待対象者数 (人)	2,645	2,802	2,942	3,000	3,100	3,100

(4) 元気に長生き奨励金の支給

いきいき健康課 高齢支援係

- 長寿を祝い、敬老思想の高揚を図るとともに、高齢者福祉の増進に寄与することを目的に、9月15日現在、町内に住所を有する高齢者の方々に年齢の節目ごとに奨励金を支給します。

指標	実績			計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給件数：満70歳（古希）に達した方（人）	336	319	322	268	281	281
支給件数：満75歳、満77歳（喜寿）に達した方（人）	500	545	517	514	539	539
支給件数：満80歳（傘寿）、満85歳、満88歳（米寿）に達した方（人）	283	307	347	341	358	358
支給件数：満90歳（卒寿）、満95歳、満99歳（白寿）に達した方（人）	54	69	77	96	100	100
支給件数：満100歳以上の方（人）	7	10	14	21	22	22

(5) 生涯学習の推進

文化スポーツ課 社会教育係

- 高齢者などが生涯を通じて健やかで自立した生活を送れるように、「ひので町民大学」で高齢者の教養・趣味活動を支援します。また、高齢者の健康的な生活習慣維持に対する意識の啓発を図り、生涯学習社会の構築を目指します。

(6) 文化活動の振興

文化スポーツ課 社会教育係

- 高齢者の文化活動の振興を図るため、やまびこホールを活動拠点にリーダーや芸術文化団体の育成、情報の提供や発表の場づくりに努めます。

(7) スポーツ・レクリエーションの振興

文化スポーツ課 スポーツ振興係

- 高齢者が生涯にわたってスポーツ・レクリエーションに親しむことができるよう、高齢者向け軽スポーツの普及、実施団体やリーダーの育成、情報提供などに努めます。

2. 社会参加活動の支援

高齢者にできるだけ社会とのかかわりを持ってもらえるよう、高齢者の様々な社会活動支援を充実させます。

(1) 高齢者のボランティア活動の促進

いきいき健康課 高齢支援係

- 援護を要する高齢者への支援や福祉施設での手伝いをはじめ、子ども達への技能の伝承の場など、高齢者の特性を生かしたボランティア活動への参加促進を図ります。
- 施設でのボランティア情報を広く発信してボランティア活動の場を増やし、さらに、介護ボランティア制度の実施に向けた検討をします。

(2) シルバー人材センターの拡充支援

いきいき健康課 高齢支援係／日の出町シルバー人材センター

- いわゆる「団塊の世代」の方をはじめ、就労を希望する高齢者はますます増大すると予測されることから、シルバー人材センターの拡充に向けて、その運営の支援を行っていきます。

(3) 高齢者の生きがい農業の振興

産業観光課 農林振興係

- 町民農園の貸付事業により、新鮮で健康的な野菜づくりを通じて高齢者自らが生きがいを持てる支援を推進していきます。

(4) 活動拠点の整備・活用

いきいき健康課 高齢支援係

- 退職後の高齢者が、自分自身の余暇等のために過ごしたいというニーズに応じられるように、福祉センター等の活動拠点への支援策を行い、高齢者の活力を引き出すことで、社会全体の活性化につながるよう進めていきます。
- 活動拠点は、高齢者の介護予防のみならず、地域内の多くの高齢者が交流を持てる場となるように努めます。

4 高齢者を支えるまちづくり

1. 安心して暮らせるコミュニティづくり

高齢者が安心して地域で生活をしていくためには、それを支える人的資源やその組織、また、社会基盤が必要です。そうしたコミュニティづくりを推進します。

(1) 地域の人材の発掘・育成支援

地域で高齢者を支える地域福祉活動の展開のためには、活動の核となる地域の人材が必要となるため、その人材の発掘や支援育成に努めます。

①福祉人材の発掘

いきいき健康課 高齢支援係

- 町内では、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、自治会等をはじめ、ボランティアや NPO 等の人材が数多く活躍しています。これらの地域人材と連携し、専門的な知識のある人材を発掘し活躍してもらう環境づくりを進めていきます。

②ボランティアの育成支援

いきいき健康課 高齢支援係/日の出町社会福祉協議会

- ボランティア養成講座等を実施し、初めてボランティアを行う方へ活動のきっかけを提供し、新しいボランティアの育成支援を行います。

指標	実績			計画		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度見込	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
ボランティア養成講座実施回数 (回)	0	0	1	2	2	2

③動機付けとスキルアップ

いきいき健康課 高齢支援係/日の出町社会福祉協議会

- 団塊の世代や若い世代の方などに地域福祉に対し関心を深めてもらうための情報提供や、PR の機会を増やしていきます。
- ボランティア活動を始めるきっかけづくりや継続するための動機付け等に取り組み、ボランティア活動へのモチベーションの向上を図るとともに、スキルを高めるために研修等の機会を拡充します。
- 総合事業の通所型サービスにおける人材確保のため、「ひのでちゃん行政ポイント事業」を活用します。

指標	実績			計画		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度見込	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
社協ボランティア活動ポイント事業の個人ボランティア登録者数 (人)	1,302	1,240	1,302	1,367	1,435	1,507

(2) 交通安全対策の推進

生活安全安心課 防災・コミュニティ係

- 五日市警察署や五日市交通安全協会と連携し、年齢に合わせた自動車、自転車等の運転指導を実施します。
- 高齢者の道路横断中の交通事故防止のため、老人会や自治会の会合等で交通安全啓発活動を推進していきます。

(3) 防犯対策の推進

生活安全安心課 防災・コミュニティ係

- 五日市警察署や五日市防犯協会等と連携し、社会問題となっている高齢者を狙った振り込め詐欺や悪質な訪問販売、また無施錠が原因の空き巣など多様化する犯罪の被害を未然に防止するため、さらなる情報提供や地域ぐるみで防犯体制の強化を推進していきます。

(4) 防災対策の推進

① 自主防災組織の充実・支援

生活安全安心課 防災・コミュニティ係

- 災害時における応急対応の充実を図るため、平常時から各自主防災組織(自治会)への支援と警察署、消防署、消防団等各防災関係機関との連携を強化していきます。
- 自主防災組織、防災関係機関による避難行動要支援者情報の共有について、多くの高齢者からの理解を得た上で、普段からの見守りや災害時の対応強化を推進していきます。

② 緊急通報システム機器の設置

いきいき健康課 高齢支援係

- 65 歳以上の一人暮らし又は高齢者世帯で慢性疾患等がある方が、突然の病気や緊急事態になったときに速やかに救助を行えるよう、緊急通報システム機器の設置を行います。

指標	実績			計画		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度見込	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
緊急通報システムの設置数 (世帯)	9	8	8	9	9	10

③ 火災警報器の設置

いきいき健康課 高齢支援係

- 65 歳以上の一人暮らしで、寝たきり又は心身機能の低下により、防火等の配慮が必要な方に対し、火災発生時に消防庁に自動通報する火災警報器を設置することで日常生活の安全性の確保を図ります。

指標	実績			計画		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度見込	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
火災警報器の設置数 (世帯)	17	18	18	19	19	20

(5) 緊急事態における救命体制の整備

いきいき健康課 高齢支援係

- 心疾患等により命にかかわる重症の不整脈を起こした高齢者に対応できるよう、町内の公共施設や老人福祉関連施設等に自動体外式除細動器(AED)を設置し、いち早く心肺蘇生処置を行える体制を整備します。

(6) 避難行動要支援者マップの管理・活用

いきいき健康課 高齢支援係

- 災害時に助けが必要な方、いわゆる「避難行動要支援者」をあらかじめ把握し、地域ぐるみで円滑に安否確認や避難支援が行えるように「避難行動要支援者マップ」を管理・活用することで方が一の災害に備えます。

(7) 避難行動における要支援者への救急医療情報キットの配布

いきいき健康課 高齢支援係

- 要支援者が、災害時に救助者等に対し自分の病状などを適切に知らせることができるように「救急医療情報キット」を配布し、迅速な救命措置等に役立てています。
- 服薬などの情報更新の助言を今後も民生委員・児童委員の協力を得て実施していきます。

(8) 災害や感染症対策に係る体制整備

いきいき健康課 高齢支援係・介護保険係／生活安全安心課 防災・コミュニティ係

- 日の出町地域防災計画に基づき、災害時要援護者が生活できる環境の整った福祉施設を二次避難所として設定し、特別養護老人ホーム及び老人保健施設と協定を結び、災害に備えています。
- 非常災害時への対応については、平常時からの訓練等が重要であることから、毎年、11月上旬に行う総合防災訓練に併せて、訓練を行っています。
- 感染症への対応については、各事業所の感染予防対策に対する知識を深めるための研修等支援を検討します。今後は広域的な協力体制の構築を検討します。
- 感染症流行時に避難が必要な状況となった場合は、各避難所等で適切な感染防止対策を実施できるよう日頃からの備えを行います。

指標	実績			計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
二次避難所（災害時要援護者が生活できる環境の整った福祉施設）の設置数（か所）	12	12	12	11	11	11

2. 高齢者にやさしい居住環境・生活環境の確保

高齢者、障がい者が、安全で快適な日常生活を送ることができるよう、バリアフリー化をはじめとする福祉施策を進めるとともに、ユニバーサルデザイン¹²を推進していきます。

また、一人では公共交通機関の利用が困難な方(移動困難者)等の外出を支援するなど、ハード・ソフト両面にわたる福祉のまちづくりを進めます。

(1) 外出支援の充実

いきいき健康課 高齢支援係

- 交通が不便な地域に居住する高齢者の足として、外出支援バスの運行を引き続き実施するとともに、外出支援バスを利用できない高齢者、障がい者のために、おでかけ支援ドリームカー事業等を充実させます。

指標	実績			計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
おでかけ支援ドリームカーの利用件数(件)	598	495	519	544	571	599

(2) 住宅対策の推進

いきいき健康課 高齢支援係

- 高齢者が住み慣れた地域で生活が送れるよう、町営住宅建て替えについては、バリアフリー化を進め、住宅改修への費用助成、相談支援等の施策を推進して高齢者の身体特性や状況に配慮した多様な住まいの確保に努めます。

(3) 公共施設等のバリアフリー化

いきいき健康課 高齢支援係

- 町内の主な公園に、障がい者用トイレを設置し管理しています。また、高齢者が集まり体操をする公園に階段手すりを設置しました。
- 「東京都福祉のまちづくり条例」に基づき、高齢者が住みやすく、安心して生活できるまちを目指して、既存の公共施設や広場等のバリアフリー化を進めます。

(4) 高齢者の住まいの安定的な確保

いきいき健康課 高齢支援係

- 生活の基盤となる住まいについて、生活面に困難を抱える高齢者等に対しては生活困窮者対策や養護老人ホーム等の取組と連携し、住まいと生活の一体的支援を図ります。
- 生活相談・安否確認などのサービスが提供されるサービス付き高齢者向け住宅などについて、東京都との情報共有により現状を把握し、必要な方への情報提供に努めます。

12 ユニバーサルデザイン:年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることです。

5 高齢者を支える地域包括ケア体制の構築

1. 日常生活圏域の設定

本町においては、町の地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件と公的介護施設等の整備状況その他の条件とを勘案して、今後も、町域全体を一つの日常生活圏域とし、地域に密着したサービス提供の充実を図ります。

2. 在宅医療・介護連携の推進

本町においては、要介護者の有病割合が低いことが分かっており、病気のある高齢者は町独自の医療費補助のある医療サービスの利用にとどまって、介護サービスへの移行が少なくなっていると考えられます。今後とも、医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ高齢者を地域で支えていくため、医師会等の協力を得つつ、在宅医療・介護連携を計画的かつ効果的に推進するよう努めます。また、町民に対して、医療及び介護サービスについて理解を深めてもらえるよう、情報提供及び分かりやすく丁寧な説明を行うよう努めます。

3. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

介護予防を進めるにあたっては、介護・医療・健診情報等の活用を含め、国民健康保険担当部局(町民課保険年金係)との連携も行い、高齢者の保健福祉・介護保険事業の一体的な実施を図ります。

4. 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

一人暮らしや夫婦のみの高齢者世帯など、支援を必要とする高齢者の増加に伴い、在宅での生活を支えるサービスの充実が求められます。支援が必要な高齢者に対する給食サービス、寝具洗濯乾燥消毒サービス、理髪サービスなどの提供と併せ、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍することも念頭に置いたボランティア活動支援や就労的活動支援など、高齢者の社会参加を通じての介護予防にも努めます。

5. 地域包括支援センターの機能の充実

地域包括支援センターの相談業務等が的確に行われるよう、町との情報の共有化を推進するとともに、地域包括支援センターの職員が相談業務等に関する知識や技術の研鑽を継続できるよう研修会や事例検討会の開催・充実を図ります。

また、地域包括支援センターの事業運営については、介護保険事業計画等運営協議会において、公平・中立性の観点から協議し、円滑かつ適正な運営を図るほか、委託に際しては、包括的支援事業の実施に当たっての運営方針を明示していきます。

6. 地域包括ケア体制整備の推進

地域包括支援センターを中心に、地域のサービス提供者間のネットワークづくりや行政機関との連携を強化し、地域包括ケア体制の強化とケアマネジメント機能の向上を図ります。

さらに、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、ボランティアなどによる多様な形態の地域ネットワークを有効に活用し、地域で暮らす高齢者の日常生活を支えていくための相互の連携、協働体制を確立するための地域ケア会議の設置を推進します。

7. 要介護者等に対するリハビリテーションサービス提供体制の充実

地域包括ケアシステムでは、医療、介護、介護予防ほかの支援が包括的に確保される体制が求められます。リハビリテーションにおいても、要介護(支援)者がリハビリテーションの必要性に応じてサービスを利用できるよう、医療保険で実施する急性期・回復期のリハビリテーションから、介護保険で実施する生活期リハビリテーションへ、切れ目のないサービス提供体制を構築することが必要です。

日の出町は、国(見える化システム等)によるリハビリテーション提供体制の指標では、国・都・近隣自治体等と比較していずれも高い割合であり、サービス提供は充実していると考えられます。

また、日の出町では認定率が低く抑えられ、認定者の今後の予測では軽度者や要支援者の増加が見込まれていることから、施設におけるサービス提供ではなく、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの利用率を指標として、要介護者等に対するリハビリテーションサービス提供体制の充実を検討していきます。

	実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込
訪問リハビリテーション利用率 (%)	6.28	5.17	5.65
通所リハビリテーション利用率 (%)	19.13	18.41	18.06

▼参考:東京都のリハビリテーションサービス利用率

	実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込
訪問リハビリテーション利用率 (%)	1.53	1.56	1.56
通所リハビリテーション利用率 (%)	5.20	5.40	5.04

資料:厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(令和元年度、2年度は月報)
(地域包括ケア「見える化」システムより)

第7章 介護保険サービスの充実

1 個別サービスに関する実績と今後の見込み

※利用回数（日数）及び利用者数は1月あたりの数です（以下同）。

※令和2年度見込には新型コロナウイルスの影響による一時的変動が考えられるサービスもあり、実績の傾向判断ではその点を考慮しています。

(1) 居宅サービス

①訪問介護（ホームヘルプ）

- 可能な限り居宅において自立した生活を営むことができるように、居宅を訪問したホームヘルパーから、身体介護(食事・入浴・排泄などの介護)や生活援助(調理・洗濯・掃除などの援助)を受けるサービスです。
- 実績は利用者・利用回数とも増加傾向にあります。在宅介護の延伸のため、今後も増加を見込んでいます。

実績・目標	7期実績			8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	利用回数（回）					
	581	607	840	918	1,015	1,087
介護給付	利用者数（人）					
	43	48	64	76	83	87

②介護予防訪問入浴介護・訪問入浴介護

- 寝たきりなどで自宅の浴槽では入浴が困難な利用者が自立した生活を営むことができるように、利用者の身体の清潔保持、心身機能の維持を図るため、浴槽を積んだ専用の入浴車などで居宅を訪問した看護師・ホームヘルパーから、入浴の介護を受けるサービスです。
- 予防給付については実績がありません。介護給付については実績が減少傾向ですが、在宅介護の需要増を想定し、今後は横ばいないし微増と見込んでいます。

実績・目標	7期実績			8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付	利用回数（回）					
	0*	0	0	0	0	0
予防給付	利用者数（人）					
	0*	0	0	0	0	0
介護給付	利用回数（回）					
	26	18	8	17	17	22
介護給付	利用者数（人）					
	6	4	2	4	4	5

※予防給付の平成30年度では、月平均0.17回、0.08人の実績がありました。

③介護予防訪問看護・訪問看護

- 通院などが困難な利用者が自立した生活を営むことができるように、利用者の心身機能の維持回復を目的として、居宅を訪問した看護師等から、床ずれの手当や点滴の管理などを受けるサービスです。
- 予防給付は減少、介護給付は増加傾向です。在宅医療と介護の連携推進の観点から、在宅での療養が必要な高齢者が今後増加し、サービス利用が増加していくと見込んでいます。

実績・目標	7期実績			8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付	利用回数（回）					
	69	78	58	73	73	81
	利用者数（人）					
	17	17	14	17	17	19
介護給付	利用回数（回）					
	477	522	610	664	694	772
	利用者数（人）					
	58	65	72	81	85	92

④介護予防訪問リハビリテーション・訪問リハビリテーション

- 通院などが困難な利用者が自立した生活を営むことができるように、利用者の心身機能の維持回復を目的として、居宅を訪問した理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士から、機能訓練（リハビリテーション）を受けるサービスです。
- 予防給付、介護給付とも実績には上下動がみられますが、今後在宅でのリハビリテーションの需要が高まると見込んでいます。

実績・目標	7期実績			8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付	利用回数（回）					
	163	156	151	170	178	178
	利用者数（人）					
	16	18	17	20	21	21
介護給付	利用回数（回）					
	406	377	426	482	511	552
	利用者数（人）					
	29	25	32	38	40	43

⑤介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導

- 通院などが困難な利用者が自立した生活を営むことができるように、療養生活の質の向上を図るため、居宅を訪問した医師、歯科医師、薬剤師、看護師などから、療養上の管理や指導を受けるサービスです。
- 予防給付、介護給付とも増加傾向です。在宅医療と介護の連携推進の観点から、在宅での療養が必要な高齢者が増加していくと見込んでいます。

実績・目標	7期実績			8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付	利用者数（人）					
	9	10	11	13	14	14
介護給付	利用者数（人）					
	37	38	42	51	54	59

⑥通所介護（デイサービス）

- 社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、利用者がデイサービスセンターなどに通い、日帰りで食事・入浴・排泄などの介護や機能訓練を受けるサービスです。
- 実績は増加傾向にあります。自立支援・重度化防止の観点から、今後も継続的に増加するものと見込んでいます。

実績・目標	7期実績			8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	利用回数（回）					
	738	714	804	843	892	932
介護給付	利用者数（人）					
	77	74	89	95	100	104

⑦介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーション（デイケア）

- 心身機能の維持を図るため、利用者が介護老人保健施設や病院などに通い、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などによるリハビリテーションの提供を受けるサービスです。
- 実績には上下動がみられますが、心身機能の回復・維持、体力の増進は、介護予防や重度化防止に重要なため、今後積極的に利用してもらうことを想定して増加を見込んでいます。

実績・目標	7期実績			8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付	利用者数（人）					
	48	58	47	60	60	62
介護給付	利用回数（回）					
	766	773	719	782	856	923
	利用者数（人）					
	91	93	90	96	103	111

※予防給付については、月単位の定額であるため利用回数は掲載していません。

⑧介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護（ショートステイ）

- 利用者の心身機能の維持及び利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などに短期間入所し、食事・入浴・排泄などの介護、その他日常生活の援助や機能訓練の提供を受けるサービスです。
- 予防給付はほぼ横ばい、介護給付は増加傾向です。家族介護者の負担軽減のためにも、今後の利用増加を想定して見込んでいます。

実績・目標	7期実績			8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付	利用日数（日）					
	2	7	3	3	3	3
	利用者数（人）					
	1	1	1	1	1	1
介護給付	利用日数（日）					
	342	379	431	403	477	514
	利用者数（人）					
	32	36	28	36	41	44

⑨介護予防短期入所療養介護・短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

- 療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、介護老人保健施設などに短期間入所し、医学的な管理のもとで食事・入浴・排泄などの介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活の援助を受けるサービスです。
- 予防給付についてはほぼ実績がありません。介護給付については、今後、利用が減少することはないものとして見込んでいます。

実績・目標	7期実績			8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付	利用日数（日）					
	0	1	0	0	0	0
予防給付	利用者数（人）					
	0	0*	0	0	0	0
介護給付	利用日数（日）					
	48	33	28	48	48	56
介護給付	利用者数（人）					
	8	7	5	8	8	9

※予防給付の令和元年度では、月平均0.25人の実績がありました。

⑩介護予防福祉用具貸与・福祉用具貸与

- 日常生活上の便宜を図り、利用者や介護者の負担軽減を図るため、車いすや特殊寝台などの福祉用具の貸与を受けるサービスです。
- 実績には上下動がみられますが、在宅介護の需要増加を見越して、今後も継続的に利用が増加するものとして見込んでいます。

実績・目標	7期実績			8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付	利用者数（人）					
	59	69	63	65	65	68
介護給付	利用者数（人）					
	151	153	161	163	168	172

⑪特定介護予防福祉用具購入費・特定福祉用具購入費

- 日常生活上の便宜を図り、利用者や介護者の負担軽減を図るため、腰掛便座や入浴補助用具などの特定福祉用具購入費の一部が支給されるサービスです。
- 予防給付、介護給付ともに微増の傾向にあり、在宅介護の増加からポータブルトイレや浴槽いすの需要が増える可能性を考慮し、微増ないし横ばいと見込んでいます。

実績・目標	7期実績			8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付	利用者数（人）					
	1	1	3	4	4	4
介護給付	利用者数（人）					
	3	4	5	8	8	9

⑫介護予防住宅改修・住宅改修費

- 日常生活上の便宜を図り、利用者や介護者の負担軽減を図るため、自宅の手すり取り付けや段差解消など、小規模な住宅改修を行った場合、住宅改修費の一部が支給されるサービスです。
- ほぼ横ばいの推移と判断でき、今後も一定の利用が発生すると見込んでいます。

実績・目標	7期実績			8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付	利用者数（人）					
	3	2	3	5	5	5
介護給付	利用者数（人）					
	3	3	3	4	4	4

⑬介護予防特定施設入居者生活介護・特定施設入居者生活介護

- 自立した生活を営むことができるように、一定の要件を満たし特定施設と認められた有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などに入居した方が、食事・入浴・排泄などの介護、その他日常生活の援助、機能訓練や療養上の援助を受けるサービスです。
- 令和2年度に利用が増加しました。直近の状況から、同程度の利用者数を見込んでいます。施設整備の予定はありません。

実績・目標	7期実績			8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付	利用者数（人）					
	2	3	5	5	5	5
介護給付	利用者数（人）					
	7	7	16	16	16	16

⑭介護予防支援・居宅介護支援

- 可能な限り居宅において、自立した生活を営むことができるように、利用者の心身の状況や置かれている環境に応じて、介護支援専門員等が居宅(介護予防)サービス計画の作成や、居宅サービス事業者との連絡調整などを行うサービスです。
- 実績には上下動がみられますが、在宅介護の需要増加を想定して見込んでいます。

実績・ 目標	7期実績			8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防 給付	利用者数(人)					
	104	113	99	122	126	129
介護 給付	利用者数(人)					
	240	233	256	265	278	291

(2) 地域密着型サービス

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- 重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。
- 現在、本町には該当する事業所及び実施がありません。

実績・目標	7期実績			8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	利用者数（人）					
	0	0	0	0	0	0

② 夜間対応型訪問介護

- 利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を、24時間安心して送ることができるよう、夜間帯に訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の自宅を訪問するサービスです。
- 現在、本町には該当する事業所及び実施がありません。

実績・目標	7期実績			8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	利用者数（人）					
	0	0	0	0	0	0

③ 地域密着型通所介護

- 社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、住み慣れた地域のデイサービスセンターなどに通い、日帰りで食事・入浴・排泄などの介護や機能訓練を受けるサービスです。
- 実績は微減の傾向にありますが、令和2年度の減少は新型コロナウイルスの影響が考えられます。令和元年度の実績を基に、利用は微増すると見込んでいます。

実績・目標	7期実績			8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	利用回数（回）					
	149	140	94	149	171	171
	利用者数（人）					
	16	16	13	16	17	17

④介護予防認知症対応型通所介護・認知症対応型通所介護

- 認知症である利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、日帰りで食事・入浴・排泄などの介護や機能訓練を受けるサービスです。
- 現在、本町には該当する事業所及び実施がありません。

実績・目標	7期実績			8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付	利用回数（回）					
	0	0	0	0	0	0
予防給付	利用者数（人）					
	0	0	0	0	0	0
介護給付	利用回数（回）					
	0	0	0	0	0	0
介護給付	利用者数（人）					
	0	0	0	0	0	0

⑤介護予防小規模多機能型居宅介護・小規模多機能型居宅介護

- 利用者の心身の状況や置かれている環境に応じて、1つの事業所から通所サービス、訪問サービス及び宿泊サービスを必要に応じて組み合わせて受けられるサービスです。
- 予防給付、介護給付とも増加傾向です。総合的なサービス需要の増加が続くと見込んでいます。

実績・目標	7期実績			8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付	利用者数（人）					
	8	13	14	14	14	15
介護給付	利用者数（人）					
	19	26	29	35	37	37

⑥介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護

- 認知症である利用者が自立した日常生活を営むことができるように、5人から9人の利用者が共同で生活し、家庭的な環境の中で食事・入浴・排泄などの介護、その他日常生活の援助や機能訓練の提供を受けるサービスです。
- 予防給付については実績がありませんが、今後の需要発生を見込みます。介護給付については増加傾向であり、今後の認知症高齢者の増加も想定し、一定の利用が発生すると見込んでいます。

実績・目標	7期実績			8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付	利用者数（人）					
	0	0	0	1	1	1
介護給付	利用者数（人）					
	6	7	10	8	8	9

⑦地域密着型特定施設入居者生活介護

- 特定施設の指定を受けた入居定員が29人以下の介護付有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などで、入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を受けるサービスです。
- 現在、本町には該当する事業所及び実施がありません。

実績・目標	7期実績			8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	利用者数（人）					
	0	0	0	0	0	0

⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

- 要介護者が自立した日常生活を営むことができるように、定員29名以下の特別養護老人ホームに入所し、食事・入浴・排泄などの介護、その他日常生活の援助や機能訓練の提供を受けるサービスです。
- 現在、本町には該当する事業所及び実施がありません。

実績・目標	7期実績			8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	利用者数（人）					
	0	0	0	0	0	0

⑨看護小規模多機能型居宅介護

- 主治医と看護小規模多機能型居宅介護事業所(定員 29 名以下・通い定員 18 名以下・宿泊定員 9 名以下)の連携のもと、医療行為も含めた多様なサービスを 24 時間 365 日利用することができるサービスです。
- 現在、本町には該当する事業所及び実施がありません。

実績・ 目標	7期実績			8期計画		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度見込	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
介護 給付	利用者数 (人)					
	0	0	0	0	0	0

(3) 施設サービス

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

- 常に介護が必要であり、居宅での生活を継続することが困難な要介護者が、自立した日常生活を営むことを目的として、特別養護老人ホームに入所し、食事・入浴・排泄などの介護、その他日常生活の援助や機能訓練、健康管理などの提供を受けるサービスです。
- 実績は増加の傾向にあります。本町被保険者の利用状況から施設は充足している状況と考えられます。第8期では一定の利用を見込んでいますが、施設整備の予定はありません。

実績・ 目標	7期実績			8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	利用者数（人）					
	108	113	121	126	127	128

②介護老人保健施設

- 病状が安定期にある要介護者が居宅での生活に復帰することを目的として、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、その他日常生活の援助を受けるサービスです。
- 実績は微減の傾向にあります。第8期については一定の利用を見込んでいますが、施設整備の予定はありません。

実績・ 目標	7期実績			8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	利用者数（人）					
	58	53	53	54	55	56

③介護医療院

- 病状が安定期にあるものの長期にわたる療養が必要な要介護者に対して、医療及び介護を一体的に提供するサービスです。従来、介護療養型医療施設（療養病床等）としての提供もありましたが、介護医療院への移行が行われ、第8期からは介護医療院による提供となります。
- 一定の安定的な利用がありました。施設における医療と介護の一体的な提供は今後需要が増加するものとして第8期の利用を見込んでいますが、施設整備の予定はありません。

実績・ 目標	7期実績			8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	利用者数（人）					
	16	16	14	17	17	17

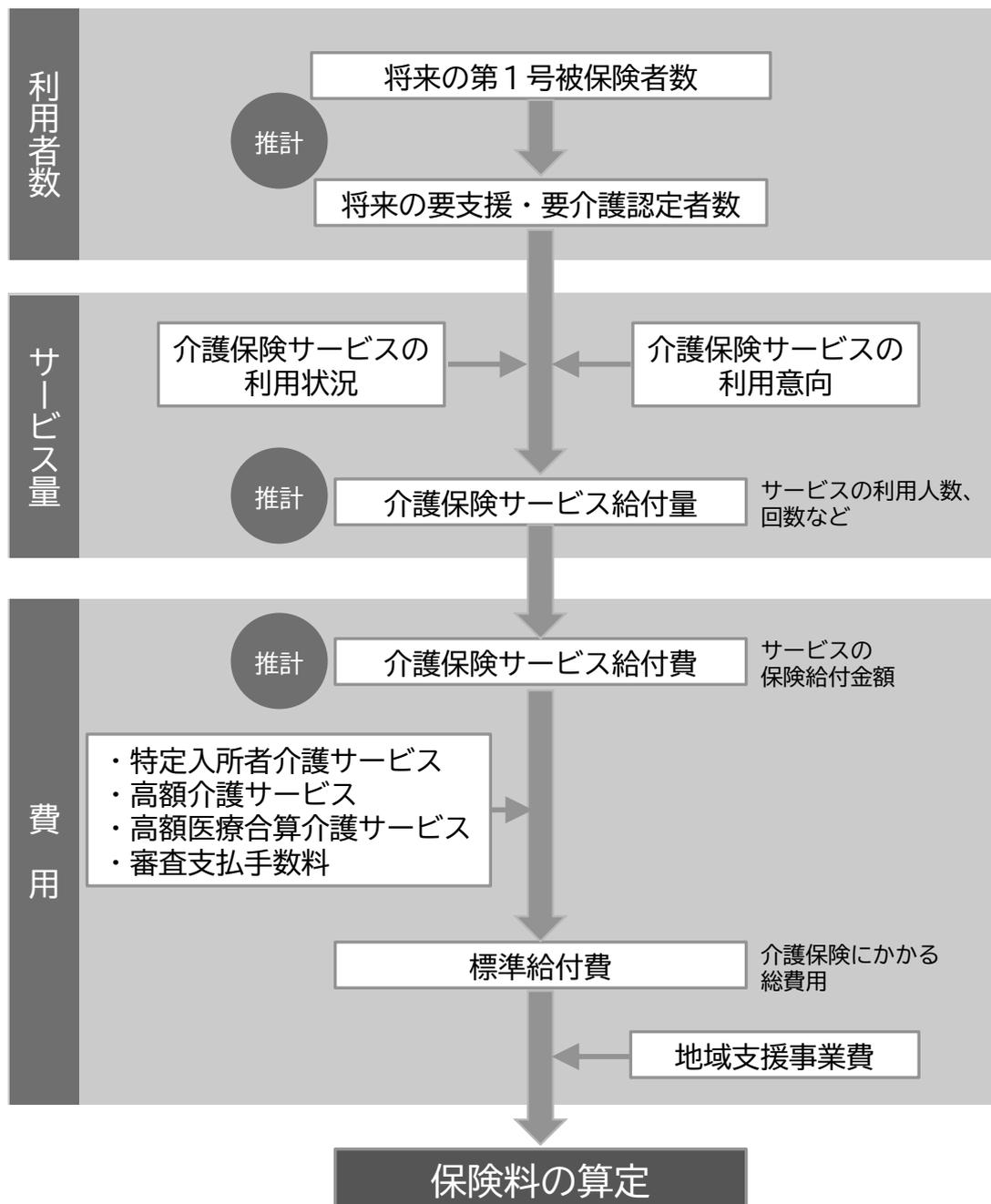
※平成30年度は介護療養型医療施設。令和元年度、2年度は介護療養型医療施設と介護医療院の合算。

2 介護保険事業費用の見込み

(1) 介護保険料の算定方法

介護保険料は、要介護認定者数等の推計を基に、これまでのサービス利用実績、利用者数を勘案して各サービスの提供目標量(利用見込み量)を推計し、それにより算定した給付費と、制度運営等に係る費用総額を算定した後、将来の被保険者数で除して算定します。

▼介護保険料算定の流れ



(2) 介護保険サービス事業費の給付状況と見込み

① 予防給付事業費

第8期計画期間における予防給付事業費については、介護保険サービスにおけるサービスごとの給付費を過去の実績等から推計し、次のように見込んでいます。

(単位：千円)

予防給付事業費	第7期			第8期		
	実績		見込	推計値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防サービス						
介護予防訪問入浴介護	6	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	5,077	5,080	3,808	4,805	4,808	5,385
介護予防訪問リハビリテーション	5,792	5,536	5,423	6,089	6,406	6,406
介護予防居宅療養管理指導	966	1,323	1,414	1,677	1,808	1,808
介護予防通所リハビリテーション	17,821	23,318	18,856	25,390	25,627	26,392
介護予防短期入所生活介護	164	387	248	288	288	288
介護予防短期入所療養介護	0	88	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	3,399	4,635	4,204	4,338	4,338	4,537
特定介護予防福祉用具購入費	387	379	900	1,237	1,237	1,237
介護予防住宅改修	2,975	1,907	4,159	6,003	6,003	6,003
介護予防特定施設入居者生活介護	1,962	2,066	5,247	5,279	5,282	5,282
介護予防支援	5,950	6,463	5,617	6,964	7,196	7,368
地域密着型介護予防サービス						
介護予防小規模多機能型居宅介護	7,762	11,616	13,126	13,207	13,214	14,360
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	2,719	2,720	2,720
合計	52,261	62,799	63,002	77,996	78,927	81,786

※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

②介護給付事業費

第8期計画期間における介護給付事業費については、介護保険サービスにおけるサービスごとの給付費を過去の実績等から推計し、次のように見込んでいます。

(単位：千円)

介護給付事業費	第7期			第8期		
	実績		見込	推計値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅サービス						
訪問介護	21,718	23,574	31,732	35,680	40,169	42,964
訪問入浴介護	3,961	2,666	1,202	2,604	2,605	3,371
訪問看護	33,147	33,757	39,826	42,760	44,811	49,239
訪問リハビリテーション	14,568	13,549	15,158	17,343	18,402	19,883
居宅療養管理指導	5,156	5,707	6,346	7,134	7,550	8,247
通所介護	70,203	67,734	77,881	81,503	86,750	91,062
通所リハビリテーション	78,359	78,969	77,238	83,443	94,084	102,145
短期入所生活介護	34,106	38,941	48,796	44,909	54,017	58,408
短期入所療養介護	6,057	3,956	3,461	6,400	6,403	7,357
福祉用具貸与	25,900	26,721	30,575	31,723	32,715	33,728
特定福祉用具購入費	1,158	1,286	1,984	2,732	2,732	3,050
住宅改修費	2,788	3,713	3,736	4,172	4,172	4,172
特定施設入居者生活介護	15,109	14,484	37,505	37,457	37,478	37,478
居宅介護支援	38,020	39,264	42,931	44,733	46,898	49,302
地域密着型サービス						
地域密着型通所介護	12,385	12,396	8,970	12,983	16,239	16,239
小規模多機能型居宅介護	40,149	54,556	60,442	69,639	73,452	73,452
認知症対応型共同生活介護	16,713	19,422	27,485	21,558	21,570	24,209
施設サービス						
介護老人福祉施設	334,479	358,476	401,546	422,363	425,601	428,605
介護老人保健施設	189,382	176,385	184,980	188,345	192,135	195,630
介護医療院	0	41,346	53,405	75,985	76,028	76,028
介護療養型医療施設	69,566	29,736	9,546	0	0	0
合計	1,012,924	1,046,639	1,164,744	1,233,466	1,283,811	1,324,569

※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

③介護予防給付費・介護給付費

介護予防給付費及び介護給付費からなる総給付費の見込みは下記のとおりです。

(単位：千円)

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付			
介護予防サービス	55,106	55,797	57,338
介護予防支援	6,964	7,196	7,368
地域密着型介護予防サービス	15,926	15,934	17,080
予防給付 合計	77,996	78,927	81,786
介護給付			
居宅サービス	397,860	431,888	461,104
居宅介護支援	44,733	46,898	49,302
地域密着型サービス	104,180	111,261	113,900
施設サービス	686,693	693,764	700,263
介護給付 合計	1,233,466	1,283,811	1,324,569
総給付費	1,311,462	1,362,738	1,406,355

※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

④標準給付費

標準給付費の見込みは、総給付費の見込み額と特定入所者介護サービス等給付額、高額介護サービス等給付費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料の給付見込み額から算出します。

(単位：千円)

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総給付費	1,311,462	1,362,738	1,406,355
特定入所者介護サービス費等給付額 ¹³	40,219	36,926	37,658
高額介護サービス費等給付額 ¹⁴	27,508	27,601	28,141
高額医療合算介護サービス費等給付額	3,365	3,412	3,479
算定対象審査支払手数料	1,059	1,074	1,095
標準給付費見込額計	1,383,613	1,431,751	1,476,728

※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

13 特定入所者介護サービス費では、令和3年度法改正により、食費・居住費の助成について、能力に応じた負担となるよう所得段階の第2・3段階を中心に給付基準が見直されています。

14 高額介護(予防)サービス費では、令和3年度法改正により、年収に応じて自己負担額の上限が見直されています。

⑤地域支援事業費

計画期間における地域支援事業費の見込みは、地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業の事業総額の見込み額から算出します。

(単位：千円)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防・日常生活支援総合事業	32,888	32,658	32,203
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	27,202	27,012	26,636
包括的支援事業(社会保障充実分)	10,202	10,131	9,990
地域支援事業費	70,292	69,801	68,829

※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

(3) 介護給付等に係る事業と地域支援事業費の財源構成

①介護給付等に係る事業費の財源構成

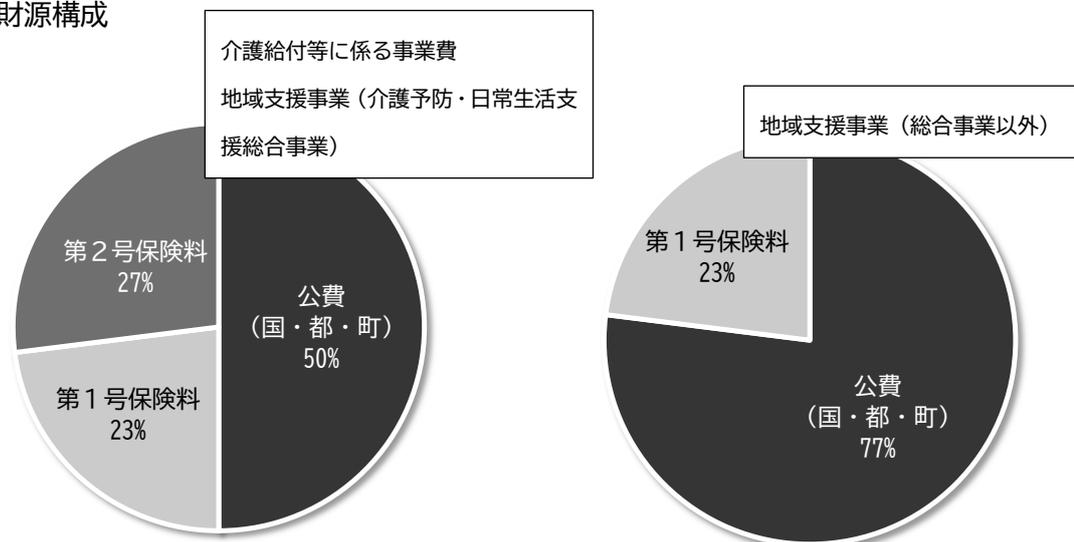
介護給付等に係る事業費の財源は、第1号保険料及び第2号保険料、国(25%、調整交付金5%含む)・都(12.5%)・町(12.5%)の負担で賄われます。また、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの第1号被保険者の負担率は23%、第2号被保険者の負担率は27%となります。

②地域支援事業の財源構成

地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業の財源は、介護給付費と同じく50%が国、都、町による公費負担、50%が第1号と第2号の保険料負担です。

包括的支援事業と任意事業の財源は、第2号被保険者の負担がなくなり、77%が国・都・町による公費負担、23%が第1号保険料で構成されます。

▼財源構成

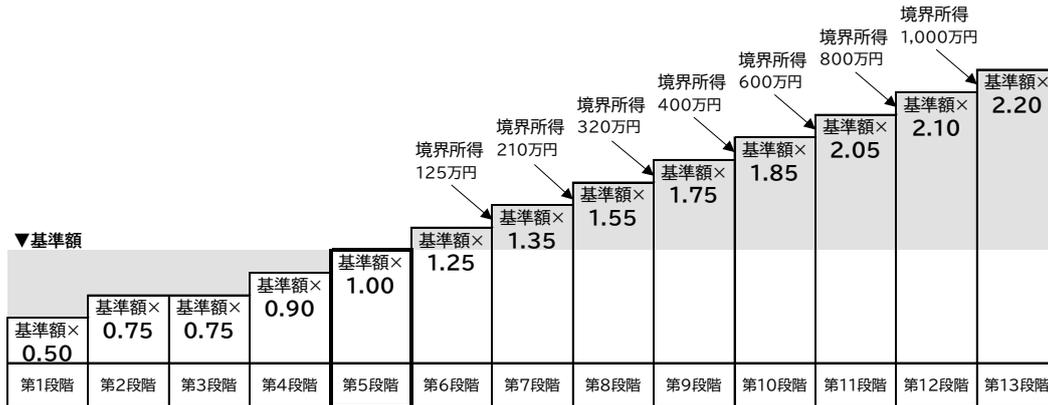


(4) 介護保険料の算定

①所得段階設定

本町では第7期計画において、低所得者の保険料軽減を拡充しつつ、介護保険料基準額の抑制を図るため、標準段階区分(9段階)を13段階とする多段階化の措置を行っています。第8期計画においても13段階の多段階化の措置を継続します。

なお、第7、8、9段階の境界となる所得金額については、国の第8期基準所得金額の設定に合わせるものとします。



②所得段階別被保険者数(第1号被保険者)

第1号被保険者の所得段階別被保険者数を次のとおり推計しました。

(単位：人)

所得段階	令和3年度	令和4年度	令和5年度	第8期計
第1段階	534	531	526	1,591
第2段階	314	312	309	935
第3段階	251	250	247	748
第4段階	665	661	655	1,981
第5段階	870	864	856	2,590
第6段階	891	885	877	2,653
第7段階	959	952	944	2,855
第8段階	461	458	454	1,373
第9段階	115	114	113	342
第10段階	100	99	98	297
第11段階	31	31	31	93
第12段階	11	10	10	31
第13段階	37	36	36	109
合計	5,239	5,203	5,156	15,598
所得段階補正後人数 (被保険者数×保険料率)	5,837	5,794	5,743	17,373

※各段階の所得等の条件は83ページに記載しています。

③保険料基準額

令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3年間の標準給付費見込み額、地域支援事業費見込み額をもとに、第1号被保険者負担割合(23%)に応じ、過去の実績における収納率を勘案した保険料賦課総額を被保険者見込み数で除して算出します。

(単位：千円)

標準給付見込み額 A	4,292,092
地域支援事業費 B	208,922
↳うち介護予防・日常生活支援総合事業費 B'	97,750
第1号被保険者負担分 $C = (A + B) \times 23\%$	1,035,233
調整交付金相当額 $D = (A + B') \times 5\%$	219,492
調整交付金見込み額 $E = (A + B') \times 0.45\%^{*}$ (*3年の平均)	20,276
財政安定化基金償還金 F	0
準備基金取崩額 G	93,500
市町村特別給付費等 H	0
保険料収納必要額 $I = C + D - E + F - G + H$	1,140,949
保険料収納率 J	99.50 %
保険料賦課総額 $K = I \div J$	1,146,682
(多段階化後) 所得段階別加入割合補正後被保険者数 ¹⁵ L	17,373 人

保険料基準額(月額) = 保険料賦課総額(K)

÷ 所得段階別加入割合補正後被保険者数(L) ÷ 12 ÷ 5,500 円

第8期(令和3年度~令和5年度)	
保険料基準額	5,500円

※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

15 各所得段階の人数に保険料率を乗じ、基準額を負担される人数としては何人に相当するかを計算して補正した人数です。

④第8期介護保険事業計画における第1号被保険者の介護保険料

第8期計画期間の所得段階別介護保険料を以下のとおり設定します。

所得段階	対象者	保険料率	保険料 (月額)	保険料 (年額)
第1段階	生活保護受給者の方 老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の方 世帯全員が市町村民税非課税の方で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.50 【0.30】	2,750 【1,650】	33,000 【19,800】
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税の方で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の方	0.75 【0.50】	4,125 【2,750】	49,500 【33,000】
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税の方で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超えている方	0.75 【0.70】	4,125 【3,850】	49,500 【46,200】
第4段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税で、かつ本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.90	4,950	59,400
第5段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税で、かつ本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えている方	1.00	5,500	66,000
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	1.25	6,875	82,500
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上210万円未満の方	1.35	7,425	89,100
第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.55	8,525	102,300
第9段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	1.75	9,625	115,500
第10段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	1.85	10,175	122,100
第11段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	2.05	11,275	135,300
第12段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	2.10	11,550	138,600
第13段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	2.20	12,100	145,200

※保険料は端数の調整を行い設定しています。

※第1段階～第3段階の人は公費による負担軽減が図られ、保険料率が上記の【 】内に軽減されます。保険料(月額)(年額)の【 】内は公費負担による軽減を適用した金額です。

※介護保険料の所得段階の判定をするための、合計所得金額、課税年金収入額については、平成30年度税制改正に伴う特例を適用して判定します。

第8章 計画推進のために

1 令和7（2025）年・令和22（2040）年の予測

第8期計画では、令和7(2025)年及び令和22(2040)年までを見据え、需要や保険給付に要する費用等を推計するよう努めることとされています。

令和7年にかけては需要が下降するサービスも考えられますが、長期的には総じて需要は増加していくと予測されます。

(1) 個別サービスに関する量の見込み

予防給付		【参考】令和5 (2023) 年度推計	令和7 (2025) 年度推計	令和22 (2040) 年度推計
介護予防サービス				
介護予防訪問入浴介護	(回)	0	0	0
	(人)	0	0	0
介護予防訪問看護	(回)	81	81	86
	(人)	19	19	20
介護予防訪問リハビリテーション	(回)	178	202	202
	(人)	21	24	24
介護予防居宅療養管理指導	(人)	14	14	16
介護予防通所リハビリテーション	(人)	62	64	65
介護予防短期入所生活介護	(日)	3	3	3
	(人)	1	1	1
介護予防短期入所療養介護	(日)	0	0	0
	(人)	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	(人)	68	69	71
特定介護予防福祉用具購入費	(人)	4	4	4
介護予防住宅改修	(人)	5	6	7
介護予防特定施設入居者生活介護	(人)	5	6	7
介護予防支援	(人)	129	134	144
地域密着型介護予防サービス				
介護予防小規模多機能型居宅介護	(人)	15	16	17
介護予防認知症対応型共同生活介護	(人)	1	1	1

介護給付		【参考】令和5 (2023) 年度推計	令和7 (2025) 年度推計	令和22 (2040) 年度推計
居宅サービス				
訪問介護	(回)	1,087	999	1,188
	(人)	87	84	98
訪問入浴介護	(回)	22	17	17
	(人)	5	4	4
訪問看護	(回)	772	738	867
	(人)	92	85	99
訪問リハビリテーション	(回)	552	464	570
	(人)	43	38	46
居宅療養管理指導	(人)	59	51	58
通所介護	(回)	932	864	1,013
	(人)	104	95	111
通所リハビリテーション	(回)	923	771	928
	(人)	111	98	117
短期入所生活介護	(日)	514	293	322
	(人)	44	28	30
短期入所療養介護	(日)	56	41	48
	(人)	9	7	8
福祉用具貸与	(人)	172	172	187
特定福祉用具購入費	(人)	9	10	11
住宅改修費	(人)	4	4	5
特定施設入居者生活介護	(人)	16	16	18
居宅介護支援	(人)	291	290	335
地域密着型サービス				
地域密着型通所介護	(回)	171	157	172
	(人)	17	17	19
小規模多機能型居宅介護	(人)	37	38	42
認知症対応型共同生活介護	(人)	9	10	11
施設サービス				
介護老人福祉施設	(人)	128	131	155
介護老人保健施設	(人)	56	60	72
介護医療院	(人)	17	20	25

(2) 介護保険給付費の予測

	令和7(2025)年度	令和22(2040)年度
介護予防給付費(千円)	87,099	90,904
介護給付費(千円)	1,287,125	1,520,519
地域支援事業費(千円)	67,686	49,258

ただし、この計算は介護サービス利用者数や利用量が現在の状況のまま推移した場合の想定によるものであり、高齢者人口の推移や介護予防への取組によって結果は大きく変わります。また、準備基金取崩の設定や今後の制度改正等の影響も加味されていないものです。

2 計画の推進方策

(1) 庁内関係部署の連携

本町が取り組む様々な事業の展開に当たっては、「高齢者福祉」の視点を中心に、まちづくりや移動支援、就労的活動や生きがいにつながる野外の活動、防災・防犯など多方面からの取組を総合的に進めることが必要です。このため、企画・総務部門、交通部局ほか、庁内の関係部署が幅広く連携を取って各種事業を計画的・総合的に展開し、計画の円滑な推進を図ります。

(2) 保健・医療・福祉の連携強化

本計画の目標の達成に向けて着実な実践を目指すとともに、高齢者やその家族等の多様なニーズに適切に対応し、地域生活を支援していくために、介護保険制度だけでなく、それ以外の保健・医療・福祉分野の連携を一層強化し、必要なサービスの適切な提供に努めます。さらに、介護予防の観点から、予防を重視した健康づくりの取組を充実するとともに、生涯学習、まちづくり等も含めた、総合的な推進体制の整備に向けた取組を進めます。また、都道府県、国との連携を深めるとともに、各種団体との連携も図ります。

(3) 地域関係機関等との連携

地域福祉の推進役として位置づけられる社会福祉協議会をはじめとし、民生委員・児童委員、老人クラブ、ボランティア団体、NPOなどを支援するとともに、主体的な地域福祉活動の支援、連携を一層強化する中で、本計画の推進を図っていきます。

(4) 町民との協働

本計画の基本理念である「お年寄りにやさしいまちづくり」の実現のためには、公的なサービスとともに、あらゆる町民が参画する、住民による福祉活動等の取組も必要となります。地域の特性を生かした福祉の輪が広がるよう地域福祉を推進し、福祉文化の浸透を図ることで、日の出町らしい「地域共生社会」の実現を目指します。

また、町民が主体的に活動に取り組めるよう、高齢者保健福祉に関するサービスや行政に関する情報を提供していくとともに、ボランティア活動への支援をはじめ、町民との協力関係を築いていきます。

3 計画の進行管理

本計画の着実な目標の実現に向けて、PDCAサイクルに従って、各年度計画の実施及び進捗状況の点検、評価を行います。

(1) 高齢者保健福祉計画の進行管理

高齢者保健福祉施策の進行管理に関しては、その実施状況の把握や評価点検等を行い、これを「介護保険事業計画等運営協議会」に定期的に報告を行っていくことなどにより、進行管理を図ります。

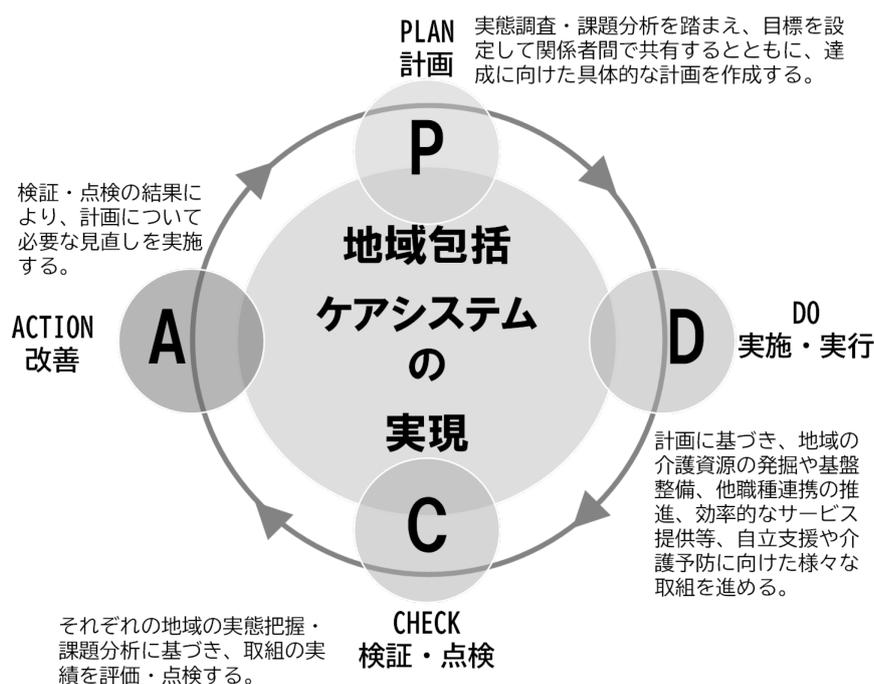
(2) 介護保険事業計画の点検と評価

介護保険事業計画の進捗状況の点検と評価については、計画策定の中心となった「介護保険事業計画等運営協議会」において、事業計画期間を通して総合的な進捗状況の把握と評価を行います。

(3) 交付金に係る評価の活用

平成 29(2017)年度創設の「保険者機能強化推進交付金」、令和 2(2020)年度創設の「介護保険保険者努力支援交付金」については、本町においても交付金に係る評価を実施しています。これらの評価結果も活用しながら、本計画の進行管理における PDCA サイクルを強化します。

▼PDCA サイクルのプロセスのイメージ



4 介護保険事業の適正な運営

(1) サービス利用者等への支援

①被保険者がサービスの選択をするための支援

要介護の状態になっても、自らサービスを選択できるよう、サービスに関する情報を適切に提供していくとともに、これらの情報をさらに充実させ、利用者やその家族が活用し、希望に見合ったサービスの利用ができるよう支援していきます。

また、事業者には、利用者の選択に資する情報を公開することが義務付けられていますが、この制度についての周知を行うことで適切なサービス利用の促進を図ります。

②苦情・相談対応の充実

介護保険に関する苦情・相談は、いきいき健康課、地域包括支援センター、東京都国民健康保険団体連合会(国保連)で受け付けています。町は保険者として、苦情や相談に対しては関係部署と連携し、事業者の協力を求めながら迅速な解決に努めます。

③制度の周知

介護保険制度について、町広報紙や、パンフレット、ホームページ等により、サービスの利用方法やサービスの種類などの情報を分かりやすく提供し制度の周知に努めます。

(2) 介護サービスの質の向上

①ケアマネジメントの充実

ケアマネジメントの充実を図るために事例検討会の開催や関係機関との連携確立・強化などへの支援を行います。また、地域ケア会議の設置を推進します。

②居宅介護支援事業者への支援

居宅介護支援事業者の質の向上を図るために、事業者連絡会等への情報提供や研修の実施などの支援を行います。

③事業者間の連携強化

事業者間の連携強化のため、在宅医療・介護連携検討会、ケアマネジャー連絡会、介護保険事業者連絡会における情報交換・共有を行います。

また、制度や施策に関する情報提供、事例検討会や研修等を実施することにより、介護支援専門員等の資質向上が図れるよう努めます。

資料編

資料1 日の出町介護保険事業計画等運営協議会設置要綱

日の出町介護保険事業計画等運営協議会設置要綱

平成20年3月31日

告示第42号

(趣旨・設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項の規定に基づき、3年を1期とし、3年ごとに日の出町介護保険事業計画等を策定（見直し）するにあたり、幅広い関係者の参画の下に諸課題の検討を行うため、日の出町介護保険事業計画等運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 運営協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 介護給付費等対象サービス種類ごとの量の見込みに関する事
- (2) 前号に規定する見込み量の確保のための方策に関する事
- (3) 居宅サービス事業及び居宅支援事業者の相互間の連携の確保に関する事
- (4) 介護保険事業量の見込みに関する事
- (5) 地域包括支援センターの設置及び運営に関する事
- (6) 地域密着型サービスの指定及び運営に関する事
- (7) 前各号に掲げるもののほか、介護保険事業を円滑に行うために町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 運営協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、住民・福祉関係団体等の代表者・学識経験者を有する者及び町職員から町長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする。

2 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱され、又は任命された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(委員長及び副委員長)

第5条 運営協議会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営協議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、その過半数が出席しなければ開くことができない。

3 運営協議会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 運営協議会は、その所掌事務について必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 運営協議会に関する庶務は、いきいき健康課介護保険係において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営等に関し必要な事項は、委員長が運営協議会に諮って定める。

附 則（平成20年3月31日告示第42号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第33号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

資料2 日の出町介護保険事業計画等運営協議会委員名簿

職務	氏名	選出区分等	備考
被保険者代表	伊藤 恵子	第1号被保険者	
	濱田 敏郎		
	鈴木 維代		
	蛭澤 明子		
	渡邊 裕次	第2号被保険者	
	越沼 規充		
医療関係	馬場 眞澄	医師	副委員長
サービス提供事業者代表	荒井 典枝	介護老人福祉施設	
	坂井 典子	介護医療院	
福祉関係	宮田 和利	指定訪問介護事業所	令和2年2月8日～ 令和2年3月31日
	牧野 正		令和2年4月1日～
	山中 則義	悠友クラブ連合会	令和2年2月8日～ 令和2年4月22日
	木住野 芳男		令和2年4月23日～
	古山 博大	民生・児童委員	
学識経験者	池田 徹行	元助役	委員長
	宮崎 安基	東京高齢・退職者団体連合事務局	
保険者代表	木崎 孝二	副町長	

資料3 日の出町介護保険事業計画等運営協議会審議経過

回数	開催日	検討課題等
第1回	令和2年 2月5日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定に伴う諮問 ・第7期計画値と実績値の比較について ・介護保険料率の改正（低所得者軽減強化）について ・地域密着型サービスの指定一覧について ・日の出町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査・在宅介護実態調査について
第2回	令和2年 7月22日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・日の出町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業策定のためのアンケート調査集計結果報告について ・日の出町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定方針(案)について
第3回	令和2年 9月29日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・日の出町介護保険事業実績レポートについて ・日の出町第8期計画に係る人口推計について ・今後の介護保険制度改正について ・第8期における介護保険料設定について ・計画の骨子案について
第4回	令和2年 11月17日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画素案(案)について ・第8期介護保険料(案)について ・パブリックコメントの実施時期について
第5回	令和3年 1月28日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果について ・高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画(案)(最終版)について ・高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画(案)及び、介護保険料について(答申)

※第5回は新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受け書面開催

資料4 パブリックコメント（意見公募）実施概要

1 実施時期

令和2年12月1日(火)から12月15日(火)まで

2 周知方法

- ・広報ひので12月号
- ・日の出町ホームページ
- ・日の出町お知らせメール
- ・日の出町公式ツイッター

3 閲覧場所

日の出町役場いきいき健康課窓口、日の出町立図書館本館、日の出町ホームページ

4 意見提出方法

閲覧場所に備え付けの用紙又は日の出町ホームページからダウンロードした用紙へ意見・必要事項を記入の上、次のいずれかの方法で提出

- ・直接いきいき健康課介護保険係へ提出
- ・郵送
- ・FAX
- ・電子メール

5 結果

- ・意見提出者:2名
- ・意見数:9件

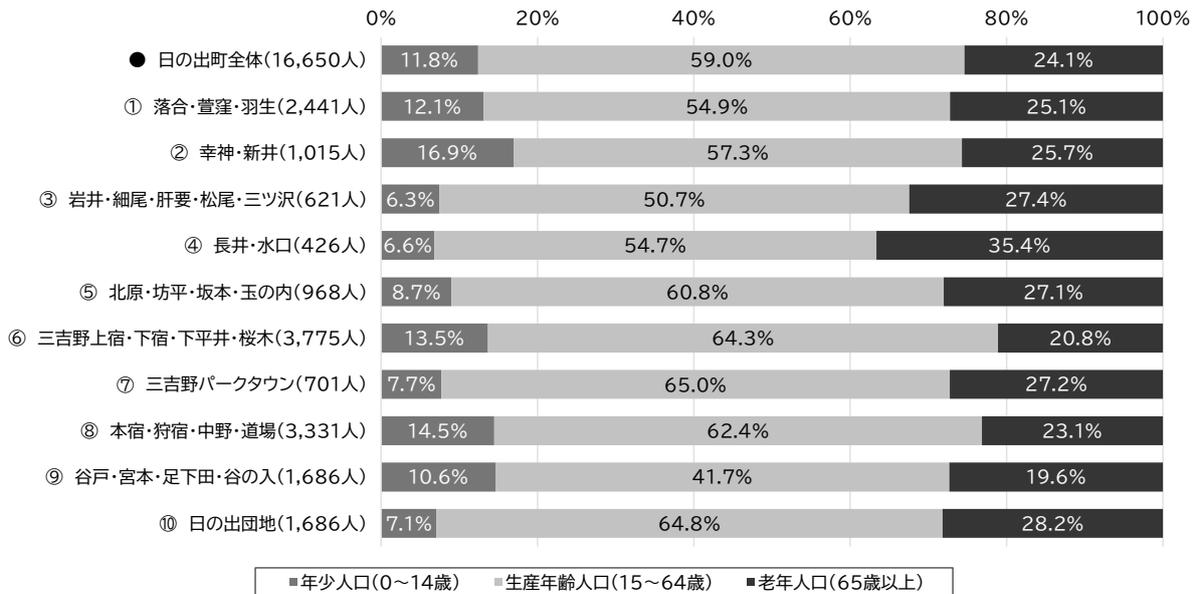
6 結果の公表

意見概要及び町の考え方については日の出町ホームページにて公開

資料5 地区別の人口・高齢化等の状況

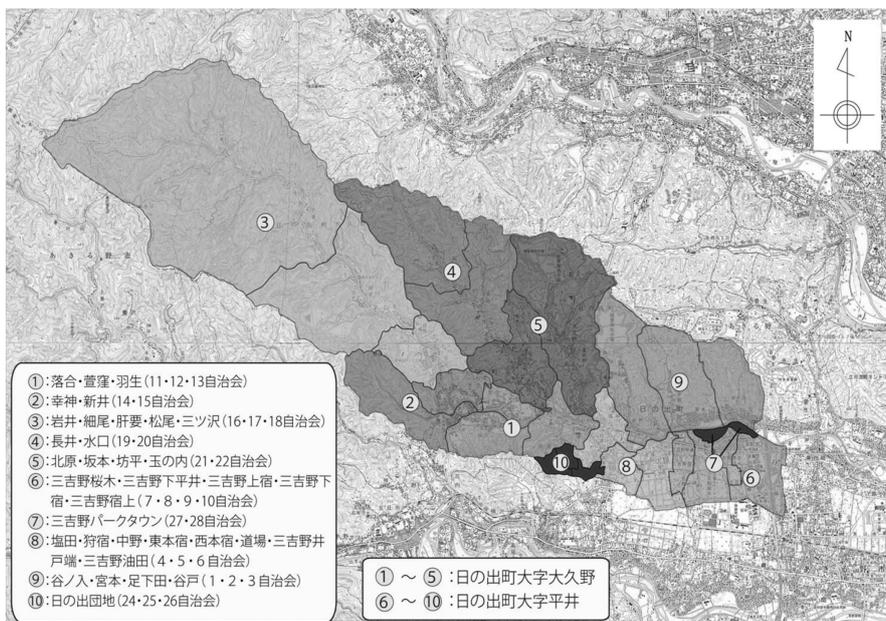
町内 10 地区の年齢 3 区分別人口の割合は以下のとおりです。ただし、本町の特徴として介護保険施設等が多いことから、老年人口については、施設入所者数を除いた人数（実質老年人口）を基に割合を算出しています（人口・老年人口は住民基本台帳とは異なります）。

▼各地区人口から施設入所者数を除いた年齢 3 区分別人口の割合



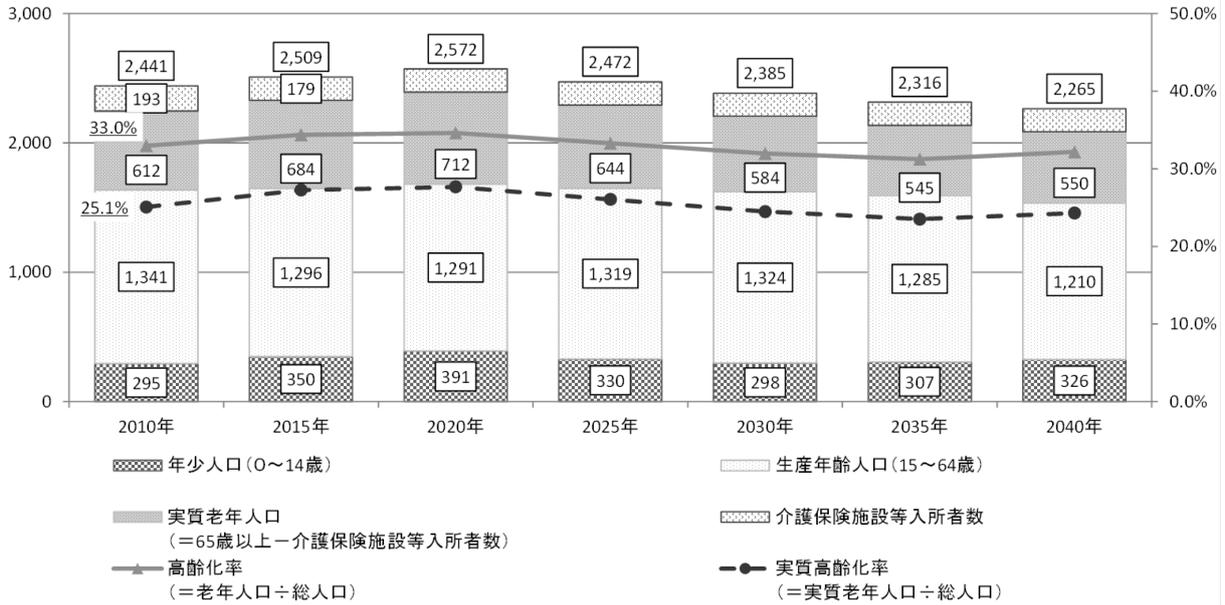
資料：「日の出町人口ビジョン・まちひとしごと創生総合戦略」で検討した地区別の人口推移資料（住民基本台帳 平成 22 年実績値を基としている）

▼地区の区分

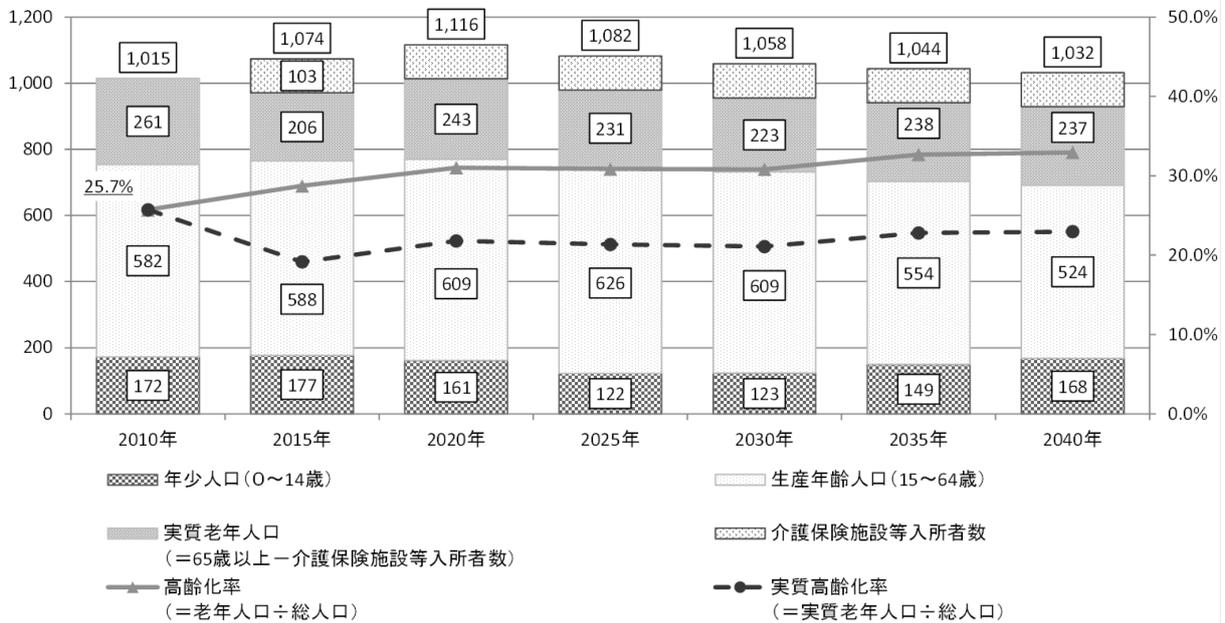


町内 10 地区の年齢 3 区分別人口の将来推計は以下のとおりです。

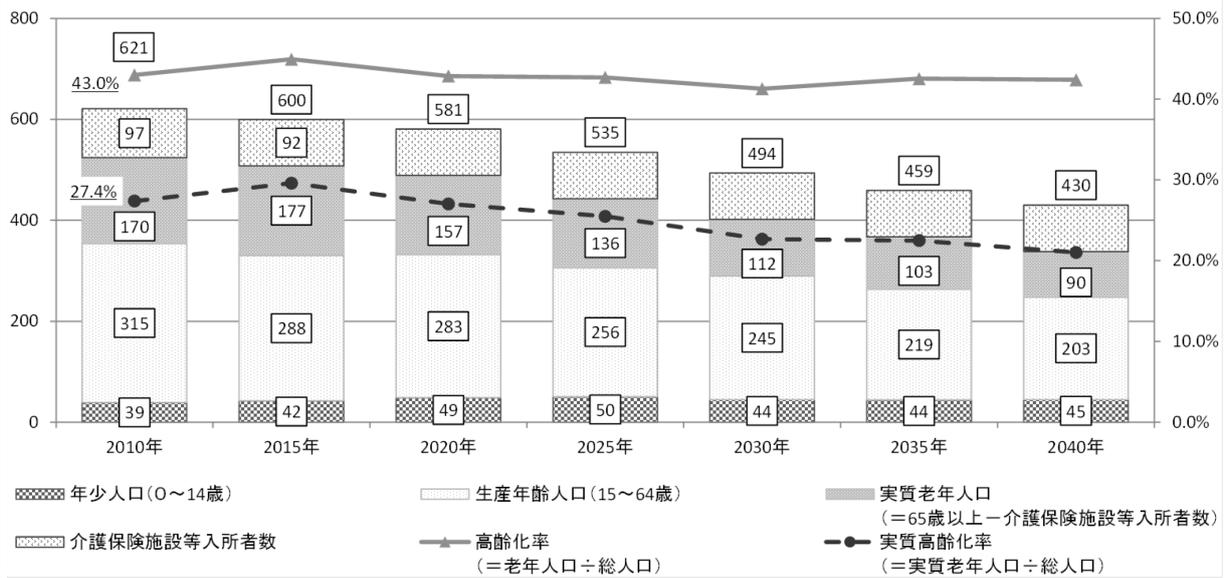
①落合・萱窪・羽生



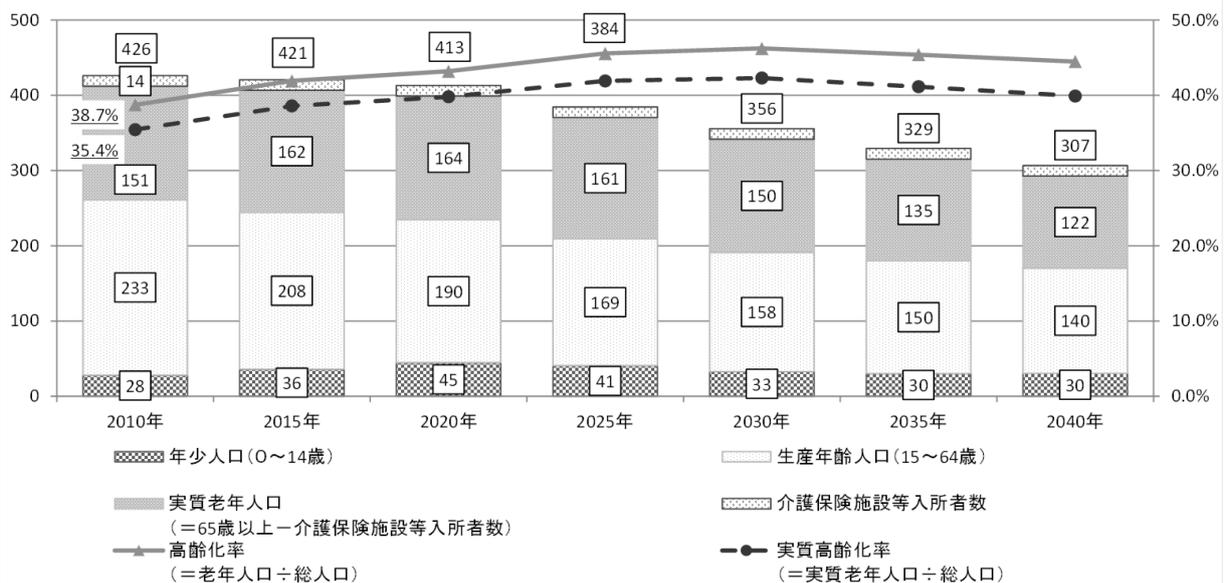
②幸神・新井



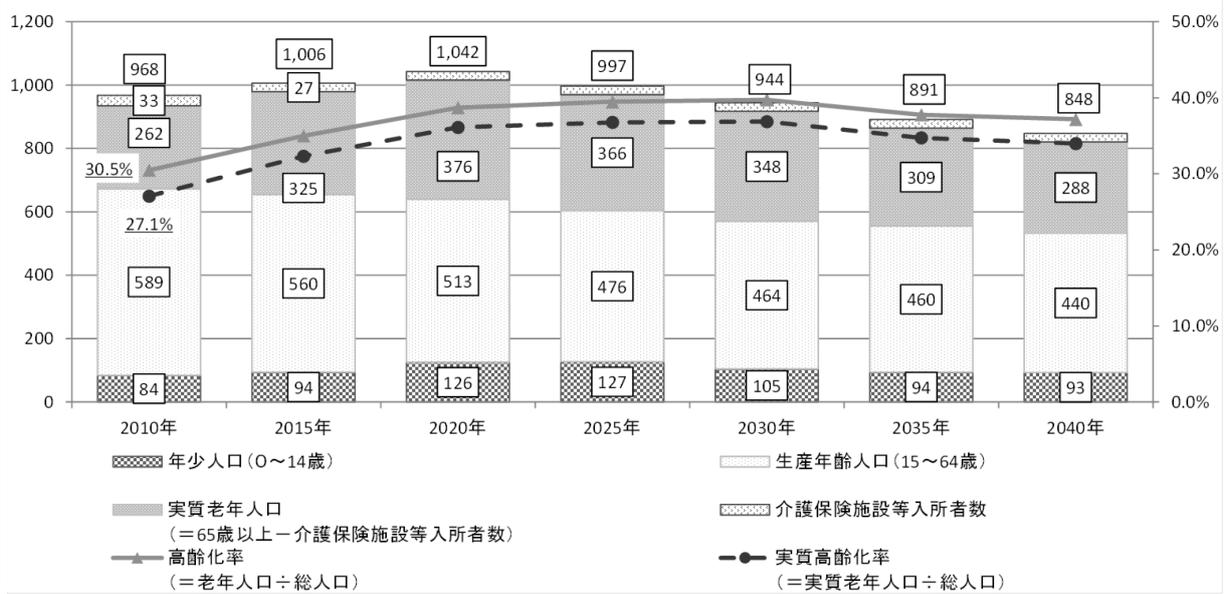
③岩井・細尾・肝要・松尾・三ツ沢



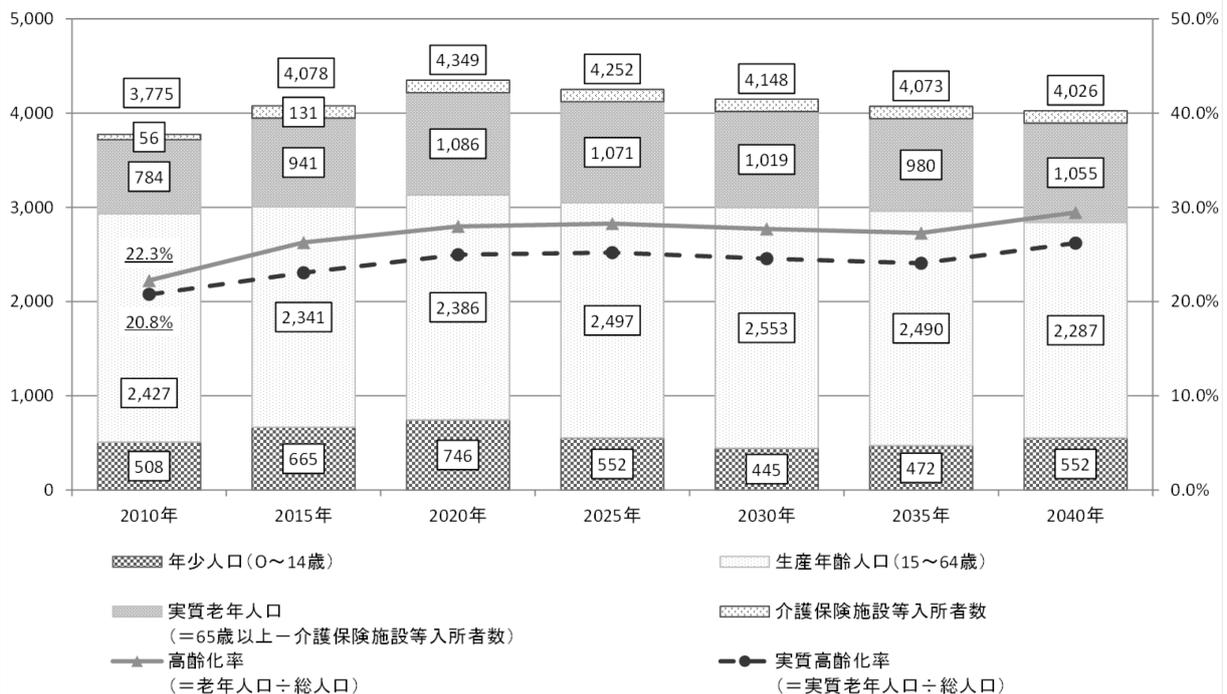
④長井・水口



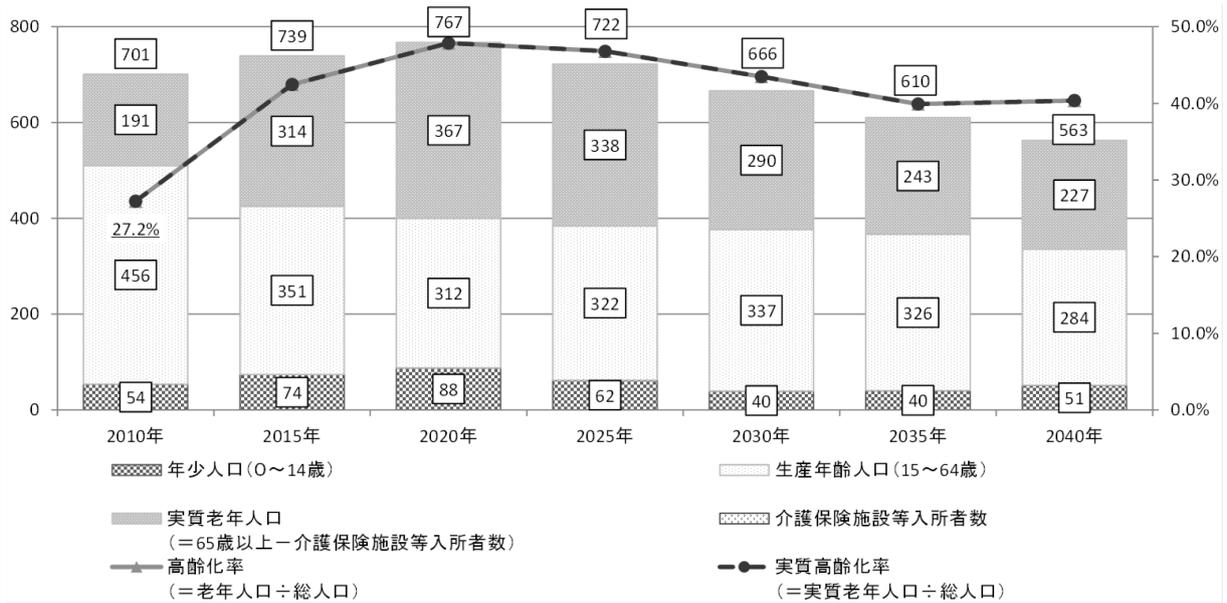
⑤北原・坊平・坂本・玉の内



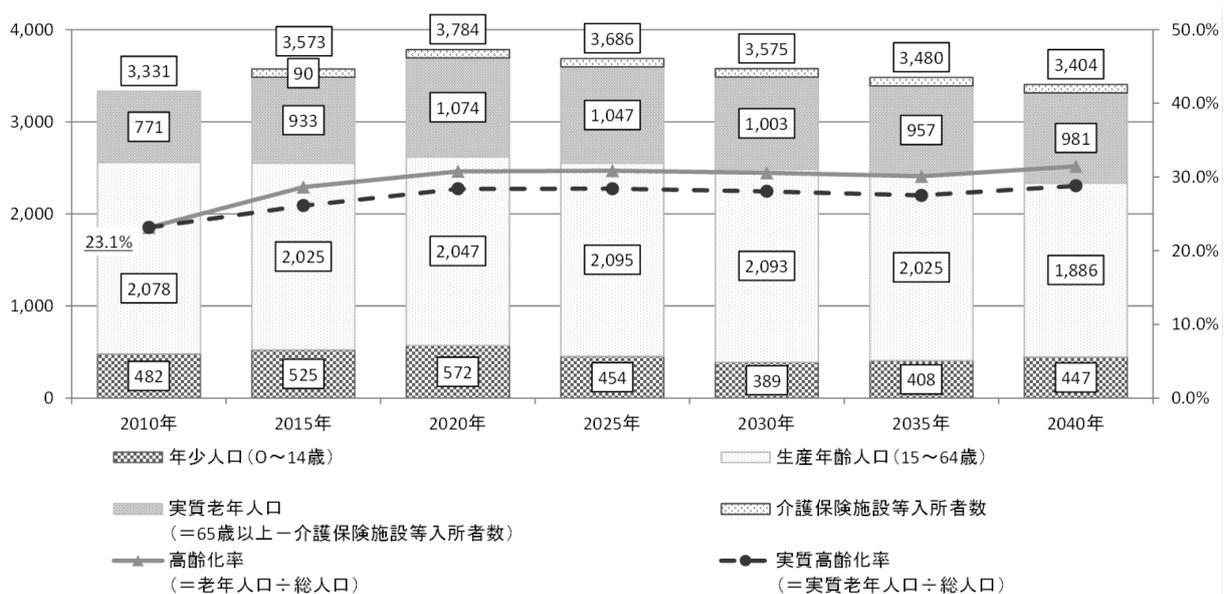
⑥三吉野上宿・下宿・下平井・桜木



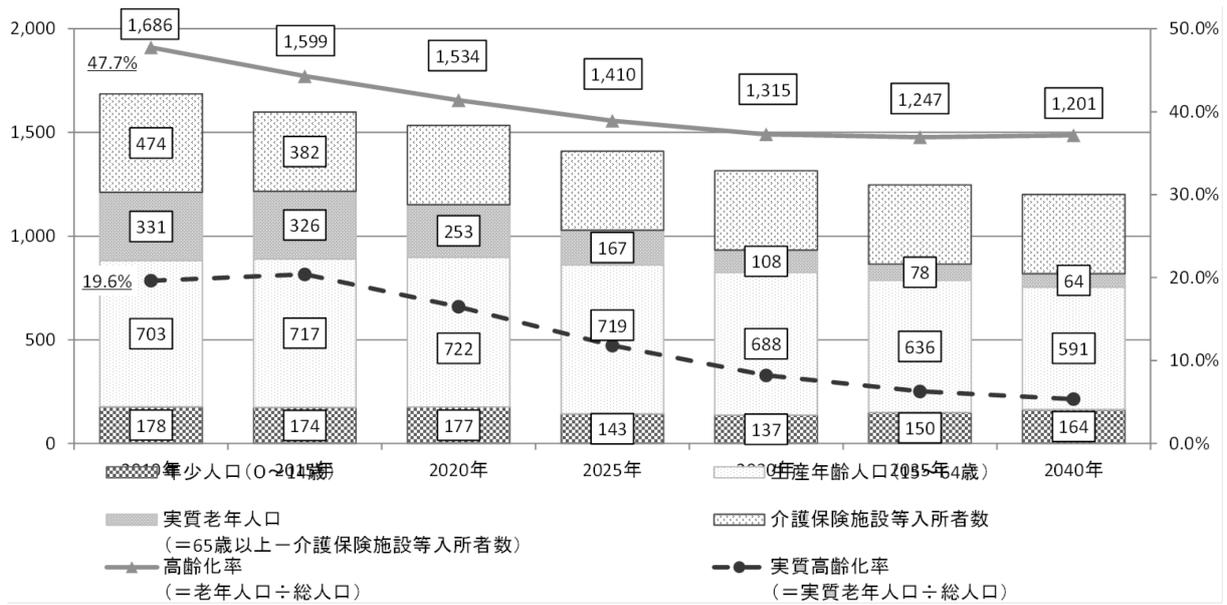
⑦三吉野パークタウン



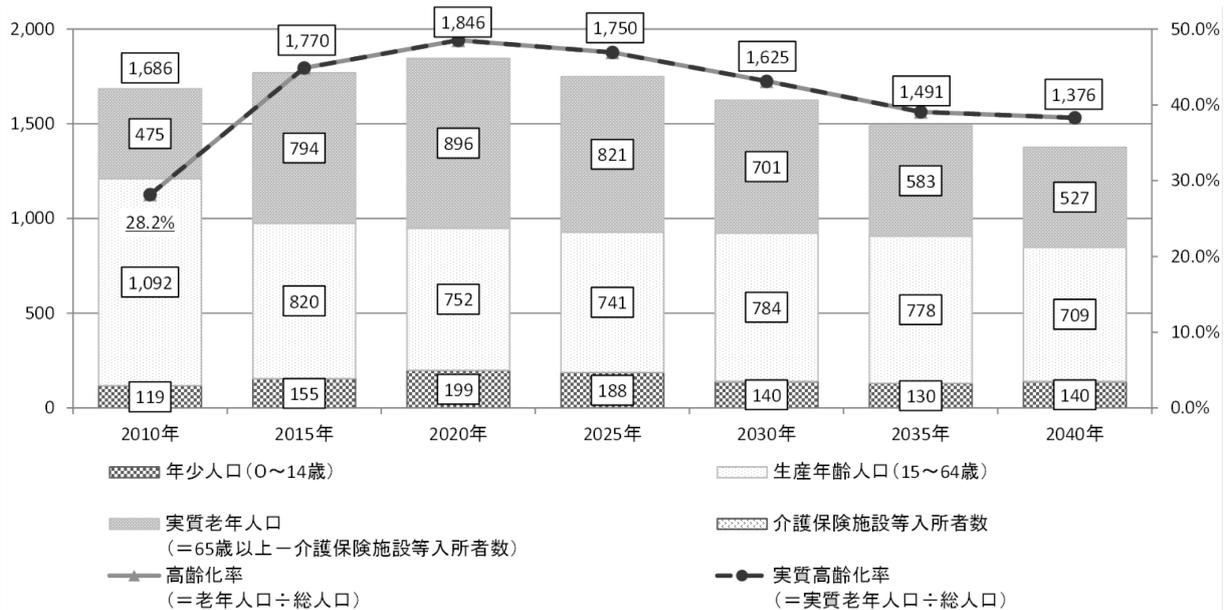
⑧本宿・狩宿・中野・道場



⑨谷戸・宮本・足下田・谷の入



⑩日の出団地



日の出町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画

発行年月：令和3年3月

発行：日の出町いきいき健康課 高齢支援係・介護保険係

住所：〒190-0192 西多摩郡日の出町平井 2780 番地

T E L：高齢支援係：042-588-5368（直通）

介護保険係：042-588-5410（直通）